

資 料 編

廃炉安全監視協議会開催結果	95
労働者安全衛生対策部会開催結果	104
環境モニタリング評価部会開催結果	109
廃炉安全確保県民会開催結果	114
令和4年度における申し入れ状況	120
国への要望、東京電力への申し入れ等	121
国の会議への参加	125
地域防災計画（原子力災害対策編）の概要	126
原子力防災訓練の実施	131
原子力防災用語集	134
各協定、要綱等	135
福島県における原子力発電所関連年表	171
原子力関係機関の一覧	195

廃炉安全監視協議会開催結果（令和4年度）

○ 第1回（令和4年5月24日）

- 場 所 福島県庁 北庁舎2階「プレスルーム」
- 説 明 者 原子力規制庁、資源エネルギー庁、東京電力ホールディングス株式会社
- 議 事 (1) ALPS 処理水の安全性に関する IAEA レビュー報告書について
(2) ALPS 処理水希釈放出設備に関する実施計画変更認可申請書の補正申請について
(3) ALPS 処理水希釈放出設備に関する審査書（案）について
(4) その他
- ア これまでの廃炉安全監視協議会・技術検討会での質問回答について
- イ 福島第二原子力発電所における車両の出入管理不備について

結果概要

多核種除去設備等処理水希釈放出設備に関して、4月28日に東京電力が原子力規制委員会に対して国際原子力機関（IAEA）レビュー報告を踏まえた実施計画変更認可申請書の補正申請を行ったことから、IAEA レビュー報告書及び補正申請の内容を資源エネルギー庁担当者並びに東京電力から説明を受け確認するとともに、5月18日に原子力規制委員会です承された審査書案についても原子力規制庁担当者から説明を受け、内容を確認しました。

○ 第2回（令和4年7月26日）

- 場 所 福島県庁 北庁舎2階「災害対策本部会議室」
- 説 明 者 原子力規制庁、資源エネルギー庁、東京電力ホールディングス株式会社、事務局（福島県）
- 議 事 (1) 汚染水発生量の更なる低減に向けて
(2) ALPS 処理水の海洋放出関連設備の設置等に係る審査書について
(3) ALPS 処理水希釈放出設備及び関連施設の新設に関する確認結果報告書（案）について

調査概要

- (1) 汚染水発生量の更なる低減に向けて
- ALPS 処理水の希釈放出を行う上で、汚染水発生量を削減することが重要であることから、東京電力及び資源エネルギー庁に対し、汚染水対策の状況と今後の課題と対応、汚染水発生量の更なる低減に向けての説明を求めた。
- (2) ALPS 処理水の海洋放出関連設備の設置等に係る審査書について
- 原子力規制庁に対し、7月22日に認可された審査書及びパブリックコメントに対する原子力規制委員会としての考え方について説明を求めた。
- (3) ALPS 処理水希釈放出設備及び関連施設の新設に関する確認結果報告書（案）について
- 確認結果報告書（案）については、一部修正意見があったが、内容については妥当と判断された。

○ 第3回（令和4年10月19日）

場 所 杉妻会館3階「百合」

説 明 者 東京電力ホールディングス株式会社

議 事 (1) ALPS 処理水の取扱いについて

ア 事前了解時の要求事項の進捗状況について

イ 淡水化装置（RO 装置）入口におけるトリチウム濃度状況について

ウ ALPS 処理装置出口水のストロンチウム90濃度の告示濃度限度超えについて

(2) 雨水・地下水の建屋流入量抑制対策について

(3) 1号機ペDESTALの健全性に関する今後の調査について

結果概要

(1) ALPS 処理水の取扱いについて

ALPS 処理水希釈放出設備及び関連施設の新設に関する事前了解時の要求事項の進捗状況について確認するとともに、3月16日の福島県沖地震以降、3号機原子炉建屋滞留水のトリチウム濃度が上昇している事象、本年7月27日～8月4日にかけて運転した増設ALPSにおいて、7月28日に処理した水のストロンチウム90濃度が上昇した事象の原因並びに今後の対策を確認した。

(2) 雨水・地下水の建屋流入量抑制対策について

直近の主な建屋流入量抑制施策の工程を確認するとともに、1～4号機建屋周辺で計画されている建屋の局所止水の試験実施状況についても確認した。

(3) 1号機ペDESTALの健全性に関する今後の調査について

一部のコンクリートが損傷している1号機ペDESTALの今後の調査計画等を確認した。

平成24年度から令和3年度までの開催状況は、次のとおりである。

略称 国（エ）：経済産業省資源エネルギー庁、国（規）：原子力規制庁

NDF：原子力損害賠償・廃炉等支援機構

年度	回数 (各年度の回数)	開催日	開催場所	説明者	協議（調査）内容
H24	第1回 (1)	H24.12.26	杉妻会館	国（エ） 東京電力	(1) 廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況 (2) 滞留水処理の現状と今後の予定 (3) 特定原子力施設のリスク評価 (4) 福島第一原発5、6号機と福島第二原発の現状
	第2回 (2)	H25.2.5	福島第一原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	(1) 中長期ロードマップに基づく個別の安全確保に関する取組 (2) 特定原子力施設の実実施計画に関する取組
H25	第3回 (1)	H25.4.3	福島第一原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	(1) 停電トラブルの原因と再発防止対策 (2) 県の申し入れ（3月28日）に対する対応状況
	第4回 (2)	H25.4.24	福島第一原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	(1) 地下貯水槽からの漏えいトラブルへの対応状況 (2) 3号機使用済燃料プール冷却停止トラブルへの対応状況
	第5回 (3)	H25.6.11	ふくしま 中町会館	国（エ） 東京電力	(1) 廃炉に向けた東京電力の取組状況 (2) 特定原子力施設に係る実施計画の概要 (3) 「廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」の改訂
	第6回 (4)	H25.6.13	福島第二原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	(1) 福島第二原発の復旧状況（1号機復旧完了に伴う報告） (2) 冷温停止維持に係る1号機設備等の復旧状況の確認
	第7回 (5)	H25.8.6	福島第一原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	(1) 海側地下水の放射性濃度の上昇及び汚染水の海への漏出 (2) 多核種除去設備（ALPS）におけるバッチ処理タンクからの漏えい (3) 3号機原子炉建屋上部からの湯気の発生 (4) 原子炉注水タンクの高台タンクから復水貯蔵タンクへの変更等
	第8回 (6)	H25.9.13	福島第一原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	(1) H4エリアタンクにおける汚染水の漏えいに対する対応状況 (2) 汚染水の海への漏えいに対する対応
	第9回 (7)	H25.9.17	杉妻会館	国（エ） 国（規） 東京電力	(1) H4エリアタンクにおける汚染水の漏えい (2) タービン建屋東側における汚染地下水の海への漏えい (3) 汚染水対策に係る国の取組 (4) 海域モニタリング (5) 平成24年度年報及び平成25年度第1四半期原子力発電所周辺環境放射能測定結果報告書
	第10回 (8)	H25.9.20	福島第二原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	(1) 福島第二原発2号機燃料移動作業 (2) 2号機使用済燃料プールにおける異物混入防止対策
	第11回 (9)	H25.10.22	福島第一原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	(1) 汚染水貯留タンクエリアにおける堰内雨水排出対応状況 (2) H4タンクエリア周辺における高濃度放射性物質検出 (3) 6号機の燃料移動作業における現場状況
	第12回 (10)	H25.11.12	福島第一原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	4号機の使用済燃料プールからの燃料移動に関する安全確保の状況

年度	回数 (各年度の回数)	開催日	開催場所	説明者	協議（調査）内容
H25	第13回 (11)	H25.11.21	福島第一原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	4号機の使用済燃料プールからの燃料移動に関する安全確保の状況
	第14回 (12)	H25.11.26	福島第一原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	4号機の使用済燃料プールに沈めた空の移送用キャスクに使用済燃料を移動する作業の確認
	第15回 (13)	H25.12.16	福島第一原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	(1) 4号機使用済燃料プールから共用プールへの燃料移動作業の実施状況 (2) 汚染水貯蔵タンクエリアにおける雨水対策実施状況
	第16回 (14)	H26.1.16	福島第一原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	(1) 覆土式一時保管施設 (2) 4号機使用済燃料プールからの燃料移動作業実施状況 (3) G6北、G4南タンクエリア堰からの漏えい防止対策実施状況
	第17回 (15)	H26.2.20	杉妻会館	国(工) 国(規) 東京電力	(1) 汚染水貯留H6エリアのタンク上部からの漏えい (2) 2号機原子炉压力容器底部温度計の故障 (3) ストロンチウム90及び全βの測定方法誤り (4) 廃炉・汚染水問題に対する追加対策の実施状況と今後の見通し
	第18回 (16)	H26.3.7	福島第一原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	(1) 汚染水移送に関する作業管理の実施状況 (2) 地中埋設物の管理状況 (3) ストロンチウム90及び全βの測定誤り (4) 2号機原子炉压力容器底部温度計の損傷に関する対応状況 (5) 水処理二次廃棄物の管理状況
H26	第19回 (1)	H26.4.9	福島第一原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	(1) 多核種除去設備（ALPS）におけるトラブルへの対応状況 (2) H6エリアタンク上部天井板からの高濃度汚染水の漏えいに関する対策実施状況 (3) 地中埋設ケーブル切断による4号機使用済燃料プール冷却の一時停止に関する対策の実施状況 (4) ストロンチウム90及び全βの測定誤りに関する対策の実施状況 (5) ろ過水タンクエリア堰及びG5タンクエリア堰からの溢水
	第20回 (2)	H26.5.20	ホテル福島 グリーン パレス	国(工) 国(規) 東京電力	(1) 申し入れ事項（4月25日）に対する国、東京電力の対応 地下水バイパス計画、廃炉・汚染水対策 (2) 凍土遮水壁 (3) 雨水対策
	第21回 (3)	H26.6.2	福島第一原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	(1) 地下水バイパス設備（排水溝、免震重要棟、一時貯留タンク、排水配管、現場制御盤） (2) 凍土遮水壁実証試験現場確認 (3) 多核種除去設備（ALPS）のクロスフローフィルタ
	第22回 (4)	H26.7.17	福島第一原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	(1) 地下水バイパスの運用 (2) 凍土遮水壁の工事 (3) B・C排水路付替工事 (4) 5号機補機冷却海水系及び6号機燃料プール冷却浄化系からの漏えい対応状況 (5) 1号機建屋カバー解体とガレキ撤去
	第23回 (5)	H26.7.30	ホテル サンルート プラザ福島	国(工) 国(規) 東京電力	(1) 1号機建屋カバー解体作業及びガレキ撤去 (2) 配管トレンチ内滞留水の処理及び凍土遮水壁 (3) 地下水バイパス (4) 汚染水タンクの健全性 (5) 申し入れに対する対応状況 (5・6号機関連トラブルへの対応)

年度	回数 (各年度の回数)	開催日	開催場所	説明者	協議（調査）内容
H26	第24回 (6)	H26.10.22	福島第一原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	1号機建屋カバーの解体に向けた飛散防止対策 の取組状況及びモニタリング監視体制の整備状 況 <ul style="list-style-type: none"> 遠隔監視モニタ（免震重要棟） 1号機建屋飛散防止剤作業現場 （1・2号機開閉所前） 連続ダストモニタ設置箇所 （1・2号機開閉所前） 遠隔操作室（1号機西側作業コンテナ室）
	第25回 (7)	H26.10.31	福島第一原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	(1) 1号機建屋カバーの屋根パネル取外作業に おける飛散防止対策の取組状況及びモニタリ ング体制 <ul style="list-style-type: none"> 遠隔監視モニタ（免震重要棟） 連続ダストモニタ監視設置（免震重要棟） 1号機建屋カバーの屋根パネル取外作業 現場（1・2号機開閉所前） 連続ダストモニタ設置箇所 （モニタリングポストNo.8） (2) 4号機使用済燃料（変形燃料）移動作業の 安全確保状況 <ul style="list-style-type: none"> 4号機使用済燃料移動作業現場 （4号機オペレーションフロア）
	第26回 (8)	H26.12.2	サンパレス 福島	国（工） 国（規） 東京電力	(1) 2・3号機海水配管トレンチの充填作業 (2) 構内汚染水処理計画（敷地境界線量低減） (3) 3号機使用済燃料プール内のガレキ落下再 発防止対策
	第27回 (9)	H26.12.4	福島第一原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	(1) 1号機建屋カバーの屋根パネルの吊戻作業 の確認（1・2号機開閉所前） (2) 2号機海水配管トレンチにおけるコンク リート充填作業の確認
	第28回 (10)	H26.12.24	福島第一原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	(1) 3号機使用済燃料プール内ガレキ撤去作業 (2) 構内汚染水処理設備（RO濃縮水処理設備等） (3) フランジ型タンクの解体作業 (4) 2・3号機海水配管トレンチの充填作業 (5) 4号機使用済燃料プール内燃料取出状況
	第29回 (11)	H27.2.17	サンパレス 福島	国（工） 国（規） 東京電力	(1) サブドレン他水処理施設 (2) 凍土遮水壁
	第30回 (12)	H27.2.27	福島第一原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	(1) 2号機原子炉建屋大物搬入口屋上部の高濃 度の放射性物質を含む雨水のK排水路からの 港湾外への流出 (2) B・C排水路からの放射性物質を含む水の 港湾内への流出
H27	第31回 (1)	H27.4.27	福島第一原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	(1) 情報公開の徹底 (2) 高濃度の放射性物質を含む雨水がK排水路 から港湾外へ流出していた件 (3) B・C排水路から放射性物質を含む水が港 湾内へ流出した件 (4) 構内の排水路等全般 (5) 1号機原子炉建屋カバー解体準備作業状況
	第32回 (2)	H27.5.26	福島県庁	国（工） 国（規） NDF 東京電力	(1) 東京電力(株)福島第一原子力発電所の廃炉の ための技術戦略プラン2015 (2) 東京電力(株)福島第一原子力発電所の廃止措 置等に向けた中長期ロードマップの改訂案 (3) 排水路を流れる水の実施計画上の整理 (4) 廃炉に向けた東京電力の取組状況
	第33回 (3)	H27.6.23	福島第一原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	(1) 1,000トンノッチタンクから3号機タービン 建屋への移送配管からの漏えい事象に対する 対策の実施状況 (2) フランジ型タンクの解体作業の実施状況

年度	回数 (各年度の回数)	開催日	開催場所	説明者	協議（調査）内容
H27	第34回 (4)	H27.7.15	サンパレス 福島	国（エ） 国（規） 東京電力	(1) 1号機の原子炉建屋カバー解体における今後の予定及び原子炉建屋からの放射性物質の飛散抑制対策 (2) 2号機の原子炉建屋周辺のヤード整備 (3) 3号機の使用済燃料プールからの撤去作業
	第35回 (5)	H27.7.28	福島第一原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	1号機建屋カバーの屋根パネル1枚目の取外し作業
	第36回 (6)	H27.8.26	福島第一原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	(1) 死亡災害について (2) サブドレン・地下水ドレン浄化設備の概要と運転管理 (3) サブドレン・地下水ドレン処理水の排水管理
	第37回 (7)	H27.9.14	福島第一原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	(1) サブドレン・地下水ドレン設備からの排水 (2) サブドレン・地下水ドレン設備の健全性
	第38回 (8)	H27.11.5	福島第一原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	(1) K排水路における汚染された雨水の流出防止対策の取組状況 (2) サブドレンの運用状況
	第39回 (9)	H27.12.24	福島第二原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	(1) 使用済燃料の状況 (2) 危険予知体感訓練の実施状況
	第40回 (10)	H28.1.8	ホテル サンルート プラザ福島	国（規） 東京電力	(1) 排水路全体の管理計画 (2) 海側遮水壁 (3) 1号機建屋カバー解体工事
	第41回 (11)	H28.2.24	福島第一原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	雑固体廃棄物焼却設備の概要、運用方法及び試験運転の実施状況
H28	第42回 (1)	H28.4.19	福島第一原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	(1) K排水路における汚染された雨水の流出防止対策の取組状況 (2) 陸側遮水壁の運用状況 (3) 雑固体廃棄物焼却設備の運用状況 (4) 建屋内水位の管理状況
	第43回 (2)	H28.6.13	ホテル福島 グリーン パレス	国（エ） 国（規） 東京電力	(1) 陸側遮水壁凍結運転開始後の状況確認 (2) 燃料取り出しに向けた取組状況の確認
	第44回 (3)	H28.7.11	杉妻会館	国（エ） 国（規） 東京電力	炉心溶融公表問題
	第45回 (4)	H28.8.8	ホテル福島 グリーン パレス	国（規） 東京電力	炉心溶融公表問題
	第46回 (5)	H28.9.1	杉妻会館	国（規） 東京電力	廃棄物関連施設の設置計画
	第47回 (6)	H28.9.9	杉妻会館	国（規） 東京電力	炉心溶融公表問題
	第48回 (7)	H28.9.12	福島第一原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	(1) 1号機原子炉建屋カバー壁パネル取り外し作業の取組状況の確認 (2) 廃棄物処理施設建設予定地の状況確認
	第49回 (8)	H28.11.11	ホテル福島 グリーン パレス	国（規） 東京電力	(1) 廃棄物関連施設等の新・増設 (2) 凍土遮水壁等の取組状況
	第50回 (9)	H28.11.25	ザ・セレクトン 福島	東京電力	(1) 11月22日に発生した福島県沖地震の対応状況 (2) 中長期ロードマップの取組状況

年度	回数 (各年度の回数)	開催日	開催場所	説明者	協議（調査）内容
H28	第51回 (10)	H28.12.20	ホテル福島 グリーン パレス	国（規） 東京電力	(1) 原子炉注水停止及び使用済燃料プール冷却 浄化系停止 (2) 福島県沖地震後の対応状況
	第52回 (11)	H29.2.13	福島第二原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	(1) 地震後の対応状況 (2) 不適合の是正措置状況
	第53回 (12)	H29.2.7	福島第一原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	(1) 地震・津波対策に係る機動的対応の状況確 認 (2) 汚染水対策に係る状況確認 (3) 燃料取り出しに係る状況確認
H29	第54回 (1)	H29.4.28	福島第一原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	(1) 燃料取り出しに係る状況確認 (2) 至近で発生したトラブル等について
	第55回 (2)	H29.6.16	ザ・セレクトン 福島	東京電力	(1) 燃料取り出しに係る状況確認 (2) 汚染水対策に係る状況確認
	第56回 (3)	H29.9.7	福島県庁 北庁舎	国（エ） NDF 東京電力	(1) 技術戦略プラン2017について (2) 中長期ロードマップの改訂について
	第57回 (4)	H29.9.8	福島第一原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	(1) サブドレンピットNo51の一時的な水位低下 事象について (2) 陸側遮水壁の進捗状況と原子炉建屋周囲地 下水位管理について (3) 燃料取り出しに係る状況確認について (4) その他
	第58回 (5)	H29.10.17	福島第二原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	(1) 地震動及び津波の評価の見直しの経緯につ いて (2) 防護対策の考え方、実施状況について (3) 地震・津波に対する初動対応の確認につ いて
	第59回 (6)	H29.10.27	ザ・セレクトン 福島	国（エ） 東京電力	(1) サブドレン水位計設定の誤りについて (2) 中長期ロードマップの改訂について
	第60回 (7)	H30.2.8	福島県庁	東京電力	燃料取り出しに係る状況確認 (1) 1号機原子炉建屋北側ガレキ撤去工事 (2) 2号機原子炉建屋屋根保護層撤去工事 (3) 3号機燃料取り出しカバー設置状況
	第61回 (8)	H30.3.26	福島県庁	国（エ） 東京電力	汚染水対策（凍土遮水壁の効果等）について
H30	第62回 (1)	H30.5.16	ホテル福島 グリーン パレス	東京電力	(1) 2号機原子炉建屋西側外壁開口設置につ いて (2) その他
	第63回 (2)	H30.7.24	杉妻会館	東京電力	(1) 3号機燃料取扱設備クレーン不具合調査に ついて (2) その他
	第64回 (3)	H30.9.4	福島第一原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	(1) 燃料取り出しに係る状況確認 ・ 1号機原子炉建屋ガレキ撤去工事（Xブ レース切断） ・ 2号機原子炉建屋西側外壁開口設置およ びオベフロ調査状況 ・ 3号機使用済燃料取り出しについて (2) 今後実施される作業、至近に発生したトラ ブル等について ・ 1・2号機排気筒解体工事 ・ 3号機燃料取扱設備（FHM・クレーン） の不具合について
	第65回 (4)	H30.11.30	ザ・セレクトン 福島	東京電力	(1) 3号機燃料取扱設備の状況について (2) 汚染水対策について (3) 2号機燃料デブリ冷却状況の確認試験について

年度	回数 (各年度の 回数)	開催日	開催場所	説明者	協議（調査）内容
H30	第66回 (5)	H31.1.25	ザ・セレクトン 福島	東京電力	(1) 3号機燃料取扱設備における安全・品質の確保及び今後の取り組みについて (2) 2号機 CST 炉注ポンプ全停事象並びに2号機燃料デブリ冷却状況確認試験の今後について
	第67回 (6)	H31.3.26	ホテル福島 グリーン パレス	東京電力	(1) 3号機使用済燃料プールからの燃料取り出しの状況について (2) 1号機 PCV 内部調査について（アクセスルート構築作業） (3) 2号機燃料デブリ冷却状況の確認試験の実施について (4) 1/2号機排気筒解体工事の状況について
R1	第68回 (1)	R1.5.20	福島第一原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	(1) 1/2号機排気筒解体工事の状況について (2) メガフロートの着底工事について (3) 千島海溝津波防潮堤の設置について (4) 2号機燃料デブリ冷却状況の確認状況について (5) 1号機原子炉建屋オペレーティングフロアガレキ撤去の状況について
	第69回 (2)	R1.6.14	福島県庁	東京電力	「東京電力における品質管理について」 (1) 1/2号機排気筒解体用クレーンの高さ調整作業について (2) 2号機 RPV 窒素封入流量監視における運転上の制限の逸脱について (3) 福島第一廃炉推進カンパニー品質管理および調達管理の取り組みについて
	第70回 (3)	R1.8.7	福島第一原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	(1) 1/2号機排気筒解体工事について (2) 1号機 PCV 内部調査にかかるアクセスルート構築作業について (3) 1号機原子炉建屋オペフロ・ウェルプラグ調査について (4) 3号機使用済燃料プールからの燃料取り出しについて (5) 第3セシウム吸着装置 (SARRY II) の運用開始について
	第71回 (4)	R1.11.21	ザ・セレクトン 福島	東京電力	(1) 福島第一、第二原子力発電所における自然災害対策について (2) 1/2号機排気筒解体工事の状況について (3) 3号機使用済燃料プールからの燃料取り出しの状況について
	第72回 (5)	R1.12.5	ホテル福島 グリーンパレス	国(エ) NDF	中長期ロードマップの改訂について
R2	第73回 (1)	R2.7.14	ホテル福島 グリーン パレス	東京電力	(1) 福島第二原子力発電所の廃止措置計画について (2) 福島第一原子力発電所放射性物質分析・研究施設第2棟の新設について (3) 福島第一原子力発電所廃棄物関連設備の新・増設について
	第74回 (2)	R2.12.22	杉妻会館	東京電力	(1) 汚染水対策について (2) 1号機建屋カバー撤去等の状況について (3) 3号機に燃料取り出し等の状況について
	第75回 (3)	R3.2.22 ～3.1	書面開催	東京電力	(1) 津波対策について (2) 1号機 PCV 内部調査について (3) 2号機のデブリ試験取り出し準備状況等について (4) 3号機使用済燃料プールからの燃料取り出しについて (5) 汚染水処理に係る状況について

年度	回数 (各年度の回数)	開催日	開催場所	説明者	協議（調査）内容
R 3	第76回 (1)	R 3 . 5 . 25	福島県庁 北庁舎	国（規） 東京電力	(1) 福島第二原子力発電所の廃止措置計画の認可について (2) 福島第二原子力発電所廃止措置計画に関する福島県原子力発電所安全確保技術検討会確認結果報告書について (3) 令和3年2月13日に発生した福島県沖地震に関する令和2年度第3回廃炉安全監視協議会の取りまとめ及びその後の状況について (4) その他
	第77回 (2)	R 3 . 8 . 11	福島第一 原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	(1) 一時保管エリアPのノッチタンクからの漏えいによる排水枡における全β値の上昇に関する状況 (2) 一時保管エリアW2のコンテナからの漏えいによる物揚場排水路放射線モニタ指示値上昇に関する状況
	第78回 (3)	R 3 . 9 . 9	福島県庁 北庁舎	国（規） 東京電力	(1) 福島第一原子力発電所における総点検の状況について (2) シールドプラグ汚染状況について
	第79回 (4)	R 3 . 10 . 26	福島第一 原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	多核種除去設備（ALPS）における高性能容器（HIC）排気フィルタの損傷について
	第80回 (5)	R 3 . 11 . 18	福島第二 原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	(1) 廃止措置の進捗状況と今後の予定 (2) 放射性廃棄物の保管状況の現地確認 (3) 性能維持施設の管理状況の現地確認
	第81回 (6)	R 3 . 12 . 2	福島県庁 北庁舎 (オンライン)	東京電力	(1) 福島第一原子力発電所2月13日福島県沖地震後の総点検について (2) 令和3年度第4回廃炉安全監視協議会（立入調査）の結果について（多核種除去設備（ALPS）における高性能容器（HIC）排気フィルタの損傷について） (3) 陸側遮水壁一部温度上昇について
	第82回 (7)	R 3 . 12 . 27	杉妻会館	東京電力	(1) 福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画の変更認可申請に係る事前了解について (2) 1号機原子炉格納容器内部調査について
	第83回 (8)	R 4 . 1 . 24	福島第一 原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	(1) 多核種除去設備処理水希釈放出設備等についての確認 (2) 福島第一原子力発電所廃棄物関連設備及び施設の新・増設計画について（増設雑固体廃棄物焼却設備の設置状況及び他廃棄物関連施設の進捗状況の確認）
	第84回 (9)	R 4 . 3 . 25	ホテル福島 グリーン パレス	国（規） 福島県 東京電力	(1) 令和4年3月16日福島県沖地震に対する福島第一第二原子力発電所の対応状況 (2) 多核種除去設備処理水希釈放出設備について ア 海底トンネルに関する外部有識者による質疑 イ 原子力規制庁における実施計画変更認可申請の審査状況 ウ 福島県における事前了解願いへの検討経過 エ 原子力規制庁提出資料に関する追加説明

労働者安全衛生対策部会開催結果（令和4年度）

○ 第1回（令和4年6月3日：Web開催）

- 場 所 福島県庁北庁舎2階プレスルーム
- 説 明 者 東京電力ホールディングス株式会社
- 議 事 (1)労働環境改善の取組について
(2)人身災害発生状況及び安全活動計画について
(3)従事者の被ばく線量の全体概況について
(4)至近の労働安全に関わる問題について
(5)新型コロナウイルス対策について

結果概要（部会長まとめ）

【東京電力に対して】

- 東京電力においては、(1)被ばく線量と作業従事者の被ばく低減の適切な管理、(2)作業環境の更なる改善と労働災害の防止、(3)新型コロナウイルス対策など、安全に安心して働ける環境整備に、引き続き努めていただきたい。また、これから夏本番の時期になり暑さも増してくるため、引き続き熱中症対策についてもしっかり取り組んでいただきたい。

【福島労働局・原子力規制庁に対して】

- 福島労働局、原子力規制庁におかれては、事業者に対する指導監督を引き続き徹底していただくようお願いする。

○ 第2回（令和4年11月22日：現場調査）

場 所 福島第一原子力発電所

- 議 事 (1)現場確認 ア ALPS 処理水希釈放出設備及び関連施設工事の作業安全管理状況
イ 厚生棟における APD セキュリティゲートの設置状況
- (2)会 議 ア 福島県による ALPS 処理水放水口トンネル工事現場の安全確認結果について
イ 労働環境改善の取組について
ウ 人身災害発生状況及び安全活動計画について
エ 従事者の被ばく線量の全体概況について
オ 至近の労働安全に関わる問題について
カ 新型コロナウイルス感染対策について
キ 福島労働局による令和3年度監督指導結果の報告

結果概要（原子力安全対策課長まとめ）

【東京電力に対して】

- 東京電力においては、(1)作業従事者の被ばく低減対策、(2)作業環境の更なる改善と労働災害の防止、(3)新型コロナウイルス対策など、安全に安心して働ける環境整備に、引き続き努めていただきたい。ALPS 処理水希釈放出設備等の設置工事に当たっては、安全対策を徹底し、事故等が発生しないよう取り組んでいただきたい。

【福島労働局に対して】

- 福島労働局、原子力規制庁におかれては、事業者に対する指導監督を引き続き徹底していただくようお願いする。

○ 第3回（令和5年2月16日）

場 所 福島県庁北庁舎2階プレスルーム

説 明 者 東京電力ホールディングス株式会社

- 議 事 (1)ALPS 処理水希釈放出設備設置工事における作業安全確保状況について
 (2)労働環境改善の取組について
 (3)作業員アンケートの結果について
 (4)人身災害発生状況について
 (5)従事者の被ばく線量の全体概況について
 (6)至近の労働安全に関わる問題について
 (7)新型コロナウイルス対策について

結果概要（部会長まとめ）

【東京電力に対して】	
<ul style="list-style-type: none"> 東京電力においては、(1)被ばく線量と作業従事者の被ばく低減の適切な管理、(2)作業環境の更なる改善と労働災害の防止、(3)新型コロナウイルス対策など、安全に安心して働ける環境整備に、引き続き努めていただきたい。また、ALPS 処理水希釈放出設備設置工事については、引き続き安全対策を徹底し、事故やトラブルが発生しないように取り組んでいただきたい。 	
【福島労働局・原子力規制庁に対して】	
<ul style="list-style-type: none"> 福島労働局、原子力規制庁におかれては、事業者に対する指導監督を引き続き徹底していただくようお願いする。 	

平成25年度から令和3年度までの開催状況は、次のとおりである。

年度	回数 (各年度の回数)	開催日	開催場所	説明者	協議（調査）内容
H25	第1回 (1)	H25.9.17	杉妻会館	福島労働局 東京電力	(1) 作業従事者の被ばく線量の状況 (2) 東京電力における緊急作業従事者の長期的健康管理
	第2回 (2)	H25.11.21	杉妻会館	福島労働局 東京電力	(1) 作業従事者の被ばく線量の状況 (2) 廃炉作業にかかる作業員の確保
	第3回 (3)	H26.2.6	福島テルサ	福島労働局 東京電力	(1) 作業従事者の被ばく線量の状況 (2) 廃炉作業の雇用の適正化
H26	第4回 (1)	H26.6.4	福島テルサ	福島労働局 東京電力	(1) 作業従事者の被ばく線量の状況 (2) 作業環境の安全確保 (3) 労働条件の改善に関する取組
	第5回 (2)	H26.9.9	福島テルサ	福島労働局 東京電力	(1) 作業従事者の被ばく線量の状況 (2) 作業従事者の被ばく線量低減対策 (3) 作業従事者の要員確保に関する取組
	第6回 (3)	H26.12.3	杉妻会館	福島労働局 東京電力	(1) 作業従事者の被ばく線量の状況 (2) 作業従事者の安全確保
	第7回 (4)	H27.2.5	ふくしま 中町会館	福島労働局 東京電力	(1) 福島第一、第二原子力発電所における作業員の死亡事故 (2) 作業員の被ばく線量の状況
H27	第8回 (1)	H27.6.3	福島テルサ	福島労働局 東京電力	(1) 死亡災害事故の災害防止対策の進捗状況 (2) 労務費割増に関する取組の進捗状況 (3) 作業員の労働条件と安全・健康確保対策の取組状況 (4) 作業員の被ばく線量の状況

年度	回数 (各年度の回数)	開催日	開催場所	説明者	協議（調査）内容
H27	第9回 (2)	H27.9.2	杉妻会館	福島労働局 東京電力	(1) 福島第一原子力発電所における作業員の死亡事故 (2) 労働環境改善の取組状況 (3) 作業員の被ばく線量の状況
	第10回 (3)	H27.12.8	杉妻会館	福島労働局 東京電力	(1) 労働環境改善に係るアンケート調査結果 (2) 労働環境改善の取組状況 (3) 作業員の被ばく線量の状況 (4) 白血病の労災認定
	第11回 (4)	H28.2.10	杉妻会館	福島労働局 東京電力	(1) 作業員の安全確保 (2) 労働環境改善の取組状況 (3) 作業員の被ばく線量の状況
H28	第12回 (1)	H28.6.3	サンパレス 福島	福島労働局 東京電力	(1) 労働環境改善の取組状況 (2) 災害発生状況 (3) 作業員の被ばく線量の状況 (4) 平成27年の監督指導結果
	第13回 (2)	H28.9.7	杉妻会館	福島労働局 東京電力	(1) 労働環境改善スケジュール (2) 被ばく低減対策の具体的取組 (ALARA 会議等) (3) 作業員の健康管理 (4) 管理対象区域の運用区分及び放射線防護 装備の適正化の運用 (5) 災害発生状況 (6) 作業員の被ばく線量の状況 (7) 作業員アンケート結果を踏まえた就労形 態等の実態調査結果 (8) 白血病の労災認定
	第14回 (3)	H28.12.7	ホテル サンルート プラザ 福島	東京電力	(1) 労働環境改善スケジュール (2) 構内専用車両整備 (3) 災害発生状況 (4) 熱中症予防対策 (5) 作業員の被ばく線量の状況
	第15回 (4)	H29.1.24	自治会館	福島労働局 東京電力	(1) 労働環境改善スケジュール (2) 労働環境改善に係るアンケート調査結果 (3) 作業員の健康管理 (4) 構内専用車両整備状況 (5) 甲状腺がんの労災認定
H29	第16回 (1)	H29.5.29	ホテル福島 グリーン パレス	福島労働局 東京電力	(1) 労働環境改善の進捗状況 (2) 被ばく低減対策の具体的取組 (3) 災害発生状況 (4) 作業員の被ばく線量の状況 (5) 平成28年の監督指導結果
	第17回 (2)	H29.10.12	福島第一 原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	(1) 車両解体作業現場 (2) 車両整備工場 (3) タンク解体作業現場（H6タンクエリア） (4) 汚染・破損車両の解体、車両整備等 (5) 救急医療及び搬送体制 (6) 危険体感施設 (7) フランジタンク解体方法及び作業員の内 部取込み

年度	回数 (各年度の回数)	開催日	開催場所	説明者	協議（調査）内容
H29	第18回 (3)	H30.1.23	ホテル福島 グリーン パレス	福島労働局 東京電力	(1) 労働環境改善の取組及び作業員アンケート結果 (2) 労務費割増分の見直し (3) 構内専用車両整備及び汚染車両等解体 (4) 人身災害発生状況及び熱中症予防対策実施状況 (5) 被ばく線量全体概況 (6) 眼の水晶体の等価線量限度引き下げ (7) 白血病の労災認定
H30	第19回 (1)	H30.6.7	杉妻会館	福島労働局 東京電力	(1) 労働環境改善の取組について (2) 構内専用車両の運用状況及び車両整備について (3) 人身災害発生状況及び安全活動計画について (4) 従事者の被ばく線量の全体概況について
	第20回 (2)	H30.11.16	福島第一 原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	【現地調査】 (1) 構内救急医療室（ER）の状況について (2) H5タンクエリアにおける負傷事象について (3) 個人靴移動可能エリアの拡張の状況について (4) その他（EVバスの状況について） 【会議】 (1) 福島第一原子力発電所における人身災害発生状況について (2) 従事者の被ばく線量の全体概況について (3) 構内救急医療室（ER）の概要 (4) H5タンクエリア設置工事における災害の原因と対策 (5) 個人靴移動可能エリアの拡張
	第21回 (3)	H31.2.7	杉妻会館	東京電力	(1) 労働環境改善の取組について (2) 作業員アンケート結果について (3) 人身災害発生状況及び熱中症予防対策実施状況について (4) 従事者の被ばく線量の全体概況について (5) 構内専用車両の運用状況及び車両整備について (6) 雇用適正化・要員確保について
R1	第22回 (1)	R1.6.14	福島県庁 北庁舎	福島労働局 東京電力	(1) 労働環境改善の取組について (2) 人身災害発生状況及び安全活動計画について (3) 従事者の被ばく線量の全体概況について (4) 平成30年1月～12月の監督指導結果について
	第23回 (2)	R1.10.10	福島第一 原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	【現地調査】 (1) 海水サンプリング業務における負傷者発生の再発防止対策の状況 (2) 熱中症対策状況 (3) マスク洗浄の状況 【会議】 (1) 労働環境改善の取組について (2) 人身災害発生状況について (3) 従事者の被ばく線量の全体概況について

年度	回数 (各年度の回数)	開催日	開催場所	説明者	協議（調査）内容
R 1	第24回 (3)	R 2 . 2 . 12	福島県庁 北庁舎	東京電力	(1) 労働環境改善の取組について (2) 作業員アンケート結果について (3) 至近の労働安全に関わる問題について (4) 従事者の被ばく線量の全体概況について
R 2	第25回 (1)	R 2 . 6 . 17 ～ 6 . 24	書面開催	東京電力	(1) 労働環境改善の取組について (2) 人身災害発生状況及び安全活動計画について (3) 従事者の被ばく線量の全体概況について (4) 至近の労働安全に関わる問題について (5) 新型コロナウイルス対策について
	第26回 (2)	R 2 . 10 . 30	ホテル福島 グリーン パレス	東京電力	(1) 労働環境改善の取組について (2) 人身災害発生状況及び安全活動計画について (3) 従事者の被ばく線量の全体概況について (4) 至近の労働安全に関わる問題について (5) 新型コロナウイルス対策について
	第27回 (3)	R 3 . 2 . 16	福島県庁 北庁舎	東京電力	(1) 労働環境改善の取組について (2) 作業員アンケート結果について (3) 人身災害発生状況について (4) 従事者の被ばく線量の全体概況について (5) 至近の労働安全に関わる問題について (6) 新型コロナウイルス対策について (7) 福島第二原子力発電所廃止措置計画における線量低減評価や安全確保対策について
R 3	第28回 (1)	R 3 . 6 . 14	福島県庁 北庁舎	東京電力	(1) 労働環境改善の取組について (2) 人身災害発生状況及び安全活動計画について (3) 従事者の被ばく線量の全体概況について (4) 至近の労働安全に関わる問題について (5) 新型コロナウイルス対策について
	第29回 (2)	R 3 . 10 . 14	杉妻会館	東京電力 福島労働局	(1) 労働環境改善の取組について (2) 人身災害発生状況及び安全活動計画について (3) 従事者の被ばく線量の全体概況について (4) 至近の労働安全に関わる問題について (5) 新型コロナウイルス対策について (6) 福島労働局による監督指導結果について (7) 「電離放射線障害の業務上外に関する検討会」の検討結果及び労災認定した事案について
	第30回 (3)	R 4 . 2 . 7	福島県庁 北庁舎	東京電力	(1) 労働環境改善の取組について (2) 作業員アンケート結果について (3) 人身災害発生状況について (4) 従事者の被ばく線量の全体概況について (5) 至近の労働安全に関わる問題について (6) 新型コロナウイルス対策について

環境モニタリング評価部会開催結果（令和4年度）

○ 令和4年度第1回（令和4年6月2日）

場 所 福島県庁北庁舎 2階小会議室（Web開催）

説 明 者 原子力規制庁、東京電力ホールディングス株式会社、福島県

議 事 (1)原子力発電所周辺環境放射能測定結果（令和3年度第4四半期）について
(2)海域モニタリングについて

ま と め

- 令和3年度第4四半期について、原子力発電所周辺の空間線量率及び各種環境試料中の放射能濃度は、おおむね横ばい又は年月の経過とともに減少する傾向にあった。
- 海域モニタリングの結果について、特別の変化はなかった。

○ 令和4年度第2回（令和4年9月12日）

場 所 福島県庁北庁舎 2階小会議室（Web開催）

説 明 者 環境省、原子力規制庁、東京電力ホールディングス株式会社、福島県

議 事 (1)原子力発電所周辺環境放射能測定結果について
(2)海域モニタリング等について
(3)ALPS処理水に係る海域モニタリングについて

ま と め

- 令和4年度第1四半期について、原子力発電所周辺の空間線量率及び各種環境試料中の放射能濃度は、おおむね横ばい又は年月の経過とともに減少する傾向にあった。
- 令和3年度の年報について、取りまとめた。
- 海域モニタリングの結果について、特別の変化はなかった。

○ 令和4年度第3回（令和4年12月5日）

場 所 福島県庁北庁舎 2階小会議室（Web開催）

説 明 者 原子力規制庁、東京電力ホールディングス株式会社、福島県

議 事 (1)原子力発電所周辺環境放射能測定結果について
(2)海域モニタリング等について
(3)ALPS処理水に係る海域モニタリングについて

ま と め

- 令和4年度第2四半期のモニタリング結果等について、県と東京電力から説明を行った。
- 東京電力が実施する原子力発電所周辺海域の海水や魚介類の測定結果及び原子力規制庁による環境モニタリング結果の解析について、それぞれの機関が説明を行った。
- ALPS処理水にかかる海域モニタリングの状況について、県、原子力規制委員会、東京電力から説明を行った。

○ 令和4年度第4回（令和5年3月1日）

場 所 福島県庁北庁舎 2階小会議室（Web開催）

説 明 者 環境省、原子力規制庁、東京電力ホールディングス株式会社、福島県

- 議 事 (1)原子力発電所周辺環境放射能測定結果について
 (2)ALPS処理水に係る海域モニタリング結果について
 (3)令和5年度原子力発電所周辺環境放射能等測定基本計画について
 (4)報告事項

ま と め

- 令和4年度第3四半期のモニタリング結果等について、県と東京電力から説明を行った。
- ALPS処理水にかかる海域モニタリング結果について、県、環境省、原子力規制委員会、東京電力から説明を行った。
- 令和5年度の発電所周辺環境放射能等測定計画について、県と東京電力から説明を行った。
- 東京電力が実施する原子力発電所周辺海域の海水や魚介類の測定結果及び原子力規制庁による環境モニタリング結果の解析について、それぞれの機関が説明を行った。

平成25年度から令和3年度までの開催状況は、次のとおりである。

主な説明者は原子力規制庁、東京電力及び福島県

年度	回数 (各年度の回数)	開催日	開催場所	協 議 内 容
H25	第1回 (1)	H25.7.11	杉妻会館	(1) タービン建屋東側における地下水等のモニタリング状況と対策 (2) 海域モニタリング
	第2回 (2)	H25.11.21	杉妻会館	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果（平成25年度第2四半期） (2) 海域モニタリング
	第3回 (3)	H26.2.6	福島テルサ	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果（平成25年度第3四半期） (2) 海域モニタリング (3) 平成26年度原子力発電所周辺環境モニタリング計画（案）
H26	第4回 (1)	H26.6.4	福島テルサ	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果（平成25年度第4四半期） (2) 海域モニタリング
	第5回 (2)	H26.9.9	福島テルサ	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果（平成26年度第1四半期、平成25年度報告書） (2) 1号機建屋カバー解体及びガレキ撤去
	第6回 (3)	H26.12.3	杉妻会館	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果（平成26年度第2四半期） (2) 3号機ガレキ撤去作業（平成25年8月）に伴う放射性物質の敷地外への降下量 (3) 海域モニタリング

年度	回数 (各年度の回数)	開催日	開催場所	協議内容
H26	第7回 (4)	H26.2.17	福島テルサ	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果(平成26年度第3四半期) (2) 海域モニタリング (3) 平成27年度発電所周辺環境モニタリング計画(案)
H27	第8回 (1)	H27.6.3	福島テルサ	(1) 福島第一原発における汚染水移送ホースからの漏えい (2) 総合モニタリング計画 (3) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果(平成26年度第4四半期) (4) 海域モニタリング (5) 福島第一原発1号機カバー解体
	第9回 (2)	H27.9.2	杉妻会館	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果(平成27年度第1四半期及び平成26年度報告書) (2) 海域モニタリング
	第10回 (3)	H27.12.8	杉妻会館	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果(平成27年度第2四半期) (2) 海域モニタリング
	第11回 (4)	H28.2.9	杉妻会館	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果(平成27年度第3四半期)及び平成28年度モニタリング計画 (2) 海域モニタリング
H28	第12回 (1)	H28.6.3	サンパレス 福島	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果(平成27年度第4四半期) (2) 海域モニタリング
	第13回 (2)	H28.9.7	杉妻会館	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果(平成28年度第1四半期及び平成27年度報告書) (2) 海域モニタリング
	第14回 (3)	H28.12.7	ホテル サンルート プラザ福島	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果(平成28年度第2四半期) (2) 海域モニタリング
	第15回 (4)	H29.2.24	福島テルサ	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果(平成28年度第3四半期)及び平成29年度モニタリング計画 (2) 海域モニタリング
H29	第16回 (1)	H29.5.29	ホテル福島 グリーン パレス	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果(平成28年度第4四半期) (2) 海域モニタリング
	第17回 (2)	H29.9.7	杉妻会館	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果(平成29年度第1四半期及び平成28年度報告書) (2) 海域モニタリング
	第18回 (3)	H29.12.6	杉妻会館	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果(平成29年度第2四半期) (2) 海域モニタリング
	第19回 (4)	H30.2.14	杉妻会館	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果(平成29年度第3四半期)及び平成30年度モニタリング計画 (2) 海域モニタリング

年度	回数 (各年度の回数)	開催日	開催場所	協議内容
H30	第20回 (1)	H30.6.14	環境放射線センター	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果(平成29年度第4四半期) (2) 海域モニタリング
	第21回 (2)	H30.9.21	杉妻会館	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果(平成30年度第1四半期及び平成29年度報告書) (2) 海域モニタリング
	第22回 (3)	H30.12.21	環境放射線センター	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果(平成30年度第2四半期) (2) 海域モニタリング
	第23回 (4)	H31.2.14	杉妻会館	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果(平成30年度第3四半期)及び平成31年度モニタリング計画 (2) 海域モニタリング
R1	第24回 (1)	R1.6.15	環境放射線センター	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果(平成30年度第4四半期) (2) 海域モニタリング
	第25回 (2)	R1.9.3	福島県庁	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果(平成31年度第1四半期及び平成30年度報告書) (2) 海域モニタリング
	第26回 (3)	R1.12.5	杉妻会館	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果(令和元年度第2四半期) (2) 海域モニタリング
	第27回 (4)	R2.2.27	福島県庁	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果(令和元年度第3四半期)及び令和2年度モニタリング計画 (2) 海域モニタリング
R2	第28回 (1)	R2.6.10	書面開催	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果(令和元年度第4四半期) (2) 海域モニタリング
	第29回 (2)	R2.9.16	書面開催	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果(令和2年度第1四半期及び令和元年度報告書) (2) 海域モニタリング
	第30回 (3)	R2.12.3	書面開催	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果(令和2年度第2四半期) (2) 海域モニタリング
	第31回 (4)	R3.2.16	コラッセ ふくしま (Web開催)	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果(令和2年度第3四半期)及び令和3年度発電所周辺環境放射能測定基本計画 (2) 海域モニタリング
R3	第32回 (1)	R3.6.10	ラコパ ふくしま (Web開催)	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果(令和2年度第4四半期)について (2) 海域モニタリングについて
	第33回 (2)	R3.9.6	コラッセ ふくしま (Web開催)	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果(令和3年度第1四半期及び令和2年度報告書)について (2) 海域モニタリングについて

年度	回数 (各年度の回数)	開催日	開催場所	協議内容
R 3	第34回 (3)	R 3 . 12 . 6 R 4 . 1 . 19 (追加説明)	福島県庁 (Web 開催)	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果（令和3年度第2四半期）について (2) 海域モニタリングについて (3) ALPS 処理水の海洋放出に係る海域モニタリングの強化に関する国及び東京電力の検討状況について (追加説明) 多核種除去設備等処理水（ALPS 処理水）の海洋放出に係る放射線影響評価結果について
	第35回 (4)	R 4 . 2 . 25	コラッセ ふくしま (Web 開催)	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果（令和3年度第3四半期）について (2) 海域モニタリングについて (3) ALPS 処理水に係るモニタリングについて (4) 令和4年度原子力発電所周辺環境放射能等測定基本計画について (5) 多核種除去設備等処理水（ALPS 処理水）の海洋放出に係る放射線影響評価結果について
	第36回 (5)	R 4 . 3 . 8	福島県庁 (Web 開催)	多核種除去設備等処理水（ALPS 処理水）の海洋放出に係る放射線影響評価結果報告書について

廃炉安全確保県民会開催結果（令和4年度）

○ 第1回（令和4年9月2日）

- 場 所 エルティ ウェディング・パーティ エンポリウム 1階「スクウェア」
説 明 者 経済産業省資源エネルギー庁、原子力規制庁、東京電力ホールディングス株式会社
出 席 者 関係市町村の住民代表 8名、関係団体 11名、学識経験者 2名
議 事 (1)ALPS 処理水について
(2)東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組について
- 議長まとめ

- 風評対策について、テレビCMを効果的に打ってほしい。また、様々なポータルサイトがあるが、海外向けの発信を検討してほしい。
- 構成員から ALPS 処理水の処理手順について、もう少しわかりやすい説明をしてほしいという意見があった。
構成員からの意見に対して、東京電力からは残存しているタンクの中に、トリチウム以外にもいくつか放射性物質が含まれており、その状況は今後も継続して評価していくと説明があった。今後、トリチウム以外の放射性物質が、どのような形で30年後に無くなっていくかなど、色々なシミュレーション結果も含めてポータルサイトやリーフレットにより分かりやすく国内外に発信してほしい。

○ 第2回（令和4年12月2日）

- 場 所 エルティ ウェディング・パーティ エンポリウム 1階「スクウェア」
説 明 者 経済産業省資源エネルギー庁、原子力規制庁、東京電力ホールディングス株式会社
出 席 者 関係市町村の住民代表 10名、関係団体 12名、学識経験者 2名
議 事 (1)ALPS 処理水について
(2)東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組について
- 議長まとめ

- 国・東京電力は風評対策として色々な活動をしているので、その評価を積極的に行い、より良い対策のための参考にしていきたい。
特に、見える化については、モニタリング結果の数字やグラフを並べるだけでは見える化にならないので、第三者の評価を取り入れるなど、工夫して取り組んでいきたい。
- (ALPS 処理水の海洋放出に) 関心を持ってもらい安心できる人を増やす必要があるという意見や「安心の程度」を確認する必要があるという意見についても、色々な人の意見をまとめて改善して欲しい。

○ 第3回（令和5年2月3日）

- 場 所 エルティ ウェディング・パーティ エンポリウム 1階「スクウェア」
説 明 者 経済産業省資源エネルギー庁、原子力規制庁、東京電力ホールディングス株式会社
出 席 者 関係市町村の住民代表 8名、関係団体 8名、学識経験者 2名
議 事 (1)ALPS 処理水について
(2)東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組について

議長まとめ

- 広報の在り方について、国・東京電力が、テレビCM、ホームページ、YouTube、学校での副読本、リーフレットと、それぞれ実施していることは心強く思うが、アンケートの結果を分析し、もっといいやり方があればそちらに予算を配分することなどをこれから考えていっていただきたい。
- 分かりやすい説明をお願いしたい。例えば、モニタリングについて、事業者、県、原子力規制庁、IAEA と、4つの組織がそれぞれ海洋のトリチウムのモニタリングをしている状況について、本当はそれぞれの役割があるのだが、分かりやすく説明をしないと、そこまでやらないと安全確保ができないのかと誤解されるおそれもある。県民会議も10年経っても同じような質問が繰り返し出ており、説明が分かりにくい部分も結構あるのではないかと思うので、その点をこれから考えてPRに努めていただきたい。

○ 第4回（令和5年3月22日）

場 所 福島第一原子力発電所

説 明 者 東京電力ホールディングス株式会社

出 席 者 関係市町村の住民代表 7名、関係団体 5名、学識経験者 2名

議長まとめ

- 海外での風評対策として色々なことを考えて欲しいとの意見があった。県内の色々な意見を吸い上げて、知恵を絞っていただければと思う。
- 魚の飼育について、処理水の中で魚が元気に生育しているという視覚的な状況だけでなく、トリチウムの生体濃縮や、魚の水分と肉にトリチウムがつくことの違いなど科学的な説明もしていくことが理解に繋がると思う。

平成25年度から令和3年度までの開催状況は、次のとおりである。

略称 国（エ）：経済産業省資源エネルギー庁、国（規）：原子力規制庁

NDF：原子力損害賠償・廃炉等支援機構

県庁舎 OFC：福島県庁舎原子力災害対策センター、県環境創セ：福島県環境創造センター

JAEA：日本原子力機構、NIES：国立環境研究所

年度 (回数)	開催日	開催場所	説明者	協議（調査）内容
H25 (第1回)	H25.8.4	杉妻会館	国（エ） 国（規） 東京電力	(1) 福島第一原発の現状と今後の対応 (2) 福島第一原発の廃炉に向けた取組 (3) 福島第一原発の安全監視状況
H25 (第2回)	H25.11.15	サンパレス 福島	国（エ） 国（規） 東京電力	(1) 汚染水対策 (2) 福島第一原発4号機の燃料取り出し
H25 (第3回)	H26.2.18	福島テルサ	国（エ） 国（規） 東京電力	(1) 福島第一原発の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ (2) 汚染水問題の追加的対策
H26 (第1回) (第2回)	H26.4.13 H26.4.18	福島第一原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	<ul style="list-style-type: none"> • 多核種除去設備 • 地下水バイパス揚水井 • 1～4号機外観確認 • 滞留水処理設備制御室 等

年度 (回数)	開催日	開催場所	説明者	協議（調査）内容
H26 (第3回)	H26.5.8	サンパレス 福島	国（エ） 国（規） 東京電力	(1) 福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた短期ロードマップの作成 (2) 汚染水の状況及び漏えい対策
H26 (第4回)	H26.8.4	サンパレス 福島	国（エ） 国（規） 東京電力	(1) 福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた短期ロードマップ (2) 汚染水対策 (3) 原子力規制庁・経済産業省資源エネルギー庁の活動状況
H26 (第5回)	H26.9.10	杉妻会館	国（エ） 国（規） 東京電力	(1) 1号機建屋カバー解体・ガレキ撤去に伴う放射性物質飛散抑制対策 (2) ヒューマンエラー対策、作業員の被ばく管理及び確保対策
H26 (第6回)	H26.11.19	杉妻会館	国（規） 東京電力	(1) 福島第一原子力発電所1～4号機 (2) 汚染水対策、労働環境改善
H26 (第7回)	H26.2.6	サンパレス 福島	国（エ） 国（規） 東京電力	(1) 福島第一、第二原子力発電所における作業員の死亡・負傷事故等 (2) 福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の進捗状況 (3) 中長期ロードマップ改定の考え方 (4) 福島第一原子力発電所の原子力災害対策のあり方（案）
H27 (第1回)	H27.5.19	サンパレス 福島	国（エ） 国（規） 東京電力	(1) 福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の進捗状況及びトラブルの対応状況 (2) リスクの総点検及び新たな情報公開の仕組み (3) 中長期ロードマップの改訂（報告事項） (4) 中期的リスク低減マップ（報告事項）
H27 (第2回) (第3回)	H27.5.25 H27.5.30	福島第一原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	<ul style="list-style-type: none"> • 多核種除去設備 • 1～4号機外観確認 • サブドレン浄化設備 • 免震重要棟 等
H27 (第4回)	H27.9.1	杉妻会館	国（エ） 国（規） 東京電力	(1) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の進捗状況及びトラブルの対応状況 (2) 1号機建屋カバー解体作業等における通報連絡体制 (3) 中長期ロードマップの改訂（報告事項） (4) 平成25年8月の放射性物質飛散に関する調査結果（報告事項）
H27 (第5回)	H27.12.3	杉妻会館	国（エ） 国（規） 東京電力	(1) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の進捗状況 (2) 中長期ロードマップの改訂（報告事項） (3) 東京電力福島第一原子力発電所の監視・評価体制（報告事項） (4) 廃炉安全監視協議会の取組状況等（報告事項）

年度 (回数)	開催日	開催場所	説明者	協議（調査）内容
H27 (第6回)	H28.2.3	サンパレス 福島	東京電力	(1) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の進捗状況 (2) 広域避難計画（報告事項）
H28 (第1回) (第2回)	H28.5.9 H28.5.14	福島第一原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	<ul style="list-style-type: none"> 多核種除去設備群 H4他タンク群 1～4号機外観 免震重要棟、大型休憩所 等
H28 (第3回)	H28.6.1	ホテル サンルート プラザ福島	国（エ） 国（規） 東京電力	(1) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の進捗状況 (2) 福島第一原子力発電所の事故後5年の評価と今後の課題・対応（報告事項）
H28 (第4回)	H28.9.5	ホテル サンルート プラザ福島	国（エ） 国（規） 東京電力	(1) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の進捗状況 (2) 福島第一原子力発電所周辺市町村の安全確保協定の締結（報告事項）
H28 (第5回)	H28.10.18	県楡葉 OFC、 福島第二 原子力発電所 (現地調査)	国（規） 東京電力	(1) 福島県楡葉原子力災害対策センター <ul style="list-style-type: none"> 非常用発電設備 免震装置 エアロック室 資機材倉庫 等 (2) 福島第二原子力発電所 <ul style="list-style-type: none"> 研修棟シミュレーター室 3号機原子炉建屋（使用済燃料プール、原子炉格納容器内） ガスタービン発電機車 等
H28 (第6回)	H28.11.29	ホテル サンルート プラザ福島	国（エ） 国（規） 東京電力	(1) 11月22日に発生した福島県沖地震への対応状況 (2) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の進捗状況
H28 (第7回)	H29.2.1	エルティ	国（エ） 国（規） 東京電力	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の進捗状況
H29 (第1回)	H29.5.17	ホテル サンルート プラザ福島	国（エ） 国（規） 東京電力	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の進捗状況
H29 (第2回)	H29.6.7	福島第一原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	<ul style="list-style-type: none"> 多核種除去設備 1～4号機外観 地下水バイパス揚水井 凍土壁凍結配管 等
H29 (第3回)	H29.9.5	ホテル サンルート プラザ福島	国（エ） 国（規） 東京電力 NDF	(1) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の進捗状況 (2) 技術戦略プラン2017（報告事項） (3) 中長期ロードマップの改訂（報告事項）
H29 (第4回)	H29.10.19	県環境創セ (現地調査)	県環境創セ JAEA NIES	<ul style="list-style-type: none"> 本館（県） 研究棟（JAEA、NIES） 交流棟（コミュタン福島）

年度 (回数)	開催日	開催場所	説明者	協議（調査）内容
H29 (第5回)	H29.11.14	エルティ	国（エ） 国（規） 東京電力	(1) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の進捗状況 (2) 中長期ロードマップの改訂（報告事項） (3) 浪江町林野火災に伴う放射性物質の調査結果（報告事項）
H29 (第6回)	H30.2.5	ホテル サンキョー フクシマ	国（エ） 国（規） 東京電力	(1) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の進捗状況 (2) 風評被害に対する行動計画（報告事項）
H30 (第1回)	H30.4.24	福島第一原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	<ul style="list-style-type: none"> • 体験型訓練施設 • 1～4号機原子炉建屋外観 • 地下水バイパス設備 • 陸側凍土遮水壁設備 等
H30 (第2回)	H30.5.22	ホテル サンキョー フクシマ	国（エ） 国（規） 東京電力	(1) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の進捗状況 (2) 東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ（平成30年3月版）について（報告事項）
H30 (第3回)	H30.9.3	エルティ	国（エ） 国（規） 東京電力	(1) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の進捗状況 (2) 多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会説明・公聴会について（報告事項）
H30 (第4回)	H30.11.20	エルティ	国（エ） 国（規） 東京電力	(1) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の進捗状況 (2) 多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会の検討状況について（報告事項） (3) 「技術戦略プラン2018」について（報告事項）
H30 (第5回)	H30.12.7	JAEA 楡葉遠隔技術 開発センター 東京電力廃炉 資料館	JAEA 楡葉遠隔技術 開発センター 東京電力	(1) JAEA 楡葉遠隔技術開発センター 研究管理棟（バーチャルリアリティ室） 試験棟（実規模試験エリア、共通エリア及び要素試験エリア） (2) 東京電力廃炉資料館 ゾーン1（プロローグ） ゾーン2（記憶と記録・記憶、反省と教訓） ゾーン3（廃炉現場の姿）、情報スペース
H30 (第6回)	H31.1.24	エルティ	国（エ） 国（規） 東京電力	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の進捗状況
R1 (第1回)	H31.4.24	福島第一原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	<ul style="list-style-type: none"> • 1～4号機原子炉建屋外観 • 陸側凍土遮水壁設備 • 廃棄物関連施設建設予定地 等
R1 (第2回)	R1.5.14	エルティ	国（エ） 国（規） 東京電力	(1) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の進捗状況 (2) 多核種除去設備等処理水の取扱いに関する検討状況について

年度 (回数)	開催日	開催場所	説明者	協議（調査）内容
R 1 (第3回)	R 1 . 9 . 6	エルティ	国（エ） 国（規） 東京電力	(1) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の進捗状況 (2) 多核種除去設備等処理水の取扱いに関する検討状況について
R 1 (第4回)	R 1 . 11 . 14	県檜葉 OFC、 中間貯蔵工事情報センター及び 中間貯蔵施設 (現地調査)	福島県 中間貯蔵工事情報センター	<ul style="list-style-type: none"> 福島県檜葉原子力災害対策センター 中間貯蔵工事情報センター及び中間貯蔵施設
R 1 (第5回)	R 1 . 11 . 26	エルティ	国（エ） 国（規） 東京電力	(1) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の進捗状況 (2) 多核種除去設備等処理水の取扱いに関する検討状況について
R 1 (第6回)	R 2 . 2 . 5	エルティ	国（エ） 国（規） 東京電力	(1) 中長期ロードマップの改訂について (2) 多核種除去設備等処理水の取扱いに関する検討状況について
R 2 (第1回)	R 2 . 7 . 28	エルティ	国（エ） 国（規） 東京電力	(1) 福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の進捗状況について (2) 福島第二原子力発電所の廃止措置計画について (3) 多核種除去設備等処理水の取扱いについて
R 2 (第2回)	R 3 . 3 . 9	書面開催	東京電力	(1) 福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の進捗状況について (2) 2月13日に発生した地震による発電所の対応状況について
R 3 (第1回)	R 3 . 7 . 28	エルティ	国（エ） 国（規） 東京電力	(1) ALPS 処理水の処分に関する基本方針について (2) 東京電力福島第一・第二原子力発電所の廃炉に向けた取組の進捗状況について
R 3 (第2回)	R 3 . 10 . 19	エルティ	国（エ） 国（規） 東京電力	(1) ALPS 処理水の処分に関する当面の対策の取りまとめについて (2) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組について
R 3 (第3回)	R 3 . 12 . 1	福島第一原子力 発電所 (現地調査)	東京電力	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋外観 タンクエリア ALPS 等
R 3 (第4回)	R 4 . 3 . 24	エルティ	国（エ） 国（規） 東京電力	(1) ALPS 処理水について (2) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組について

令和4年度における申し入れ状況

1 福島第二原子力発電所の核物質防護に関する申し入れ（令和4年5月19日）

- 申し入れ先 東京電力ホールディングス株式会社
- 申し入れ内容

県内の原子力発電所において核物質防護措置に万全を期すこと。
廃炉に関わる東京電力及び協力企業の社員を始め、核物質防護に携わる全ての職員が、核物質防護の重要性について、同じ認識を共有するための対策を徹底すること。
核物質を扱う事業者として、安全を第一とする社内風土の確立を図ること。

2 福島第二原発1号機使用済燃料プールの冷却停止について（令和4年7月9日）

- 申し入れ先 東京電力ホールディングス株式会社
- 申し入れ内容

使用済燃料は11年以上経過し温度上昇は緩やかであると想定されるが、県民に分かりやすい情報発信に努めること。
点検停止中の冷却ポンプの復旧に当たっては、作業によるトラブルが生じないように慎重に行い、計画期間内に確実に冷却を再開させること。

3 福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の取扱いに係る要望（令和4年8月3日）

- 申し入れ者 内堀知事
- 申し入れ先 萩生田経済産業大臣
- 申し入れ内容

- ALPS処理水の処分に係る責任ある対応
 - 関係者に対する説明と理解
 - 浄化処理の確実な実施
 - 正確な情報発信
 - 万全な風評対策と将来に向けた事業者支援
 - 処理技術の継続的な検討
- ALPS処理水希釈放出設備等の新設計画に関する東京電力への指導
- 廃炉・汚染水対策に関する取組
 - 新たに発生する汚染水の更なる低減
 - 汚染水処理に伴い発生する二次廃棄物の安全な処理・処分

国への要望、東京電力への申し入れ等

平成23年度から令和3年度までに県が行った国、東京電力への要望、申し入れ内容は以下のとおり。

年月日	相手	内容
平成23年9月21日	国、東京電力	台風15号の通過による災害の予防について申し入れ
平成23年11月3日	国、東京電力	福島第一原発2号機からのキセノン検出に関して、速やかな情報開示、県民の不安解消のための情報提供について申し入れ
平成23年11月4日	東京電力	福島第一原発2号機からのキセノン検出に関して、情報提供が遅れていたことが判明したため嚴重抗議
平成23年11月7日	国	福島第一原発2号機からのキセノン検出に関して、情報提供が遅れていたことが判明したことに対する申し入れ
平成23年12月8日	東京電力	放射性物質を含む水の海域への流失に関して、周辺環境への影響評価と再発防止対策についての申し入れ
平成24年1月31日	東京電力	福島第一原発において頻発した配管の凍結による漏えい防止に対する申し入れ
平成24年2月12日	東京電力	福島第一原発2号機の原子炉底部の温度上昇に対する申し入れ
平成24年4月13日	国、東京電力	4月上旬に発生した仮設設備での類似トラブル多発に関する申し入れ
平成24年8月31日	東京電力	福島第一原発1号機～3号機の原子炉注水量低下事象に関する申し入れ
平成24年9月7日	国、東京電力	原子力発電所労働者安全衛生対策会議において、作業員の安全管理の徹底、人材の安定的な確保に関する申し入れ
平成24年10月29日	国、東京電力	原子力事故対応関係市町村会議において、特定原子力施設の安全管理上具備すべき要件の明確化、中長期ロードマップの安全監視の状況や見通しに関するわかりやすい情報提供、安全確保の役割の明確化等に関する申し入れ
平成24年11月6日	国、東京電力	福島第一原発1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップにおける作業員従事者登録数の記載に係る嚴重抗議
平成24年12月3日	東京電力	原子力発電所労働者安全衛生対策連絡会議において、作業安全確保、就労実態の把握、協力企業と一体となった就労環境改善、就労実態についての透明性確保、県民への分かりやすい情報開示等に関する申し入れ
平成25年3月19日	東京電力	福島第一原発において発生した停電による使用済燃料プールの冷却停止等に対する申し入れ
平成25年3月28日	東京電力	福島第一原発において発生した停電トラブルへの対応について説明を受けた際の申し入れ
平成25年4月5日	東京電力	福島第一原発3号機使用済燃料プールの冷却設備停止に対する申し入れ
平成25年4月6日	東京電力	福島第一原発における地下貯水槽No.2からの汚染水漏えいに対する防止・対処の申し入れ
平成25年4月7日	東京電力	福島第一原発における地下貯水槽No.2からの汚染水漏えいに対する早急な対応の申し入れ
平成25年4月8日	東京電力	福島第一原発における地下貯水槽No.3からの汚染水漏えい対策について、万全を期すよう申し入れ
平成25年4月8日	国	3月18日の停電トラブル、4月5日の3号機使用済燃料プールの冷却設備停止、4月5日の地下貯水槽からの漏えい等、トラブルが続いたことに対する要望
平成25年4月9日	東京電力	福島第一原発における地下貯水槽からの汚染水漏えいについて、対応方針と改善策を検討、報告するよう申し入れ
平成25年4月10日	東京電力	福島第一原発における地下貯水槽からの汚染水漏えいに対する方針と改善策の報告について、全体計画の作成を申し入れ

年月日	相手	内容
平成25年4月11日	東京電力	福島第一原発における地下貯水槽No.3からNo.6への汚染水移送配管から漏えいに対する申し入れ
平成25年4月13日	東京電力	福島第一原発における地下貯水槽No.1からの汚染水漏えいについて、移送計画見直しを申し入れ
平成25年4月27日	東京電力	福島第一原発における地下貯水槽周辺の観測井戸から全βが検出、対策の検討・報告を申し入れ
平成25年5月16日	国	福島第一原発における地下水バイパス等に関する国への要望
平成25年5月17日	東京電力	福島第一原発における地下貯水槽の汚染水移送で敷地境界線量が1mSv/年を超えることについて、対策・安全確保の申し入れ
平成25年6月19日	東京電力	タービン建屋東側取水口付近の観測井戸からの地下水における高濃度放射性物質の検出に対する申し入れ
平成25年7月22日	東京電力	汚染水が海に漏えいしたことについて、対策・モニタリング強化を申し入れ
平成25年8月6日	国	汚染された地下水が海域に流失していることが確認されたことに対する申し入れ
平成25年8月20日	東京電力	福島第一原発H4タンクエリアからの汚染水漏えい、連続ダストモニタ警報発生、作業員の身体汚染について、漏えい防止・影響調査の申し入れ
平成25年8月24日	東京電力	福島第一原発の一連の汚染水問題に対して、対策・見通しを示すことを申し入れ
平成25年8月28日	国	福島第一原発における汚染水対策に対する要望
平成25年9月17日	国	台風による大雨の影響で、地上タンクや堰から汚染水が漏えいしたことに対する要望
平成25年9月27日	東京電力	汚染水拡大を防止するためのシルトフェンスが切断するというトラブルが起きたことによる申し入れ
平成25年10月3日	東京電力	福島第一原発の汚染水貯留タンク上部からの漏えいトラブルに対する申し入れ
平成25年10月15日	東京電力	福島第一原発H4エリアタンク、4号機原子炉建屋、タービン建屋東側護岸を知事が現地調査した際の申し入れ
平成25年11月28日	国	与党の第三次提言「原子力災害からの復興加速化に向けて」を受けての要望
平成25年12月19日	東京電力	福島第一原発5・6号機廃炉の報告を受けて、今後、取り組むべき事項について申し入れ
平成25年12月23日	東京電力	福島第一原発のタンク基礎部からの漏えい事象に関する申し入れ
平成25年12月24日	東京電力	福島第一原発H4タンクの漏えいに関する申し入れ
平成25年12月25日	国	「廃炉・汚染水問題に対する追加対策」に対する国への要望
平成26年2月20日	国	Sr90及び全βの測定方法誤り、2号機原子炉圧力容器底部温度計の損傷、汚染水貯留H6北エリアのタンク上部からの漏えいなどのトラブルが連続して発生したことに対する要望
平成26年2月25日	東京電力	H6エリアタンクからの汚染水漏えい、2号機原子炉圧力容器底部温度計の損傷、Sr及び全βの測定誤り、4号機使用済燃料プールの冷却一時停止など作業上のミス等により連続して発生したトラブルに対し、リスク管理徹底、作業マニュアル等の見直し、情報提供を速やかかつ正確に行うという基本姿勢・意識の徹底について申し入れ
平成26年3月20日	東京電力	多核種除去設備（ALPS）の処理停止トラブルに対する申し入れ
平成26年4月14日	東京電力	プラスチックタンクからの漏えい及び焼却工作建屋への誤った滞留水の移送に対する申し入れ
平成26年4月25日	国、東京電力	地下水バイパスの運用開始及び廃炉・汚染水対策に対する緊急申し入れ

年月日	相手	内容
平成26年5月16日	東京電力	雨水処理設備を用いたタンクエリア堰内雨水の散水の実施に対する申し入れ
平成26年7月7日	東京電力	平成26年7月6日に福島第一原子力発電所5号機原子炉建屋1階の補機冷却海水系配管の弁付近から海水が漏えいしていることが判明し、当該系統による使用済燃料プールの冷却を一時停止したことにに対する申し入れ
平成26年7月11日	東京電力	福島第一原子力発電所6号機において、原子炉建屋6階の使用済燃料プール冷却浄化系の弁付近の床に水が溜まっていたことにに対する申し入れ
平成26年10月31日	東京電力	福島第一、第二原子力発電所の燃料取出計画の見直しに対する申し入れ
平成26年11月7日	東京電力	福島第一原子力発電所汚染水タンクエリアにおける作業員負傷事故に対する申し入れ
平成26年11月8日	東京電力	福島第一原子力発電所4号機使用済燃料プール代替冷却系の停止に対する申し入れ
平成26年11月27日	東京電力	福島第一原子力発電所2号機使用済燃料プール代替冷却系の停止に対する申し入れ
平成26年12月17日	東京電力	福島第一原子力発電所移送ラインの多核種除去設備（ALPS）処理水漏えいに対する申し入れ
平成27年1月7日	東京電力	福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺地域の安全確保協定の締結にあたっての申し入れ
平成27年1月19日	東京電力	雨水処理タンクエリアにおける天板部からの作業員落下事故に対する申し入れ
平成27年1月20日	東京電力	福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所で作業員の死亡が続いた件に対する申し入れ
平成27年1月23日	東京電力	汚染水の年度内全量処理が不可能となったことにに対する申し入れ
平成27年2月22日	東京電力	福島第一原子力発電所構内の側溝において高い濃度の放射性物質が検出されたことにに対する申し入れ
平成27年2月24日	東京電力	福島第一原子力発電所K排水路に高濃度の放射性物質を含む雨水が流入していたことにに対する申し入れ
平成27年3月3日	東京電力	2号機原子炉建屋大物搬入口屋上部の高濃度の放射性物質を含む雨水がK排水路から港湾外へ流失していたこと及びB・C排水路から放射性物質を含む水が港湾内に流失していたことにに対する措置要求
平成27年3月6日	東京電力	濃縮廃液貯蔵タンクから隣接する空タンクへ濃縮廃液が漏えいしたことに対する申し入れ
平成27年3月10日	東京電力	福島第一原子力発電所H4タンクエリア外周堰内において雨水が側溝と基礎部の継ぎ目から浸透し外周堰内水位が低下している事に対する申し入れ
平成27年3月16日	東京電力	福島第一原子力発電所構内のタンク等に貯留された汚染水の処理が年度内処理が不可能であることにに対する申し入れ
平成27年3月30日	東京電力	平成27年3月3日に実施した、「廃炉等に向けた取組の安全確保のための適切な措置の要求について」に対する回答についての申し入れ
平成27年4月10日	東京電力	HIC保管用コンクリート施設内における高濃度汚染水の発見に対する申し入れ
平成27年4月21日	東京電力	福島第一原子力発電所構内のK排水路における仮設ポンプの停止に係る申し入れ
平成27年5月29日	東京電力	1000トンノッチタンク移送配管から汚染雨水が漏えいしたことに対する申し入れ
平成27年7月16日	東京電力	K排水路からの汚染された雨水の溢水に対する申し入れ
平成27年7月23日	東京電力	K排水路からの汚染された雨水の溢水に対する申し入れ
平成27年8月8日	東京電力	凍土遮水壁設置工事で使用する車両の清掃中に死亡事故が発生したことに対する申し入れ

年月日	相手	内容
平成27年8月18日	東京電力	K排水路からの汚染された雨水の溢水に対する申し入れ
平成27年8月27日	東京電力	K排水路からの汚染された雨水の溢水に対する申し入れ
平成27年8月28日	国、東京電力	サブドレン・地下水ドレン計画及び廃炉・汚染水対策に関する申し入れ
平成27年9月7日	東京電力	K排水路からの汚染された雨水の溢水に対する申し入れ
平成27年9月18日	東京電力	K排水路からの汚染された雨水の溢水に対する申し入れ
平成28年1月13日	東京電力	福島第一原子力発電所モニタリングポストNo.7ダストモニタ「高警報」の発生に対する申し入れ
平成28年2月26日	東京電力	福島第一原発事故当時における通報・報告状況に係る申し入れ
平成28年4月8日	東京電力	福島第一原子力発電所雑固体廃棄物減容処理建屋（高温焼却炉建屋）における滞留水水位の上昇に係る申し入れ
平成28年7月13日	東京電力	福島第一原子力発電所周辺市町村の安全確保協定の早期締結に関する申し入れ
平成28年7月15日	国	「福島第一原子力発電所の廃炉のための技術戦略プラン」に「石棺方式」が記載されたことに関する要望
平成28年8月29日	国	放射性廃棄物の県外処分に係る申し入れ
平成28年9月13日	東京電力	福島第二原子力発電所における核物質防護規定遵守義務違反に係る申し入れ
平成28年9月20日	東京電力	炉心溶融問題に係る申し入れ
平成28年9月21日	東京電力	福島第一原子力発電所における4m盤地下水位上昇に関する申し入れ
平成28年12月5日	東京電力	福島第一原子力発電所のトラブル（3号機原子炉冷却及び使用済燃料プール冷却停止）に関する申し入れ
平成29年8月4日	東京電力	福島第一原子力発電所サブドレン水位低下に関する申し入れ
平成29年9月28日	東京電力	福島第一原子力発電所建屋周辺サブドレン水位計設置の誤りに伴う運転上の制限逸脱に関する申し入れ
平成30年10月19日	東京電力	福島第一原子力発電所の3号機使用済燃料取扱設備不具合に関する申し入れ
令和元年12月17日	国	福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ改訂（案）への意見提出
令和3年2月25日	東京電力	令和3年2月13日に福島県沖で発生した地震の影響に関する情報発信についての申し入れ
令和3年3月19日	東京電力	核物質防護に関する申し入れ
令和3年4月15日	国	福島第一原子力発電所における処理水の処分に係る申し入れ
令和3年7月8日	東京電力	福島第一原子力発電所ガレキ一時保管エリアP排水枡における全ベータ値の一時的な上昇に対する申し入れ（原因究明等）
令和3年7月21日	東京電力	福島第一原子力発電所ガレキ一時保管エリアP排水枡における全ベータ値の一時的な上昇に対する申し入れ（再発防止対策）
令和3年9月24日	東京電力	福島第一原子力発電所多核種除去設備における排気フィルタの損傷に対する申し入れ
令和4年2月16日	東京電力	福島第一原子力発電所凍土遮水壁における冷媒（ブライン）漏えいに対する申し入れ
令和4年3月18日	東京電力	地震発生時等における原子力発電所の情報発信に対する申し入れ

※廃炉安全監視協議会とその部会における要望、申し入れは除く。

国の会議への参加

県では、廃炉に向けた取組に関する国の検討会に構成員やオブザーバーとして参加し、必要な意見を述べている。

機 関	検 討 会 等
原子力規制庁	○ 特定原子力施設監視 ○ 評価検討会（オブザーバー）
資源エネルギー庁	○ 廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会 ○ 汚染水処理対策委員会
原子力損害賠償・ 廃炉等支援機構	○ 廃炉等技術委員会
環境省	○ モニタリング調整会議 ○ ALPS 処理水に係る海域モニタリング専門家会議（関係機関） ○ 海域環境の監視測定タスクフォース

（令和4年度実績）

地域防災計画（原子力災害対策編）の概要

項 目	概 要
第1 総則	
1 目的	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）に基づき、廃止措置計画等に沿って廃炉作業を進めている原子炉施設及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき原子力事業者等が運搬に使用する容器から放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市町村及び防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって県民の安全を図る。
2 計画の性格	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「福島県地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めたものであり、この計画に定めるもの以外の対策については、「福島県地域防災計画（一般災害対策編および地震・津波災害対策編）」に準拠する。 ○ 計画の作成又は修正に際しては、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（以下、「指針」という。）を基本とするものとする。 ○ 計画は毎年検討を加え、防災基本計画又は県の行政組織の見直し等により修正の必要がある場合には変更する。
3 原子力災害対策の特殊性及び複合災害への備え	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原子力災害は、自然災害と比べ、放射線による被ばくの影響をすぐに五感に感じることができない等の特殊性を有することから、住民への放射線等に関する知識の普及、関係機関の教育訓練及び資機材の整備等の必要な体制を確立する。また、原子力災害と自然災害が相前後して発生した場合、被災や停電、通信障害等により情報収集、通報連絡が困難になることから、通信の多重化や非常用電源設備の整備等必要な体制をあらかじめ確立する。
4 福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策の前提	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福島第一原子力発電所は、原子力災害が発生し、応急措置が講じられた特定原子力施設として指定されていることを踏まえ、指針では、原子力災害対策は、他の実用発電用原子炉施設について適用される原子力災害対策の基本的枠組みを基礎としつつ、当面別に定めることが適切とされ、緊急時活動レベル（EAL）についても別に定められた。このことから、本県においても福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策については、他の実用発電用原子炉施設とは別に実施するものとする。
5 緊急事態における判断基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原子力事業者及び防災関係機関は、緊急事態の初期対応段階において、迅速な防護措置等を実施できるように、緊急事態区分を設定し、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態の3つの区分に応じた対応を行う。 ○ 緊急事態区分のどの段階に該当するかを判断する原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設の状況等に基づき緊急時活動レベル（EAL）を設定する。 ○ 防災関係機関は、環境への放射性物質の放出後の防護措置の判断基準として、空間放射線量率等の環境において計測可能な値で指針により設定された運用上の介入レベル（OIL）に基づき防護措置を行う。
6 原子力災害対策重点区域（以下「重点区域」という。）の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ○ 重点区域は、福島第一原子力発電所事故に伴い、国による避難や屋内退避の防護措置が講じられた範囲を考慮して定める。地域防災計画（原子力災害対策編）を作成すべき市町村は、この区域を含む市町村とする。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 重点区域の範囲 <ul style="list-style-type: none"> PAZ 福島第二原子力発電所から概ね5kmを目安に行政区画地形等を考慮して設定する。※福島第一原子力発電所については、指針に基づき設定しない。 UPZ いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村（各市町村全域） (2) 重点区域以外の区域への対応 <ul style="list-style-type: none"> 情報提供、空間放射線量率の測定、健康診断等を行う。

項 目	概 要
7 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福島第一原子力発電所に係る防護措置 いまだ避難指示が継続し、一時立入が行われている一方、避難指示が解除された区域では住民等の帰還が開始している現状を踏まえ、避難指示区域と避難指示区域でない区域に区分したうえで防護措置を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 避難指示区域に係る防護措置 警戒事態→一時立入を中止。一時立入住民等の退去準備 施設敷地緊急事態→一時立入住民等の退去開始 (2) 避難指示区域でない区域に係る防護措置 施設敷地緊急事態→住民等の屋内退避を準備 全面緊急事態→住民等の屋内退避を開始 ○ 福島第二原子力発電所に係る防護措置 <ul style="list-style-type: none"> (1) PAZに係る防護措置 警戒事態→施設敷地緊急事態要避難者の避難準備 施設敷地緊急事態→施設敷地緊急事態要避難者の避難実施 すべての住民等の避難準備 全面緊急事態→すべての住民等の避難を実施 (2) UPZに係る防護措置 施設敷地緊急事態→屋内退避を準備 全面緊急事態→屋内退避を開始 OIL 1（500μ Sv/h 超）→数時間以内を目処に区域を特定し、避難を実施 OIL 2（20μ Sv/h 超）→1日以内を目処に区域を特定し、一週間程度以内に一時移転を実施 (3) 避難指示区域における防護措置 福島第二原子力発電所の重点区域内に避難指示区域が設定されている現状にあることから、防護措置については福島第一原発と同様のものとする。 ○ 地域の実情に応じた防護措置 避難指示解除後における防護措置については、市町村の意向に配慮し実施する。 ○ 重点区域外における防護措置 施設や放射性物質の放出の状況を踏まえて必要に応じて判断する。
8 防災関係機関の事務又は業務の大綱	○ 関係機関は、防災活動の実効性を確保するため、事務または業務の実施細目を作成する。
9 広域的な活動体制	○ 原子力防災対策は、高度かつ専門的な知識を必要とすることから、国が技術的な助言を行うことをはじめとして、関係機関は、相互に広域的な活動体制の確立に努める。
10 本県以外で発生した原子力災害への支援	○ 県は、本県以外で原子力災害が発生した場合、県民の安全を確保するとともに、発生した都道府県への応援のため、必要な事務又は業務を行う。
第2 原子力災害事前対策	本章は、予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定める。
1 原子力事業者との防災業務計画に関する協議等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原子力事業者防災業務計画の作成等にあたっては、県との協議を行い、本計画との整合を保つものとする。 ○ 原災法に基づく事業者からの届出があった場合、県は発電所所在町を除く関係市町村へ写しを送付する。
2 報告の徴収及び立入検査	○ 県は、必要に応じ、原災法に基づく事業所への立入検査を行い、原子力災害予防のための措置が適切に行われているか確認する。
3 国との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国は、原子力発電所の所在する地域ごとに地域原子力防災協議会を設置し、県、関係市町村の計画に係る具体化・充実化の支援を行う。 ○ 県は、本計画の作成、防災訓練の実施等について、平常時より原子力防災専門官との密接な連携を図る。 ○ 緊急時モニタリング計画の作成、緊急時モニタリングの実施等について、上席放射線防災専門官と密接な連携を図る。
4 情報の収集・連絡体制及び原子力災害対策上必要な資料等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関は、夜間・休日にも対応できる通報連絡体制を整備するとともに、専用回線網等の緊急時の通信手段を確保する。 ○ 県及び関係市町村は、応急対策の的確な実施に資するため、原子力災害対策上必要な資料等を適切に整備し、対策拠点施設に備え付ける。
5 情報の分析整理	○ 県は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるとともに、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成・確保に努める。また、専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努める。

項 目	概 要
6 通信手段の確保	○ 県は関係機関と連携し、原子力発電所からの状況報告等が迅速かつ正確に行われるよう、緊急時通信連絡網に必要な設備を整備する。なお、複合災害の発生を考慮し、自然災害に対する頑健性、多重化の確保に努める。
7 緊急事態応急体制の整備	○ 関係機関は、職員の参集体制など災害応急体制に係る事項を検討し、必要な体制を整備し、手順書、マニュアル等を定める。
8 緊急事態応急対策等拠点施設等の整備	○ 国、県、関係市町村及び事業者は、原子力災害対策センター（オフサイトセンター）の施設、設備、資機材、資料等について適切に維持を行い、平常時から訓練等に活用する。
9 緊急時モニタリング体制の整備	○ 県は、緊急時モニタリング実施体制及び適確な精度の測定能力の維持を行う。 ○ 県は、国、関係市町村、事業者と協力し、緊急時モニタリング計画を策定する。
10 緊急時の住民等の被ばく線量評価体制の整備	○ 県は、緊急時に住民等の被ばく線量の評価・推定を迅速に行えるよう、甲状腺モニター等の配備等、住民等の被ばく線量評価体制を整備する。
11 住民等への的確な情報伝達体制の整備	○ 県は、経過に応じて住民に提供すべき情報の項目について整備するとともに、総合情報通信ネットワーク、広報車等の整備を図る。 ○ 県は、住民相談窓口の設置等についてその方法、体制等について定める。 ○ 県は、要配慮者及び一時滞在者に対する伝達体制及び設備の整備に努める。 ○ 県は、インターネットホームページ等の多様な広報媒体の活用体制の整備に努める。
12 避難収容活動体制の整備	○ 県は、関係市町村における避難計画の作成を支援するとともに他の市町村への避難について調整し広域避難計画を作成する。
13 飲食物の摂取制限及び出荷制限	○ 県は、飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制をあらかじめ定める。
14 緊急輸送活動体制の整備	○ 警察本部は、緊急時の道路交通管理体制等の整備に努める。 ○ 災害発生時の輸送準備のために、輸送施設等を点検する。 ○ 県は、国等から派遣される専門家の移送協力について、あらかじめ定める。
15 原子力災害医療体制の整備	○ 県は、国と協力し、原子力災害医療を実施する原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関の整備を図るとともに、原子力災害医療活動の組織、役割、協力体制等を原子力災害医療行動計画に定める。
16 消防活動体制等の整備	○ 県は、救助・救急等に必要資機材の整備を進めるとともに、関係市町村等に対して消火活動用資機材等の整備について助言する。
17 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備	○ 関係機関は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための資機材を整備する。
18 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信	○ 県は関係市町村等と協力して、平常時から原子力防災に関する知識の普及と啓発に努める。また、重点区域以外の住民に対しても知識の普及に努める。 ○ 防災知識の普及と啓発に際しては、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。 ○ 災害から得られた知見や教訓をホームページ等を通じて諸外国への情報発信・共有に努める。
19 防災業務関係者に対する教育	○ 県及び関係市町村は、国とともに防災業務関係者に対する研修を実施し、研修成果を訓練等において具体的に確認し、研修内容の充実を図る。
20 原子力防災に関する訓練	○ 県、関係市町村等は、国等の協力のもと、相互の連携及び防災対策の確立と防災技術の向上を図るため、防災訓練を定期的実施する。 ○ 防災訓練の実施にあたり、現場における判断力の向上、迅速、的確な活動に資する実践的な訓練となるよう工夫する。 ○ 訓練終了後、評価を行い、改善点を明らかにし、必要に応じマニュアルの作成、改訂に活用する等、原子力防災体制の改善に取り組む。
21 原子力発電所上空の飛行規制	○ 国の規制に基づき原子力関係施設付近の上空の飛行はできる限り避ける。 ○ 事業者は、原子力施設を示す黄色の閃光式灯火を設置し、維持管理に努める。
22 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	○ 核燃料物質等の運搬中の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行う。それ以外の防災関係機関については原子力事業者や国と協力して必要な措置を実施する。
23 重点区域以外の区域に対する体制の整備	○ 県は、重点区域以外の区域に対する対応について、必要な体制を整備する。

項 目	概 要
24 特定事象未満の事象に対する体制の整備	○ 県及び警察本部は、特定事象に至らない放射能等放出事象に対して、警戒するために必要な体制等を整備し、マニュアル等に定める。
25 本県以外で発生した原子力災害に対する体制の整備	○ 県は、本県以外で発生した原子力災害に対して、必要な体制を整備する。 ○ 県は、関係都道府県との相互応援協定に基づき、本県及び他都道府県で発生した原子力災害に対し、必要な要員及び資機材等の相互派遣等を実施する。
26 計画に基づく行動マニュアル等の整備	○ 関係機関は、本計画に定める応急対策を迅速・確実に行うため、手順等を定めたマニュアル等を整備する。
27 原子力災害事前対策の整備状況の報告・公表	○ 県は、原子力災害事前対策の整備について、関係機関の協力を得て取りまとめ、定期的に原子力防災部会委員に報告するとともに、公表する。
第3 緊急事態応急対策	本章は、原災法第10条通報後の対応及び同法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の応急対策を中心に示したものであるが、これら以外でも必要と認められるときは本章に準じて対応する。
1 事故状況の把握及び連絡	○ 原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室及び県は、情報収集事態（発電所所在町において震度5弱以上の地震等）が発生した場合、関係機関等へ連絡を行う。 ○ 特定事象には至っていないものの、その可能性のある事故等が発生した場合には、事業者は関係機関等への連絡を行う。また、県は連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとし、関係機関等への連絡を行う。 ○ 原子力発電所の原子力防災管理者は、特定事象発見等の場合、直ちに、通信連絡系統図により、国、県及び関係市町村等に同時にファクシミリで文書を送付する。また、県は関係機関等への連絡を行う。
2 一般回線が使用できない場合の対処	○ 地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合、衛星回線、県総合情報通信ネットワーク等を活用し情報収集・連絡を行う。
3 活動体制の確立	○ 知事は、発電所から特定事象発生のお知らせを受けた等の場合、速やかに県災害対策本部、県原子力現地災害対策本部及び災害対策地方本部を設置する。
4 原子力災害対策センター（オフサイトセンター）における活動	○ 県は、原子力災害合同対策協議会等が組織される場合、あらかじめ指定した職員を原子力災害対策センター（オフサイトセンター）に派遣し、関係機関と共同して情報の収集・伝達及び応急対策を行う。
5 住民等に対する指示の伝達と広報	○ 県及び関係市町村は、住民広報マニュアル等に基づき、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速に行う。 ○ 県は、原子力発電所から特定事象発生のお知らせを受けた場合、国の判断結果等を確認した後、直ちに報道機関に対して緊急報道の実施を要請する。 ○ 広報の一元化を図るため報道責任者を定め、理解しやすく誤解を招かない表現を用いるとともに、利用可能な様々な情報伝達手段を活用する。
6 緊急時モニタリング	○ 県は、原子力発電所から警戒事象発生のお知らせを受けた場合等において、モニタリング準備を開始する。 ○ 県は、特定事象発生時、国の緊急時モニタリングセンター立ち上げに協力する。
7 避難及び屋内退避	○ 県及び市町村は、原子力発電所から警戒事態（自然災害を除く）のお知らせ受信後、直ちに避難又は屋内避難のための準備として、避難等の範囲、避難道路、避難先及び受入の調整の検討を開始し、避難退避時検査場所の開設準備、指定避難所等の開設準備、住民輸送車両の確保、広報車等の準備を行う。 ○ 関係市町村長は、国からの指示または独自の判断により、避難指示または応急対策を実施する。 ○ 県は、関係市町村において避難の必要が生じた場合、県広域避難計画に基づき、受入先の市町村に対し施設の供与等の協力を要請する。
8 犯罪の予防等社会秩序の維持	○ 警察本部や福島海上保安部は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供を行い、治安確保に努める。 ○ 消防本部は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺において、火災予防に努める。
9 飲食物の摂取制限及び出荷制限	○ 県は、関係市町村が屋内退避等の防護対策を講じた場合、避難指示区域内の住民に対し、当面屋内に貯蔵してある飲食物以外の摂取を禁止するよう関係市町村に指示するとともに、テレビ等による広報を行う。 ○ 県は、国の指示等により指針に定める指標濃度を超える試料が検出された場合には、住民、生産者等に対して、採取や出荷の禁止等必要な措置を講じる。

項 目	概 要
10 原子力災害医療活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原子力災害医療体制は、原子力発電所の医療施設や救護所等のほか、原子力災害拠点病院、原子力災害医療協力機関、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センターからなる。 ○ 県は、県保健医療福祉調整本部内に県全体の災害、被ばく医療の機能調整を担う「災害・被ばく医療調整チーム」を設置し、原子力災害拠点病院等への派遣調整を行う「原子力災害医療調整官」を配置する。 ○ 事業者、消防機関、原子力災害拠点病院、原子力災害医療協力機関等が連携し、迅速な対応を行うものとする。 ○ 安定ヨウ素剤の服用については、指針を踏まえるものとする。また県は、県保健医療福祉調整本部に安定ヨウ素剤配布班を設置する。 ○ メンタルヘルス（心の健康）対策については、県は国、市町村、地域医師会等と協力して適切に実施するものとする。
11 救助・救急・消火活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、市町村の行う救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要な資機材を確保するなどの措置を講じる。 ○ 県は、市町村等から消防活動について応援要請があったとき等は、消防庁、県内他市町村等に対し、応援を要請する。
12 緊急輸送活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。 ○ 警察本部は、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制を行い、緊急輸送の交通を確保する。
13 防災業務関係者の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災業務関係者の放射線防護に係る実効線量の指標は、5年間につき100ミリシーベルトかつ1年間につき50ミリシーベルトとする。 ○ 各機関は、被ばく管理を行う人員を配置して、個人被ばく線量計の管理、汚染検査等の措置を行う。
14 原子力被災者生活支援チームとの連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等の健康管理調査等を推進する。
15 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 核燃料物質等の運搬中の事故については、原子力事業者等が必要な応急対策を講じ、国は職員や専門家を現地に派遣し、必要な資機材を現地へ動員する。 ○ 県は、原子力事業者や国等と協力して、原子力発電所での事故に係る緊急時応急対策に準じた応急対策を講ずる。
第4 原子力災害中長期対策	本章は、原子力緊急事態が解除された場合の事後対策を示したものであるが、これ以外でも必要と認められるときは本章に準じて対応する。
1 放射性物質による環境汚染への対処	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、国の指示等をもとに、関係機関と連携し、放射性物質による環境の汚染への対処を行う。
2 緊急事態解除宣言後の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、解除宣言の後も、事後対策や被災者の生活支援を行う。
3 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、原子力緊急事態解除宣言後、国の統括の下、関係機関及び原子力事業者等と協力して環境放射線モニタリングを実施し、結果を速やかに公表する。
4 心身の健康相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、国及び関係市町村と連携し、周辺地域の居住者に対し健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し、実施する。
5 災害地域住民に係る記録等の作成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県と市町村は、避難等の措置をとった住民に対し、災害時に当該地域に所在した旨の証明及び避難所等においてとった措置等を記録することに協力する。 ○ 県は、汚染状況図、応急対策措置、事後対策措置を記録し、保存しておくものとする。
6 適正な流通の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、国及び市町村と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業等の適切な流通が確保されるよう、広報活動を行うものとする。
7 被災者等の生活再建等の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県は国及び市町村と連携し、被災者の生活再建のための仕組みを構築し、支援に努める。
8 被災中小企業等に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県は国と連携し、必要に応じ設備復旧資金、運転資金の貸し付けを行い、相談窓口を設置する。
9 復旧・復興事業からの暴力団排除	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県は暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。
10 災害対策本部の解散	<ul style="list-style-type: none"> ○ 知事は、解除宣言後、応急対策がおおむね完了したと認める等のときに、災害対策本部及び現地本部を解散する。

原子力防災訓練の実施

県と関係町では、昭和58年度から平成22年度にかけて、20回の原子力防災訓練を実施してきた。東日本大震災と原発事故のため、一時実施できなかったが、平成24年度に修正した「福島県地域防災計画（原子力災害対策編）」及び平成26年度に策定した「福島県原子力災害広域避難計画」等に基づき、本県における国、県、市町村及び防災関係機関の防災体制の確立と関係職員の対応能力の向上、また、住民に対し、原子力災害時にとるべき行動の周知を図ることを目的とし、震災後は平成25年度より実施。震災後の訓練の実施状況は、次のとおりである。

表 平成23年度から令和4年度までの原子力防災訓練の実施状況

年 度	実施日時	実 施 場 所 (中心会場)	参加機関等	訓 練 形 態
H23	震災対応優先のため実施せず			
H24				
H25	H25.6.26	自治会館	16機関	通信連絡訓練
	H25.9.20	自治会館	73機関	通信連絡訓練
	H25.12.26	(通信連絡訓練) 自治会館 (広報訓練) 浪江町、双葉町、大熊町、 富岡町、楢葉町	14機関	通信連絡訓練、広報訓練
	H26.2.28	自治会館	140機関	通信連絡訓練
H26	H26.5.28	自治会館	27機関	通信連絡訓練
	H26.10.16	自治会館	139機関	通信連絡訓練
	第21回 H26.11.20 13:00~17:00 H26.11.22 9:00~13:00	福島第一原子力発電所周辺 施設 (川内村)	78機関 約1,000名	川内村を対象とした住民避難訓練（広報訓練、住民避難訓練、住民輸送訓練、避難所開設訓練）及び緊急被ばく医療活動訓練（スクリーニング及び医療中継拠点設置・運営訓練）
	H27.3.3	自治会館	138機関	通信連絡訓練
H27	H27.5.20	自治会館	27機関	通信連絡訓練
	H27.10.8	自治会館	143機関	通信連絡訓練
	第22回 H27.11.26 13:00~16:00 H27.11.28 8:30~13:00	福島第二原子力発電所周辺 施設 (いわき市)	125機関 約1,000名	災害対策本部設置運営訓練、緊急時モニタリング訓練、広報訓練 いわき市小川町住民を対象とした住民避難訓練及び緊急被ばく医療活動訓練
	H28.3.3	自治会館	147機関	通信連絡訓練
H28	H28.5.24	自治会館	149機関	通信連絡訓練
	H28.8.29	自治会館	149機関	通信連絡訓練

年 度	実施日時	実 施 場 所 (中心会場)	参加機関等	訓 練 形 態
H28	第23回 H28.10.14 9:00~17:00 H28.10.22 8:00~14:00	(10.14) 福島県危機管理センター 福島第二原子力発電所周辺 地域市町村 その他関係機関事務所等 (10.22) 広野町、楡葉町、 会津美里町、小野町	120機関 約800名 避難住民 約200名	災害対策本部設置運営訓練、緊急 時モニタリング訓練、広報訓練を実 施。 また、広野町楡葉町の住民を対象 とした住民避難訓練及び緊急被ばく 医療活動訓練
	H29.2.2	南相馬原子力災害対策セン ター	オフサイト センター 参集機関	災害時の参集要員を対象とした施 設や機器操作習得の施設運用訓練
	H29.3.1	福島県危機管理センター	151機関	通信連絡訓練
H29	H29.6.15	福島県危機管理センター	152機関	通信連絡訓練
	H29.7.14	楡葉原子力災害対策センター	オフサイト センター 参集機関	災害時の参集要員を対象とした施 設や機器操作習得の施設運用訓練
	H29.9.20	福島県危機管理センター	153機関	通信連絡訓練
	第24回 H29.10.16 13:00~17:00 H29.10.28 7:30~13:00	(10.16) 福島県危機管理センター 福島第一原子力発電所周辺 地域市町村 その他関係機関事務所等 (10.28) 浪江町、二本松市	120機関 約700名 避難住民 約60名	災害対策本部設置運営訓練、緊急 時モニタリング訓練、広報訓練 また、浪江町の住民を対象とした 住民避難訓練及び緊急被ばく医療活 動訓練を実施。 住民は二本松市に避難した。 また、個別訓練として10月16日に 通信連絡訓練を実施した。
	H30.2.7	福島県危機管理センター	150機関	通信連絡訓練
H30	H30.5.24	福島県危機管理センター	150機関	通信連絡訓練
	H30.5.29	南相馬原子力災害対策セン ター	オフサイト センター 参集機関	災害時の参集要員を対象とした施 設や機器操作習得の施設運用訓練
	H30.8.7	福島県危機管理センター	150機関	通信連絡訓練
	H30.12.21	福島県危機管理センター	151機関	通信連絡訓練
	第25回 H31.1.21 11:00~16:30 H31.1.26 7:00~13:00	(1.21) 福島県危機管理センター 福島第二原子力発電所周辺 地域市町村 その他関係機関事務所等 (1.26) 富岡町、郡山市	122機関 約600名 避難住民 約40名	災害対策本部設置運営訓練、緊急 時モニタリング訓練、広報訓練を実 施。 また、富岡町の住民を対象とした 住民避難訓練及び原子力災害医療活 動訓練を実施。 個別訓練として1月21日に通信連 絡訓練。
R1	R1.5.29	福島県危機管理センター	149機関	通信連絡訓練
	R1.7.9	南相馬原子力災害対策セン ター	オフサイト センター 参集機関	災害時の参集要員を対象とした施 設や機器操作習得の施設運用訓練

年 度	実施日時	実 施 場 所 (中心会場)	参加機関等	訓 練 形 態
R 1	R 1 . 9 . 4	福島県危機管理センター	150機関	通信連絡訓練
	R 2 . 2 . 25～ R 2 . 2 . 26	福島県危機管理センター	バス事業者	通信連絡訓練（衛星携帯電話）
	※令和元年東日本台風等の災害対応のため、原子力防災訓練は中止。			
R 2	R 2 . 7 . 13	福島県危機管理センター	149機関	通信連絡訓練
	R 2 . 9 . 9	南相馬原子力災害対策センター	オフサイト センター 参集機関	災害時の参集要員を対象とした施設や機器操作習得の施設運用訓練
	R 2 . 10 . 13	福島県危機管理センター	149機関	通信連絡訓練
	第26回 R 2 . 11 . 25 10 : 30～16 : 30 R 2 . 11 . 28 8 : 00～12 : 00	(11.25) 福島県危機管理センター 福島第一原発周辺地域市町村 その他関係機関事務所等 (11.28) 川俣町	122機関 約500名 避難住民 約20名	災害対策本部設置運営訓練、緊急時モニタリング訓練、広報訓練を実施。 また、川俣町の住民を対象とした住民避難訓練を実施。 なお、個別訓練として11月25日に通信連絡訓練を実施した。
	R 3 . 2 . 1～ R 3 . 2 . 5	福島県危機管理センター	39機関	通信連絡訓練（衛星携帯電話）
R 3	R 3 . 7 . 15	福島県危機管理センター	151機関	通信連絡訓練
	R 3 . 10 . 28	福島県危機管理センター	149機関	通信連絡訓練
	第27回 R 3 . 11 . 24 10 : 30～16 : 30 R 3 . 11 . 27 8 : 00～11 : 30	(11.24) 福島県危機管理センター 福島第一原発周辺地域市町村 その他関係機関事務所等 (11.27) 飯舘村、川俣町、福島市	122機関 約410名 避難住民 約9名	災害対策本部運営訓練、緊急時モニタリング訓練、広報訓練を実施。 また、飯舘村の住民を対象とした住民避難訓練を実施。 なお、個別訓練として11月24日に通信連絡訓練を実施した。
	R 4 . 1 . 24～ R 4 . 2 . 1	福島県危機管理センター	39機関	通信連絡訓練（衛星携帯電話）
R 4	R 4 . 6 . 22	福島県危機管理センター	152機関	通信連絡訓練
	第28回 R 4 . 10 . 1 8 : 00～11 : 30	南相馬市	6 機関 約50名 避難住民 約40名	南相馬市の住民を対象とした住民避難訓練
	R 4 . 12 . 26	福島県危機管理センター	154機関	通信連絡訓練
	第28回 R 5 . 1 . 27 10 : 30～16 : 30	福島県危機管理センター 福島第一原発周辺地域市町村 その他関係機関事務所等	122機関 約410名	災害対策本部運営訓練、緊急時モニタリング訓練、広報訓練を実施。 なお、個別訓練として通信連絡訓練を実施した。
	R 5 . 2 . 20～ R 5 . 2 . 24	福島県危機管理センター	39機関	通信連絡訓練（衛星携帯電話）

原子力防災用語集

原子力災害対策重点区域（重点区域）

原子力災害が発生した際に、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うために、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、その影響の及ぶ可能性があるとして、重点的に原子力災害に特有な対策（緊急時モニタリングの体制整備、原子力防災資機材の整備）を講じておくべき区域

PAZ（予防的防護措置を準備する区域）

原子力災害対策重点区域のうち、原子力施設からおおむね半径5kmの区域

放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するために、EALに応じて、即時避難を実施する等、放射性物質が放出される前から予防的に防護措置を準備する区域

UPZ（緊急防護措置を実施する区域）

原子力災害対策重点区域のうち、原子力施設からおおむね5km～30kmの区域

確率的影響のリスクを低減するため、EALやOILに基づき、屋内退避、一時移転等の緊急防護措置を準備する区域

EAL（緊急時活動レベル）

原子力施設の状態に基づき緊急事態の区分を決定するために、あらかじめ決められている判断基準
緊急事態の区分を3つに分け、事態の進展に応じて防護措置を実施

OIL（運用上の介入レベル）

放射性物質が放出後の防護措置の実施を判断するための基準

OILには複数の判断基準があり、基準に応じて避難や一時移転、飲食物の摂取制限等の防護措置を行う

避難退域時検査

放射性物質放出後の避難基準（OIL）に基づき避難又は一時移転した避難者に対し、汚染状況を確認することを目的とする検査。可能な限り空間放射線量率が影響しないようにUPZの境界周辺から避難所等の移動先等までの場所において実施する

避難中継所

避難先市町村内において一時的に集合する場所。避難施設の情報等を集約し、避難してきた住民に提供すること等を目的として設置する

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の廃炉等の 実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定書

福島第一原子力発電所（以下「発電所」という。）の事故収束及び廃炉（以下「廃炉等」という。）の取組が安全かつ着実に進められることが、福島への復旧・復興並びに避難者の帰還の大前提である。

これまで原子力行政を担ってきた国は、前面に立ち、世界の英知を結集の上、総力を挙げて廃炉等に取り組む責任がある。

また、事業者である東京電力株式会社は、あらゆる経営資源を投入し、全社を挙げて廃炉等に取り組む責務がある。

発電所の立地県、町である福島県（以下「甲」という。）、双葉町及び大熊町（以下これらを「乙」という。）並びに事業者である東京電力株式会社（以下「丙」という。）は、国の責任のもと、丙が行う廃炉等に向けた取組が安全、着実かつ適時に進められ、周辺地域住民（乙の住民をいう。以下同じ。）の安全確保、敷地境界線量の低減による生活環境の回復を図ることを目的として、次のとおり協定する。

（東京電力の責務及び関係法令等の遵守等）

第1条 丙は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構の支援を得ながら、汚染水対策やトラブルの未然防止にあらゆる手段を用いて対応し、一刻も早く事故を収束するとともに、発電所の廃炉に向けた取組に責任を持ち全社を挙げて安全かつ着実に取り組むものとする。

2 丙は、廃炉等に向けた取組の実施に当たっては、発電所から放出される放射性物質による周辺環境の汚染の防止及び周辺地域住民の安全確保のため、関係法令及び福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画（以下「実施計画」という。）を遵守し、周辺地域の住民や環境に被害を及ぼさないことはもとより、周辺地域住民に不安や心配を生じさせないよう万全の措置を講ずるものとする。

3 丙は、発電所の廃炉等に向けた取組の安全性及び信頼性のより一層の向上を図るため、廃炉等に向けた取組の実施に必要な施設の設計、製作、施工、運転及び保守の各段階にわたる品質保証活動について、請負企業等を含め積極的に行うとともに、新技術の開発、施設の改善を強力に推進するものとする。

（通報連絡）

第2条 丙は、甲及び乙に対し、安全確保対策等のため必要な事項をその都度通報連絡するものとし、特に、トラブル等の発生時においては、その状況、リスクの程度、復旧等の見通し等を迅速かつ正確に通報連絡するものとする。

2 前項の規定により通報連絡すべき事項及びその方法は、甲、乙及び丙が協議して別に定めるものとする。

（施設の新増設等に対する事前了解）

第3条 丙は、実施計画の変更を伴う施設等の新増設、変更又は廃止をしようとするときは、事前に甲及び乙の了解を得るものとする。

2 甲及び乙は、丙から前項の規定による了解を求められたときは、十分協議するものとする。

（技術検討会の設置）

第4条 甲及び乙は、前条の規定による事前了解に関して技術的視点から安全面を確認するため、甲、乙、学識経験者等で構成する福島県原子力発電所安全確保技術検討会（以下「技術検討会」という。）を設置するものとする。

2 技術検討会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

3 技術検討会は事前了解に関する事項について、発電所の状況確認を行うことができるものとする。

4 前項の規定に基づき状況確認を行うときは、技術検討会は丙にその旨を通知し、丙はこれに立ち会うものとする。

(福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会による安全確認)

第5条 甲及び乙は、福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会設置要綱（平成24年12月7日付け福島県生活環境部長通知。以下「設置要綱」という。）第1条に規定する福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会（以下「協議会」という。）、設置要綱第6条第1項に規定する労働者安全衛生対策部会（以下「対策部会」という。）及び設置要綱第6条第2項に規定する環境モニタリング評価部会（以下「評価部会」という。）において、発電所の廃炉等に係る安全確保の取組を確認するものとする。

(放射能の測定等)

第6条 甲及び丙は、それぞれ別に定める放射能等測定基本計画（以下「基本計画」という。）に基づいて、発電所周辺の環境放射能等の調査測定を実施するものとする。

- 2 前項の基本計画には、測定項目、測定の地点、測定の方法等を定めるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、甲又は丙が特に必要と認めたときは、環境放射能等の調査測定をそれぞれ実施することができるものとする。
- 4 甲及び丙は、第1項の規定に基づき実施した環境放射能等の調査測定結果を定期的に評価部会に提出し、評価を経たのち、甲及び丙がそれぞれ公表するものとする。
- 5 甲又は丙は、第3項の規定に基づき実施した環境放射能等の調査測定結果を速やかに公表するとともに、必要に応じ評価部会に提出するものとする。

(立入調査)

第7条 甲、乙又は協議会は、次に掲げる場合は、発電所への立入調査を行うことができるものとする。

- (1) 発電所周辺の環境放射能等に関し、異常な事態が生じた場合
- (2) 発電所の廃炉等に向けた取組の実施状況等に関し、特に必要と認めた場合

2 前項の規定に基づき立入調査を行うときは、甲、乙又は協議会は、あらかじめ丙に対し、立入調査を行う者の氏名、日時及び場所を通知し、丙はこれに立ち会うものとする。

(状況確認)

第8条 甲、乙又は協議会は、前条第1項各号に掲げる場合を除き、丙が行う発電所の環境放射能等の測定、廃炉等に向けた取組の実施状況、その他発電所の安全確保に関する事項について、必要に応じて随時、状況確認を行うことができるものとする。

2 前項の規定に基づき状況確認を行うときは、甲、乙又は協議会は、丙にその旨を通知し、丙はこれに立ち会うものとする。

(適切な措置の要求)

第9条 甲、乙又は協議会は、発電所の廃炉等に向けた取組の安全確保のため特別の措置を講ずる必要があると認めたときは、丙に対して、適切な措置を講ずることを、又は、国に対して、丙が適切な措置を講ずるよう指導・監督の徹底を求めるものとする。

2 丙は、前項の規定に基づき甲、乙又は協議会から適切な措置を講ずることを求められたときは、事故炉の廃炉の緊急性に鑑み、速やかにこれに応ずるとともに、講じた措置の内容等について、甲、乙又は協議会に対して、適時報告するものとする。

(立入調査又は状況確認を行う者の選任)

第10条 甲、乙、協議会又は技術検討会は、第7条第1項の規定に基づき立入調査を行う者、第4条第3項及び第8条第1項の規定に基づき状況確認を行う者を甲若しくは乙の職員又は協議会若しくは技術検討会の構成員の中からそれぞれ選任するものとする。

(損害の補償・賠償)

第11条 発電所の廃炉等に向けた取組の実施に起因して周辺地域住民の生命、身体又は財産に損害を与えた場合、丙は、甲又は乙の意見を十分踏まえつつ、原子力損害の賠償に関する法律その他関係法令に基づき、適切に補償又は賠償するものとする。

(情報の公開)

第12条 丙は、発電所の廃炉等に向けた取組の実施内容及びその状況について、甲及び乙に説明し、

また、甲及び乙の議会の求めに応じて説明するとともに、周辺地域住民をはじめ県民に対し積極的に説明、情報公開を行い、透明性を確保するものとする。

(原子力防災対策)

第13条 丙は、原子力防災対策の充実強化を図るとともに、甲及び乙が行う原子力防災対策へ積極的に協力するものとする。

(放射性物質の排出抑制及び線量低減)

第14条 丙は、発電所から放出される気体、液体等に含まれる放射性物質濃度について、関係法令等に定めるところにより管理するほか、周辺環境に影響を及ぼさないことを定期的に確認するとともに、敷地内の除染等を行い、敷地境界線量の低減を着実にを行うものとする。

(作業員の安全衛生対策)

第15条 丙は、発電所の廃炉等に向けた取組に携わる人材の安定確保を図るため、作業環境の改善、作業員の健康管理、雇用の適正化等の安全衛生対策について積極的に取り組むとともに、長期的な計画に基づき、人材の育成に取り組むものとする。

また、その実施状況等に関して、対策部会に報告するものとする。

(協定の改定)

第16条 この協定に定める各事項につき改定すべき事由が生じたときは、甲、乙及び丙いずれからもその改定を申し出ることができる。この場合において、甲、乙及び丙はそれぞれ誠意をもって協議に応ずるものとする。

2 甲又は乙は、前項の規定による改定を申し出るときは、甲、乙相互に十分協議を行うものとする。

(その他)

第17条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して別に定めることができるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成27年1月7日から実施する。
- 2 福島県、双葉町、大熊町及び東京電力株式会社が昭和51年3月22日に締結した福島第一原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定（以下「旧協定」という。）は、平成27年1月6日限り廃止する。
- 3 この協定の締結前に旧協定の規定により行われた行為は、この協定の規定に基づく行為とみなす。

この協定締結の証として、本書4通を作成し、当事者記名押印の上それぞれ1通保有する。

平成27年1月7日

甲	福島県知事	内堀雅雄
乙	双葉町長	伊澤史朗
	大熊町長	渡辺利綱
丙	東京電力株式会社	
	代表執行役社長	廣瀬直己

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る 周辺地域の安全確保に関する協定の運用について

福島県、双葉町及び大熊町並びに東京電力株式会社は、平成27年1月7日締結した東京電力株式会社福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定（以下「協定」という。）第17条の規定に基づき、協定の運用に当たって下記のとおり了解するものとする。

記

- 1 第1条第2項関係
関係法令等の遵守等の中には、いわゆる「as low as reasonably achievable」の精神等にのっとり、以下の事項についての不断の努力を含むものとする。
 - (1) 放射性物質の放出の低減、漏えいの防止及び管理の徹底に必要な技術開発の促進
 - (2) 放射線業務従事者の被ばくを低減するために必要な措置
 - (3) 請負企業等に対する関係法令の遵守及び放射線安全上の教育・訓練の実施に関する指導監督
- 2 第1条第3項関係
 - (1) 「品質保証活動」とは、原子力発電所品質保証検討委員会の報告書（昭和56年9月8日）でいう活動であり、原子力発電所の安全性及び信頼性を向上させるために必要な、①機器、材料の標準化、②品質保証に関する教育・訓練の推進、③運転・保守管理マニュアル類の充実などの計画的かつ系統的なすべての活動をいう。
 - (2) 丙は、請負企業等における品質保証活動に関し、積極的に協力・支援するものとする。
 - (3) 丙は、事故直後に緊急的に設置した設備等の品質保証の改善について、確実に取り組むものとする。
- 3 第2条第1項関係
丙が、甲及び乙に対し、安全確保対策等のため必要な事項を通報連絡する時期については、連絡事項の内容により、定期的に連絡、事前に連絡、発生後直ちに連絡するものに分けるものとする。
- 4 第2条第2項関係
通報連絡すべき事項及びその方法は、甲、乙及び丙が協議し、原子力発電所に関する通報連絡要綱に定めるものとする。ただし、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づいて通報連絡すべき事項及びその方法については、原子力災害対策特別措置法に基づくものとする。
- 5 第3条関係
 - (1) 事前了解の対象については、実施計画の変更を伴う施設等の新增設、変更又は廃止のうち周辺地域住民の線量当量の評価に関係するもの（以下「対象となる施設等」という。）とする。また、事前了解を得る時期については、対象となる施設等に係る工事の着工までとする。ただし、上記の規定にかかわらず、丙から協議を受け、甲及び乙が認めた場合は、この限りではない。
 - (2) 丙は、事前了解を得ようとするときは、対象となる施設等に係る実施計画の変更認可申請を原子力規制委員会に提出する前に、計画の概要を記述した文書（以下「事前了解願い」という。）をもって、甲及び乙に提出し説明するとともに、甲及び乙の議会の求めに応じて説明するものとする。
 - (3) 丙は、周辺地域住民の線量当量の評価をはじめとした施設等の安全性に係る原子力規制委員会の審査状況について、甲、乙及び技術検討会に説明するものとする。
 - (4) 甲及び乙は、技術検討会の検討結果が報告されたときは、速やかに、周辺地域住民の安全確保に係る事項を協議し、丙に事前了解願いに対する回答を行うものとする。
 - (5) 丙は、事前了解を得た後、周辺地域住民の線量当量の評価等について増加があった場合には、改めて甲及び乙に協議するものとする。
- 6 第4条第2項関係
技術検討会の組織及び運営に関し必要な事項は、福島県原子力発電所安全確保技術検討会運営要綱に定めるものとする。
- 7 第4条第4項、第8条関係
甲、乙、協議会又は技術検討会が状況確認を行うときは、丙はこれに積極的に協力するものとする。また、状況確認を行う甲若しくは乙の職員又は協議会若しくは技術検討会の構成員は、丙の定

める安全管理及び放射線管理に関する規定を遵守するものとする。

- 8 第5条関係
設置要綱は、別紙のとおりとする。
- 9 第7条関係
 - (1) この規定に基づき立入調査を行う場合は、甲及び乙は事前に協議を行い、特別の事情がない限り協議会で実施するものとする。
 - (2) 乙が特に必要あると認めるときは、福島第二原子力発電所への立入調査に立ち会うことができるものとする。
 - (3) 甲、乙又は協議会が立入調査を行うときは、丙はこれに積極的に協力するものとする。また、立入調査を行う甲若しくは乙の職員又は協議会の構成員は、丙の定める安全管理及び放射線管理に関する規定を遵守するものとする。
- 10 第9条関係
 - (1) 甲、乙又は協議会は、次の各号のいずれかに該当するときは、丙に対して、適切な措置を講ずることを求めるものとする。
 - ア 第7条第1項の規定に基づく立入調査又は第8条第1項の規定に基づく状況確認等の結果を踏まえ、特別の措置を講ずる必要があると認めたとき
 - イ 第2条に基づく通報連絡又は丙からの報告に基づき、特別の措置を講ずる必要があると認めたとき
 - (2) 甲又は乙が適切な措置の要求を行う場合は、甲及び乙は十分協議するものとする。
- 11 第11条関係
この規定に基づく補償又は賠償は、発電所の廃炉等に向けた取組の実施に起因して生じ、相当の因果関係が認められる損害の補填とし、精神的損害、風評による農林水産物の価格低下その他営業上の損害等に対する補填を含むものとする。
- 12 第12条関係
 - (1) 丙は、発電所の廃炉等に向けた取組の実施に当たって、甲及び乙、求めに応じて甲及び乙の議会に対して説明するとともに、十分に意見を聞き、理解を得るものとする。
 - (2) 県民への情報提供に当たっては、廃炉等に向けた取組の実施内容や工程、進捗状況等について、わかりやすく丁寧に行うものとする。
- 13 第13条関係
丙は、原子力防災対策の実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制を整備するとともに、教育訓練を実施するものとする。また、丙は、甲及び乙の原子力防災計画に基づき必要な通信機器等の整備等、原子力防災対策に積極的に協力するものとする。
- 14 第15条関係
丙は、作業環境の改善、作業員の健康管理、雇用の適正化といった安全衛生に関わる事項については、請負企業等を含めて、着実に取り組むものとする。

附 則

- 1 平成27年1月7日から実施する。
- 2 福島県、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町及び東京電力株式会社が昭和51年4月1日に締結した「東京電力株式会社福島第一原子力発電所並びに福島第二原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定の運用について」のうち、福島第一原子力発電所の事項については、本運用によるものとする。

平成27年1月7日

甲	福島県生活環境部長	長谷川 哲 也
乙	双葉町 長	伊 澤 史 朗
	大熊町 長	渡 辺 利 綱
丙	東京電力株式会社 原子力運営管理部長	五十嵐 信 二

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の 廃炉等の実施に係る周辺市町村の安全確保に関する協定書

福島第一原子力発電所（以下「発電所」という。）の事故収束及び廃炉（以下「廃炉等」という。）の取組が安全かつ着実に進められることが、福島での復旧・復興並びに避難者の帰還の大前提である。

これまで原子力行政を担ってきた国は、前面に立ち、世界の英知を結集の上、総力を挙げて廃炉等に取り組む責任がある。

また、事業者である東京電力ホールディングス株式会社は、あらゆる経営資源を投入し、全社を挙げて廃炉等に取り組む責務がある。

福島県（以下「甲」という。）、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、浪江町、葛尾村並びに飯舘村（以下これらを「乙」という。）及び東京電力ホールディングス株式会社（以下「丙」という。）は、国の責任のもと、丙が行う廃炉等に向けた取組が安全、着実かつ適時に進められ、周辺市町村住民（乙の住民をいう。以下同じ。）の安全確保、敷地境界線量の低減による生活環境の回復を図ることを目的として、次のとおり協定する。

（東京電力ホールディングスの責務及び関係法令等の遵守等）

第1条 丙は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構の支援を得ながら、汚染水対策やトラブルの未然防止にあらゆる手段を用いて対応し、一刻も早く事故を収束するとともに、発電所の廃炉に向けた取組に責任を持ち全社を挙げて安全かつ着実に取り組むものとする。

2 丙は、廃炉等に向けた取組の実施に当たっては、発電所から放出される放射性物質による周辺環境の汚染の防止及び周辺市町村住民の安全確保のため、関係法令及び福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画（以下「実施計画」という。）を遵守し、周辺市町村の住民や環境に被害を及ぼさないことはもとより、周辺市町村住民に不安や心配を生じさせないように万全の措置を講ずるものとする。

3 丙は、発電所の廃炉等に向けた取組の安全性及び信頼性のより一層の向上を図るため、廃炉等に向けた取組の実施に必要な施設の設計、製作、施工、運転及び保守の各段階にわたる品質保証活動について、請負企業等を含め積極的に行うとともに、新技術の開発、施設の改善を強力に推進するものとする。

（通報連絡）

第2条 丙は、甲及び乙に対し、安全確保対策等のため必要な事項をその都度通報連絡するものとし、特に、トラブル等の発生時においては、その状況、リスクの程度、復旧等の見通し等を迅速かつ正確に通報連絡するものとする。

2 前項の規定により通報連絡すべき事項及びその方法は、甲、乙及び丙が協議して別に定めるものとする。

（施設の新増設等に対する事前説明等）

第3条 丙は、実施計画の変更を伴う施設等の新増設、変更又は廃止をしようとするときは、事前に乙に説明するものとする。

2 次条に掲げる福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会は、前項のうち敷地外部への影響が特に懸念される施設については、丙に事前に説明を求め、必要に応じて現地を確

認し、意見を述べることができる。

(福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会による安全確認)

第4条 甲及び乙は、福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会設置要綱（平成24年12月7日付け福島県生活環境部長通知。）第1条に規定する福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会（以下「協議会」という。）、同要綱第6条第1項に規定する労働者安全衛生対策部会（以下「対策部会」という。）及び環境モニタリング評価部会（以下「評価部会」という。）において、発電所の廃炉等に係る安全確保の取組を確認するものとする。

(放射能の測定等)

第5条 甲及び丙は、それぞれ別に定める放射能等測定基本計画（以下「基本計画」という。）に基づいて、発電所周辺の環境放射能等の調査測定を実施するものとする。

- 2 前項の基本計画には、測定項目、測定の地点、測定の方法等を定めるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、甲又は丙が特に必要と認めたときは、環境放射能等の調査測定をそれぞれ実施することができるものとする。
- 4 甲及び丙は、第1項の規定に基づき実施した環境放射能等の調査測定結果を定期的に評価部会に提出し、評価を経たのち、甲及び丙がそれぞれ公表するものとする。
- 5 甲又は丙は、第3項の規定に基づき実施した環境放射能等の調査測定結果を速やかに公表するとともに、必要に応じ評価部会に提出するものとする。

(立入調査)

第6条 甲又は協議会は、次に掲げる場合は、発電所への立入調査を行うことができるものとする。

- (1) 発電所周辺の環境放射能等に関し、異常な事態が生じた場合
- (2) 発電所の廃炉等に向けた取組の実施状況等に関し、特に必要と認めた場合

2 前項の規定に基づき立入調査を行うときは、甲又は協議会は、あらかじめ丙に対し、立入調査を行う者の氏名、日時及び場所を通知し、丙はこれに立ち会うものとする。

(状況確認)

第7条 甲、乙又は協議会は、前条第1項各号に掲げる場合を除き、丙が行う発電所の環境放射能等の測定、廃炉等に向けた取組の実施状況、その他発電所の安全確保に関する事項について、必要に応じて随時、状況確認を行うことができるものとする。

2 前項の規定に基づき状況確認を行うときは、甲、乙又は協議会は、丙にその旨を通知し、丙はこれに立ち会うものとする。

(適切な措置の要求)

第8条 甲又は協議会は、発電所の廃炉等に向けた取組の安全確保のため特別の措置を講ずる必要があると認めたときは、丙に対して、適切な措置を講ずることを、又は、国に対して、丙が適切な措置を講ずるよう指導・監督の徹底を求めるものとする。

2 丙は、前項の規定に基づき甲又は協議会から適切な措置を講ずることを求められたときは、事故炉の廃炉の緊急性に鑑み、速やかにこれに応ずるとともに、講じた措置の内容等について、甲又は協議会に対して、適時報告するものとする。

(立入調査又は状況確認を行う者の選任)

第9条 甲、乙又は協議会は、第6条第1項の規定に基づき立入調査を行う者、第7条第1項の規定に基づき状況確認を行う者を甲若しくは乙の職員又は協議会の構成員の中からそれぞれ選任するものとする。

(損害の補償・賠償)

第10条 発電所の廃炉等に向けた取組の実施に起因して周辺市町村住民の生命、身体又は財産に損害を与えた場合、丙は、甲又は乙の意見を十分踏まえつつ、原子力損害の賠償に関する法律その他関係法令に基づき、適切に補償又は賠償するものとする。

(情報の公開)

第11条 丙は、発電所の廃炉等に向けた取組の実施内容及びその状況について、甲及び乙に説明し、また、甲及び乙の議会の求めに応じて説明するとともに、周辺市町村住民をはじめ県民に対し積極的に説明、情報公開を行い、透明性を確保するものとする。

(原子力防災対策)

第12条 丙は、原子力防災対策の充実強化を図るとともに、甲及び乙が行う原子力防災対策へ積極的に協力するものとする。

(放射性物質の排出抑制及び線量低減)

第13条 丙は、発電所から放出される気体、液体等に含まれる放射性物質濃度について、関係法令等に定めるところにより管理するほか、周辺環境に影響を及ぼさないことを定期的に確認するとともに、敷地内の除染等を行い、敷地境界線量の低減を着実に行うものとする。

(作業員の安全衛生対策)

第14条 丙は、発電所の廃炉等に向けた取組に携わる人材の安定確保を図るため、作業環境の改善、作業員の健康管理、雇用の適正化等の安全衛生対策について積極的に取り組むとともに、長期的な計画に基づき、人材の育成に取り組むものとする。

また、その実施状況等に関して、対策部会に報告するものとする。

(協定の改定)

第15条 この協定に定める各事項につき改定すべき事由が生じたときは、甲、乙及び丙いずれからもその改定を申し出ることができる。この場合において、甲、乙及び丙はそれぞれ誠意をもって協議に応ずるものとする。

2 甲又は乙は、前項の規定による改定を申し出るときは、甲、乙相互に十分協議を行うものとする。

(その他)

第16条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して別に定めることができるものとする。

2 この協定に定めのない甲に関する事項については、平成27年1月7日締結した「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定」に基づくものとする。

附 則

この協定は、平成28年9月1日から実施する。

この協定成立の証として、協定書13通を作成し、甲、乙、丙それぞれ1通を保有するものとする。

平成28年9月1日

甲	福島県知事	内堀雅雄
乙	いわき市長	清水敏男
	田村市長	富塚宥暲
	南相馬市長	桜井勝延
	川俣町長	古川道郎
	広野町長	遠藤智
	楡葉町長	松本幸英
	富岡町長	宮本皓一
	川内村長	遠藤雄幸
	浪江町長	馬場有
	葛尾村長	松本允秀
	飯館村長	菅野典雄
丙	東京電力ホールディングス株式会社	
	代表執行役社長	廣瀬直己

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺市町村の安全確保に関する協定の運用について

福島県（以下「甲」という。）、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、浪江町、葛尾村並びに飯舘村（以下これらを「乙」という。）及び東京電力ホールディングス株式会社（以下「丙」という。）は、平成28年9月1日締結した東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺市町村の安全確保に関する協定（以下「協定」という。）第16条第1項の規定に基づき、協定の運用に当たって下記のとおり了解するものとする。

また、甲及び乙は、福島第一原子力発電所事故の経験を踏まえ、原子力発電所の立地町である大熊町及び双葉町とともに、福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会（以下「協議会」という。）を通じて連携して対応することとし、丙はその取組に積極的に協力するものとする。

記

1 第2条第1項関係

丙が、甲及び乙に対し、安全確保対策等のため必要な事項を通報連絡する時期については、連絡事項の内容により、定期的に連絡、事前に連絡、発生後直ちに連絡するものに分けるものとする。ただし、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づいて通報連絡すべき事項及びその方法については、原子力災害対策特別措置法に基づくものとする。

2 第2条第2項関係

通報連絡すべき事項及びその方法は、甲、乙及び丙が協議し、原子力発電所に関する通報連絡要綱に定めるものとする。

3 第3条第1項関係

- (1) 事前説明の対象は、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定（以下「立地協定」という。）」第3条の規定に基づき事前了解の対象とされたものとする。
- (2) この規定に基づき説明するにあたっては、丙は、立地協定第3条の規定に基づく事前了解願いを提出した後速やかに、原則として協議会に説明するものとする。

4 第3条第2項関係

敷地外部への影響が特に懸念される施設とは、放射性物質の飛散の可能性のある施設（廃棄物焼却設備等）や高レベルの放射性物質を取り扱う施設（燃料デブリの一時保管施設等）などであり、対象はその都度協議会において決めるものとする。

5 第4条関係

甲、乙及び専門委員等で構成する協議会の設置要綱は、別紙のとおりとする。

6 第6条関係

甲又は協議会が立入調査を行うときは、丙はこれに積極的に協力するものとする。また、立入調査を行う甲の職員又は協議会の構成員は、丙の定める安全管理及び放射線管理に関する規定を遵守するものとする。

7 第7条関係

- (1) この規定に基づき状況確認を行う場合は、甲及び乙は事前に協議を行い、原則として協議会で実施するものとする。
- (2) 甲、乙又は協議会が状況確認を行うときは、丙はこれに積極的に協力するものとする。また、状況確認を行う甲若しくは乙の職員又は協議会の構成員は、丙の定める安全管理及び放射線管理に関する規定を遵守するものとする。

8 第8条関係

甲又は協議会は、次の各号のいずれかに該当するときは、丙に対して、適切な措置を講ずることを求めるものとする。

ア 第6条第1項の規定に基づく立入調査又は第7条第1項の規定に基づく状況確認等の結果を踏まえ、特別の措置を講ずる必要があると認めたとき

イ 第2条に基づく通報連絡又は丙からの報告に基づき、特別の措置を講ずる必要があると認めたとき

附 則

平成28年9月1日から実施する。

平成28年9月1日

甲	福島県危機管理部長	樵	隆	男	
乙	いわき市長	清	水	敏	男
	田村市長	富	塚	宥	暁
	南相馬市長	桜	井	勝	延
	川俣町長	古	川	道	郎
	広野町長	遠	藤		智
	檜葉町長	松	本	幸	英
	富岡町長	宮	本	皓	一
	川内村長	遠	藤	雄	幸
	浪江町長	馬	場		有
	葛尾村長	松	本	允	秀
	飯舘村長	菅	野	典	雄
丙	東京電力ホールディングス株式会社				
	原子力運営管理部長	五十嵐	信	二	

東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所の 廃炉の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定書

福島第二原子力発電所（以下「発電所」という。）の廃炉は、福島県内原子力発電所の全基廃炉に至った特殊性を踏まえ、事故を起こした福島第一原子力発電所の廃炉と総合的に進めていく必要がある。このため、東京電力ホールディングス株式会社は、安全な廃炉を実現するための人的なリソース配分や楡葉町及び富岡町の復興に向けた地域の振興に配慮した工程となることを両町に丁寧に説明しながら、全社を挙げて廃炉に取り組む責務がある。

発電所の立地県、町である福島県（以下「甲」という。）、楡葉町及び富岡町（以下これらを「乙」という。）並びに東京電力ホールディングス株式会社（以下「丙」という。）は、丙が行う発電所の廃炉に向けた取組が安全、着実かつ適時に進められ、周辺地域住民（乙の住民をいう。以下同じ。）の安全の確保を目的として、次のとおり協定する。

（東京電力ホールディングスの責務及び関係法令等の遵守等）

第1条 丙は、発電所の廃炉に向けた取組に責任を持ち、安全かつ着実に取り組むものとする。

2 丙は、廃炉に向けた取組の実施に当たっては、発電所から放出される放射性物質による周辺環境の汚染の防止及び周辺地域住民の安全確保のため、関係法令、福島第二原子力発電所に係る廃止措置計画（以下「廃止措置計画」という。）及び原子炉施設保安規定を遵守し、周辺地域の住民や環境に被害を及ぼさないことはもとより、周辺地域住民に不安や心配を生じさせないよう万全の措置を講ずるものとする。

3 丙は、発電所の廃炉に向けた取組の安全性及び信頼性のより一層の向上を図るため、廃炉に向けた取組の実施に必要な施設の設計、製作、施工、運転及び保守の各段階にわたる品質保証活動について、請負企業等を含め積極的に行うものとする。

（通報連絡）

第2条 丙は、甲及び乙に対し、安全確保対策等のため必要な事項をその都度通報連絡するものとし、特に、トラブル等の発生時においては、その状況、リスクの程度、復旧等の見通し等を迅速かつ正確に通報連絡するものとする。

2 前項の規定により通報連絡すべき事項及びその方法は、甲、乙及び丙が協議して別に定めるものとする。

（施設の新増設等に対する事前了解）

第3条 丙は、廃止措置計画の認可申請（変更の場合を含む。）を伴う施設等の新増設、変更又は廃止をしようとするときは、事前に甲及び乙の了解を得るものとする。

2 甲及び乙は、丙から前項の規定による了解を求められたときは、十分協議するものとする。

（技術検討会の設置）

第4条 甲及び乙は、前条の規定による事前了解に関して技術的視点から安全面を確認するため、甲、乙、学識経験者等で構成する福島県原子力発電所安全確保技術検討会（以下「技術検討会」という。）を設置するものとする。

2 技術検討会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

3 技術検討会は事前了解に関する事項について、発電所の状況確認を行うことができるものとする。

- 4 前項の規定に基づき状況確認を行うときは、技術検討会は丙にその旨を通知し、丙はこれに立ち会うものとする。

(福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会による安全確認)

第5条 甲及び乙は、福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会設置要綱（平成24年12月7日付け福島県生活環境部長通知。）第1条に規定する福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会（以下「協議会」という。）、同要綱第6条第1項に規定する労働者安全衛生対策部会（以下「対策部会」という。）及び環境モニタリング評価部会（以下「評価部会」という。）において、発電所の廃炉に係る安全確保の取組を確認するものとする。

(放射能の測定等)

第6条 甲及び丙は、それぞれ別に定める放射能等測定基本計画（以下「基本計画」という。）に基づいて、発電所周辺の環境放射能等の調査測定を実施するものとする。

- 2 前項の基本計画には、測定項目、測定の地点、測定の方法等を定めるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、甲又は丙が特に必要と認めたときは、環境放射能等の調査測定をそれぞれ実施することができるものとする。
- 4 甲及び丙は、第1項の規定に基づき実施した環境放射能等の調査測定結果を定期的に評価部会に提出し、評価を経たのち、甲及び丙がそれぞれ公表するものとする。
- 5 甲又は丙は、第3項の規定に基づき実施した環境放射能等の調査測定結果を速やかに公表するとともに、必要に応じ評価部会に提出するものとする。

(立入調査)

第7条 甲、乙又は協議会は、次に掲げる場合は、発電所への立入調査を行うことができるものとする。

- (1) 発電所周辺の環境放射能等に関し、異常な事態が生じた場合
 - (2) 発電所の廃炉に向けた取組の実施状況等に関し、特に必要と認めた場合
- 2 前項の規定に基づき立入調査を行うときは、甲、乙又は協議会は、あらかじめ丙に対し、立入調査を行う者の氏名、日時及び場所を通知し、丙はこれに立ち会うものとする。

(状況確認)

第8条 甲、乙又は協議会は、前条第1項各号に掲げる場合を除き、丙が行う発電所の環境放射能等の測定、廃炉に向けた取組の実施状況、その他発電所の安全確保に関する事項について、必要に応じて随時、状況確認を行うことができるものとする。

- 2 前項の規定に基づき状況確認を行うときは、甲、乙又は協議会は、丙にその旨を通知し、丙はこれに立ち会うものとする。

(適切な措置の要求)

第9条 甲、乙又は協議会は、発電所の廃炉に向けた取組の安全確保のため特別の措置を講ずる必要があると認めたときは、丙に対して、適切な措置を講ずることを、又は、国に対して、丙が適切な措置を講ずるよう指導・監督の徹底を求めるものとする。

- 2 丙は、前項の規定に基づき甲、乙又は協議会から適切な措置を講ずることを求められたときは、速やかにこれに応ずるとともに、講じた措置の内容等について、甲、乙又は協議会に対して、適時報告するものとする。

(立入調査又は状況確認を行う者の選任)

第10条 甲、乙、協議会又は技術検討会は、第7条第1項の規定に基づき立入調査を行う者、第

4条第3項及び第8条第1項の規定に基づき状況確認を行う者を甲若しくは乙の職員又は協議会若しくは技術検討会の構成員の中からそれぞれ選任するものとする。

(損害の補償・賠償)

第11条 発電所の廃炉に向けた取組の実施に起因して周辺地域住民の生命、身体又は財産に損害を与えた場合、丙は、甲又は乙の意見を十分踏まえつつ、原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）その他関係法令に基づき、適切に補償又は賠償するものとする。

(情報の公開)

第12条 丙は、発電所の廃炉に向けた取組の実施内容及びその状況について、甲及び乙に説明し、また、甲及び乙の議会の求めに応じて説明するとともに、周辺地域住民をはじめ県民に対し積極的に説明、情報公開を行い、透明性を確保するものとする。

(原子力防災対策)

第13条 丙は、原子力防災対策の充実強化を図るとともに、甲及び乙が行う原子力防災対策へ積極的に協力するものとする。

(放射性物質の排出管理)

第14条 丙は、発電所から放出される気体、液体等に含まれる放射性物質濃度について、関係法令等に定めるところにより管理するほか、周辺環境に影響を及ぼさないことを定期的に確認するものとする。

(作業員の安全衛生対策)

第15条 丙は、発電所の廃炉に向けた取組に携わる人材の安定確保を図るため、作業環境の改善、作業員の健康管理、雇用の適正化等の安全衛生対策について積極的に取り組むとともに、長期的な計画に基づき、人材の育成に取り組むものとする。

また、その実施状況等に関して、対策部会に報告するものとする。

(協定の改定)

第16条 この協定に定める各事項につき改定すべき事由が生じたときは、甲、乙及び丙いずれからもその改定を申し出ることができる。この場合において、甲、乙及び丙はそれぞれ誠意をもって協議に応ずるものとする。

2 甲又は乙は、前項の規定による改定を申し出るときは、甲、乙相互に十分協議を行うものとする。

(その他)

第17条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して別に定めることができるものとする。

附 則

- 1 この協定は、令和元年12月26日から実施する。
- 2 福島県、楡葉町、富岡町及び東京電力株式会社（現：東京電力ホールディングス株式会社）が昭和51年3月22日に締結した福島第二原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定（以下「旧協定」という。）は、令和元年12月25日限り廃止する。
- 3 この協定の締結前に旧協定の規定により行われた行為は、この協定の規定に基づく行為とみなす。この協定締結の証として、本書4通を作成し、当事者記名押印の上それぞれ1通保有する。

令和元年12月26日

甲	福島県知事	内堀雅雄
乙	檜葉町長	松本幸英
	富岡町長	宮本皓一
丙	東京電力ホールディングス株式会社	
	代表執行役社長	小早川智明

東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所の 廃炉の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定の運用について

福島県（以下「甲」という。）、楡葉町及び富岡町（以下これらを「乙」という。）並びに東京電力ホールディングス株式会社（以下「丙」という。）は、令和元年12月26日締結した東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所の廃炉の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定（以下「協定」という。）第17条の規定に基づき、協定の運用に当たって下記のとおり了解するものとする。

記

1 第1条第2項関係（法令遵守）

関係法令等の遵守等の中には、いわゆる「as low as reasonably achievable」の精神等にのっとり、以下の事項についての不断の努力を含むものとする。

- (1) 放射性物質の放出の低減、漏えいの防止及び管理の徹底に必要な技術開発の促進
- (2) 放射線業務従事者の被ばくを低減するために必要な措置
- (3) 請負企業等に対する関係法令の遵守及び放射線安全上の教育・訓練の実施に関する指導監督

2 第1条第3項関係（品質保証活動）

- (1) 「品質保証活動」とは、原子力発電所品質保証検討委員会の報告書（昭和56年9月8日）でいう活動であり、原子力発電所の安全性及び信頼性を向上させるために必要な、①機器、材料の標準化、②品質保証に関する教育・訓練の推進、③運転・保守管理マニュアル類の充実などの計画的かつ系統的なすべての活動をいう。
- (2) 丙は、請負企業等における品質保証活動に関し、積極的に協力・支援するものとする。

3 第2条第1項関係（迅速・正確な通報連絡）

丙が、甲及び乙に対し、安全確保対策等のため必要な事項を通報連絡する時期については、連絡事項の内容により、定期的に連絡、事前に連絡、発生後直ちに連絡するものに分けるものとする。

4 第2条第2項関係（通報連絡の方法）

通報連絡すべき事項及びその方法は、甲、乙及び丙が協議し、原子力発電所に関する通報連絡要綱に定めるものとする。ただし、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づいて通報連絡すべき事項及びその方法については、同法に基づくものとする。

5 第3条関係（事前了解）

- (1) 事前了解の対象については、廃止計措置計画の認可申請（変更の場合を含む。）を伴う施設等の新增設、変更又は廃止のうち周辺地域住民の線量当量の評価に係るもの（以下「対象となる施設等」という。）とする。また、事前了解を得る時期については、対象となる施設等に係る工事の着工までとする。

ただし、上記の規定にかかわらず、丙から協議を受け、甲及び乙が認めた場合は、この限りではない。

- (2) 丙は、事前了解を得ようとするときは、対象となる施設等に係る廃止措置計画の認可申請（変更の場合を含む。）を原子力規制委員会に提出する前に、計画の概要を記述した文書（以下「事

前了解願い」という。)をもって、甲及び乙に提出し説明するとともに、甲及び乙の議会の求めに応じて説明するものとする。

(3) 丙は、周辺地域住民の線量当量の評価をはじめとした施設等の安全性に係る原子力規制委員会の審査状況について、甲、乙及び技術検討会に説明するものとする。

(4) 甲及び乙は、技術検討会の検討結果が報告されたときは、速やかに、周辺地域住民の安全確保に係る事項を協議し、丙に事前了解願いに対する回答を行うものとする。

(5) 丙は、事前了解を得た後、周辺地域住民の線量当量の評価等について増加があった場合には、改めて甲及び乙に協議するものとする。

6 第4条第2項関係（技術検討会の組織）

技術検討会の組織及び運営に関し必要な事項は、福島県原子力発電所安全確保技術検討会運営要綱に定めるものとする。

7 第4条第3項・第4項、第8条関係（状況確認）

甲、乙、協議会又は技術検討会が状況確認を行うときは、丙はこれに積極的に協力するものとする。また、状況確認を行う甲若しくは乙の職員又は協議会若しくは技術検討会の構成員は、丙の定める安全管理及び放射線管理に関する規定を遵守するものとする。

8 第5条関係（廃炉安全監視協議会の組織）

甲、乙及び専門委員等で構成する協議会の設置要綱は、別紙のとおりとする。

9 第7条関係（立入調査）

(1) この規定に基づき立入調査を行う場合は、甲及び乙は事前に協議を行い、特別の事情がない限り協議会で実施するものとする。

(2) 乙が特に必要あると認めるときは、福島第一原子力発電所への立入調査に立ち会うことができるものとする。

(3) 甲、乙又は協議会が立入調査を行うときは、丙はこれに積極的に協力するものとする。また、立入調査を行う甲若しくは乙の職員又は協議会の構成員は、丙の定める安全管理及び放射線管理に関する規定を遵守するものとする。

10 第9条関係（措置要求）

(1) 甲、乙又は協議会は、次の各号のいずれかに該当するときは、丙に対して、適切な措置を講ずることを求めるものとする。

ア 第2条第1項の規定に基づく通報連絡又は丙からの報告に基づき、特別の措置を講ずる必要があると認めたとき

イ 第7条第1項の規定に基づく立入調査又は第8条第1項の規定に基づく状況確認等の結果を踏まえ、特別の措置を講ずる必要があると認めたとき

(2) 甲又は乙が適切な措置の要求を行う場合は、甲及び乙は十分協議するものとする。

11 第11条関係（賠償・補償）

この規定に基づく補償又は賠償は、発電所の廃炉に向けた取組の実施に起因して生じ、相当の因果関係が認められる損害の補填とし、精神的損害、風評による農林水産物の価格低下その他営業上の損害等に対する補填を含むものとする。

12 第12条関係（情報公開）

(1) 丙は、発電所の廃炉に向けた取組の実施に当たって、甲及び乙、求めに応じて甲及び乙の議会に対して説明するとともに、十分に意見を聞き、理解を得るものとする。

(2) 県民への情報提供に当たっては、廃炉に向けた取組の実施内容や工程、進捗状況等について、わかりやすく丁寧に行うものとする。

13 第13条関係（原子力防災対策）

丙は、原子力防災対策の実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制を整備するとともに、教育訓練を実施するものとする。また、丙は、甲及び乙の原子力防災計画に基づき必要な通信機器等の整備等、原子力防災対策に積極的に協力するものとする。

14 第15条関係（作業員の安全衛生対策）

丙は、作業環境の改善、作業員の健康管理、雇用の適正化といった安全衛生に関わる事項については、請負企業等を含めて、着実に取り組むものとする。

附 則

この運用は、令和元年12月26日から実施する。

令和元年12月26日

甲	福島県危機管理部長	成田良洋
乙	檜葉町長	松本幸英
	富岡町長	宮本皓一
丙	東京電力ホールディングス株式会社	
	原子力運営管理部長	村野兼司

東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所の 廃炉の実施に係る周辺市町村の安全確保に関する協定書

福島第二原子力発電所（以下「発電所」という。）の廃炉は、福島県内原子力発電所の全基廃炉に至った特殊性を踏まえ、事故を起こした福島第一原子力発電所の廃炉と総合的に進めていく必要がある。このため、東京電力ホールディングス株式会社は、安全な廃炉を実現するための人的なりソース配分や透明性の確保に向けた取組について周辺市町村に丁寧な説明しながら、全社を挙げて廃炉に取り組む責務がある。

福島県（以下「甲」という。）、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村（以下これらを「乙」という。）並びに東京電力ホールディングス株式会社（以下「丙」という。）は、丙が行う廃炉に向けた取組が安全、着実かつ適時に進められ、周辺市町村住民（乙の住民をいう。以下同じ。）の安全の確保を目的として、次のとおり協定する。（東京電力ホールディングスの責務及び関係法令等の遵守等）

第1条 丙は、発電所の廃炉に向けた取組に責任を持ち、安全かつ着実に取り組むものとする。

2 丙は、廃炉に向けた取組の実施に当たっては、発電所から放出される放射性物質による周辺環境の汚染の防止及び周辺市町村住民の安全確保のため、関係法令、福島第二原子力発電所に係る廃止措置計画（以下「廃止措置計画」という。）及び原子炉施設保安規定を遵守し、周辺市町村の住民や環境に被害を及ぼさないことはもとより、周辺市町村住民に不安や心配を生じさせないよう万全の措置を講ずるものとする。

3 丙は、発電所の廃炉に向けた取組の安全性及び信頼性のより一層の向上を図るため、廃炉に向けた取組の実施に必要な施設の設計、製作、施工、運転及び保守の各段階にわたる品質保証活動について、請負企業等を含め積極的に行うものとする。

（通報連絡）

第2条 丙は、甲及び乙に対し、安全確保対策等のため必要な事項をその都度通報連絡するものとし、特に、トラブル等の発生時においては、その状況、リスクの程度、復旧等の見通し等を迅速かつ正確に通報連絡するものとする。

2 前項の規定により通報連絡すべき事項及びその方法は、甲、乙及び丙が協議して別に定めるものとする。

（施設の新増設等に対する事前説明等）

第3条 丙は、廃止措置計画の認可申請（変更の場合を含む。）を伴う施設等の新増設、変更又は廃止をしようとするときは、事前に乙に説明するものとする。

2 次条に掲げる福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会は、前項のうち敷地外部への影響が特に懸念される施設については、丙に事前に説明を求め、必要に応じて現地を確認し、意見を述べるができる。

（福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会による安全確認）

第4条 甲及び乙は、福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会設置要綱（平成24年12月7日付け福島県生活環境部長通知。）第1条に規定する福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会（以下「協議会」という。）、同要綱第6条第1項に規定する労働者安全衛生対策部会（以下「対策部会」という。）及び環境モニタリング評価部会（以下「評価部会」という。）において、発電所の廃炉に係る安全確保の取組を確認するものとする。

（放射能の測定等）

第5条 甲及び丙は、それぞれ別に定める放射能等測定基本計画（以下「基本計画」という。）に基づいて、発電所周辺の環境放射能等の調査測定を実施するものとする。

- 2 前項の基本計画には、測定項目、測定の地点、測定の方法等を定めるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、甲又は丙が特に必要と認めたときは、環境放射能等の調査測定をそれぞれ実施することができるものとする。
- 4 甲及び丙は、第1項の規定に基づき実施した環境放射能等の調査測定結果を定期的に評価部会に提出し、評価を経たのち、甲及び丙がそれぞれ公表するものとする。
- 5 甲又は丙は、第3項の規定に基づき実施した環境放射能等の調査測定結果を速やかに公表するとともに、必要に応じ評価部会に提出するものとする。

(立入調査)

第6条 甲又は協議会は、次に掲げる場合は、発電所への立入調査を行うことができるものとする。

- (1) 発電所周辺の環境放射能等に関し、異常な事態が生じた場合
 - (2) 発電所の廃炉に向けた取組の実施状況等に関し、特に必要と認めた場合
- 2 前項の規定に基づき立入調査を行うときは、甲又は協議会は、あらかじめ丙に対し、立入調査を行う者の氏名、日時及び場所を通知し、丙はこれに立ち会うものとする。

(状況確認)

第7条 甲、乙又は協議会は、前条第1項各号に掲げる場合を除き、丙が行う発電所の環境放射能等の測定、廃炉に向けた取組の実施状況、その他発電所の安全確保に関する事項について、必要に応じて随時、状況確認を行うことができるものとする。

- 2 前項の規定に基づき状況確認を行うときは、甲、乙又は協議会は、丙にその旨を通知し、丙はこれに立ち会うものとする。

(適切な措置の要求)

第8条 甲又は協議会は、発電所の廃炉に向けた取組の安全確保のため特別の措置を講ずる必要があると認めたときは、丙に対して、適切な措置を講ずることを、又は、国に対して、丙が適切な措置を講ずるよう指導・監督の徹底を求めるものとする。

- 2 丙は、前項の規定に基づき甲又は協議会から適切な措置を講ずることを求められたときは、速やかにこれに応ずるとともに、講じた措置の内容等について、甲又は協議会に対して、適時報告するものとする。

(立入調査又は状況確認を行う者の選任)

第9条 甲、乙又は協議会は、第6条第1項の規定に基づき立入調査を行う者、第7条第1項の規定に基づき状況確認を行う者を甲若しくは乙の職員又は協議会の構成員の中からそれぞれ選任するものとする。

(損害の補償・賠償)

第10条 発電所の廃炉に向けた取組の実施に起因して周辺市町村住民の生命、身体又は財産に損害を与えた場合、丙は、甲又は乙の意見を十分踏まえつつ、原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）その他関係法令に基づき、適切に補償又は賠償するものとする。

(情報の公開)

第11条 丙は、発電所の廃炉に向けた取組の実施内容及びその状況について、甲及び乙に説明し、また、甲及び乙の議会の求めに応じて説明するとともに、周辺市町村住民をはじめ県民に対し積極的に説明、情報公開を行い、透明性を確保するものとする。

(原子力防災対策)

第12条 丙は、原子力防災対策の充実強化を図るとともに、甲及び乙が行う原子力防災対策へ積極的に協力するものとする。

(放射性物質の排出管理)

第13条 丙は、発電所から放出される気体、液体等に含まれる放射性物質濃度について、関係法令等に定めるところにより管理するほか、周辺環境に影響を及ぼさないことを定期的に確

認するものとする。

(作業員の安全衛生対策)

第14条 丙は、発電所の廃炉に向けた取組に携わる人材の安定確保を図るため、作業環境の改善、作業員の健康管理、雇用の適正化等の安全衛生対策について積極的に取り組むとともに、長期的な計画に基づき、人材の育成に取り組むものとする。

また、その実施状況等に関して、対策部会に報告するものとする。

(協定の改定)

第15条 この協定に定める各事項につき改定すべき事由が生じたときは、甲、乙及び丙いずれからもその改定を申し出ることができる。この場合において、甲、乙及び丙はそれぞれ誠意をもって協議に応ずるものとする。

2 甲又は乙は、前項の規定による改定を申し出るときは、甲、乙相互に十分協議を行うものとする。

(その他)

第16条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して別に定めることができるものとする。

2 この協定に定めのない甲に関する事項については、令和元年12月26日締結した「東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所の廃炉の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定書」に基づくものとする。

附 則

この協定は、令和元年12月26日から実施する。

この協定締結の証として、本書13通を作成し、当事者記名押印の上それぞれ1通保有する。

令和元年12月26日

甲	福島県知事	内堀雅雄
乙	いわき市長	清水敏男
	田村市長	本田仁一
	南相馬市長	門馬和夫
	川俣町長	佐藤金正
	広野町長	遠藤智
	川内村長	遠藤雄幸
	大熊町長	吉田淳
	双葉町長	伊澤史朗
	浪江町長	吉田数博
	葛尾村長	篠木弘
	飯舘村長	菅野典雄
丙	東京電力ホールディングス株式会社 代表執行役社長	小早川智明

東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所の廃炉の 実施に係る周辺市町村の安全確保に関する協定の運用について

福島県（以下「甲」という。）、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村（以下これらを「乙」という。）並びに東京電力ホールディングス株式会社（以下「丙」という。）は、令和元年12月26日締結した東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所の廃炉の実施に係る周辺市町村の安全確保に関する協定（以下「協定」という。）第16条第1項の規定に基づき、協定の運用に当たって下記のとおり了解するものとする。

また、甲及び乙は、福島第二原子力発電所の立地町である楡葉町及び富岡町とともに、福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会（以下「協議会」という。）を通じて連携して対応することとし、丙はその取組に積極的に協力するものとする。

記

1 第2条第1項関係（迅速・正確な通報連絡）

丙が、甲及び乙に対し、安全確保対策等のため必要な事項を通報連絡する時期については、連絡事項の内容により、定期的に連絡、事前に連絡、発生後直ちに連絡するものに分けるものとする。

2 第2条第2項関係（通報連絡の方法）

通報連絡すべき事項及びその方法は、甲、乙及び丙が協議し、原子力発電所に関する通報連絡要綱に定めるものとする。ただし、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づいて通報連絡すべき事項及びその方法については、同法に基づくものとする。

3 第3条第1項関係（事前説明）

(1) 事前説明の対象は、「東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所の廃炉の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定（以下「立地協定」という。）」第3条の規定に基づき事前了解の対象とされたものとする。

(2) この規定に基づき説明するにあたっては、丙は、立地協定第3条の規定に基づく事前了解願いを提出した後速やかに、原則として協議会に説明するものとする。

4 第3条第2項関係（廃炉安全監視協議会による事前確認等の対象）

敷地外部への影響が特に懸念される施設とは、放射性物質の飛散の可能性のある施設（廃棄物焼却設備等）や高レベルの放射性物質を取り扱う施設などであり、対象はその都度協議会において決めるものとする。

5 第4条関係（廃炉安全監視協議会の組織）

甲、乙及び専門委員等で構成する協議会の設置要綱は、別紙のとおりとする。

6 第6条関係（立入調査）

甲又は協議会が立入調査を行うときは、丙はこれに積極的に協力するものとする。また、立入調査を行う甲の職員又は協議会の構成員は、丙の定める安全管理及び放射線管理に関する規定を遵守するものとする。

7 第7条関係（状況確認）

- (1) この規定に基づき状況確認を行う場合は、甲及び乙は事前に協議を行い、原則として協議会で実施するものとする。
- (2) 甲、乙又は協議会が状況確認を行うときは、丙はこれに積極的に協力するものとする。また、状況確認を行う甲若しくは乙の職員又は協議会の構成員は、丙の定める安全管理及び放射線管理に関する規定を遵守するものとする。

8 第8条関係（措置要求）

甲又は協議会は、次の各号のいずれかに該当するときは、丙に対して、適切な措置を講ずることを求めるものとする。

ア 第2条第1項の規定に基づく通報連絡又は丙からの報告に基づき、特別の措置を講ずる必要があると認めたととき

イ 第6条第1項の規定に基づく立入調査又は第7条第1項の規定に基づく状況確認等の結果を踏まえ、特別の措置を講ずる必要があると認めたととき

附 則

この運用は、令和元年12月26日から実施する。

令和元年12月26日

甲	福島県危機管理部長	成 田 良 洋
乙	いわき市長	清 水 敏 男
	田 村 市 長	本 田 仁 一
	南相馬市長	門 馬 和 夫
	川 俣 町 長	佐 藤 金 正
	広 野 町 長	遠 藤 智
	川 内 村 長	遠 藤 雄 幸
	大 熊 町 長	吉 田 淳
	双 葉 町 長	伊 澤 史 朗
	浪 江 町 長	吉 田 数 博
	葛 尾 村 長	篠 木 弘
	飯 舘 村 長	菅 野 典 雄
丙	東京電力ホールディングス株式会社	
	原子力運営管理部長	村 野 兼 司

福島県原子力発電所安全確保技術検討会運営要綱

この要綱は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定第4条第2項及び東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所の廃炉の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定第4条第2項に基づき、福島県原子力発電所安全確保技術検討会（以下「技術検討会」という。）の組織及び運営に必要な事項について定めるものとする。

第一 構成

技術検討会の構成員は、別表に掲げる機関の長が指名した職員をもって構成する。

第二 所掌事務

技術検討会は次の事項について協議するものとする。

- (1) 事前了解に係る技術的事項に関すること。
- (2) 事前了解に係るその他安全確保等のため特に必要と認められること。

第三 学識経験者等の意見の聴取

技術検討会において必要と認めるときは、学識経験者又は関係機関の職員の意見又は説明を聴くことができるものとする。

第四 議長

1. 技術検討会に議長を置く。
2. 議長は、福島県危機管理部原子力安全対策課長をもって充てる。
3. 議長は、技術検討会を招集し、議事の運営に当たる。
4. 議長は、技術検討会にオブザーバーを招集できるものとする。
5. 議長は、議長が不在若しくは事故がある場合の職務代理者をあらかじめ指定しておくものとする。

第五 技術検討会の開催

技術検討会は、必要に応じて開催する。

第六 説明等

東京電力ホールディングス株式会社は、技術検討会において、上記第二に掲げる事項の説明を行うとともに関連資料を提出するものとする。

第七 報告等

技術検討会は、協議を行ったときは速やかに甲及び乙に報告するものとする。

第八 補則

1. 技術検討会の事務は、福島県危機管理部原子力安全対策課で行う。
2. この要綱に定めるもののほか、技術検討会の運営に関して必要な事項及びこの要綱に定めのない事項については、その都度協議のうえ定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年2月20日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年12月26日から実施する。

別表 技術検討会

区 分	機 関 名
甲	福島県危機管理部
	福島県環境創造センター
乙	檜葉町
	富岡町
	大熊町
	双葉町

原子力発電所に関する通報連絡要綱

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定（以下「福島第一立地協定」という。）、東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所の廃炉の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定（以下「福島第二立地協定」という。）、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺市町村の安全確保に関する協定（以下「福島第一周辺協定」という。）及び東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所の廃炉の実施に係る周辺市町村の安全確保に関する協定書（以下「福島第二周辺協定」という。）に基づきこの要綱を定める。この要綱において甲、乙及び丙とはそれぞれ次の機関をいうものとする。

甲 福島県危機管理部原子力安全対策課、福島県環境創造センター環境放射線センター

乙 いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

丙 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）
東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所（以下「福島第二原発」という。）

第一 連絡事項

（定期的に連絡する事項）

1 丙は、甲及び乙に対し次の事項を定期的に連絡するものとする。

- (1) 発電所の廃止措置等の進捗状況
- (2) 核燃料の冷却状況
- (3) 放射性廃棄物の放出及び保管状況並びに放射線業務従事者の被ばく状況
- (4) 核燃料の保管状況
- (5) 放射性物質で汚染された廃棄物等の保管状況
- (6) 品質保証活動の実施状況

（事前に連絡する事項）

2 丙は、甲及び乙に対し次の事項を事前に連絡するものとする。

- (1) 核燃料を輸送するとき。
- (2) 放射性固体廃棄物を敷地外に搬出するとき。
- (3) 福島第一立地協定第3条及び福島第二立地協定第3条の規定による事前了解並びに福島第一周辺協定第3条及び福島第二周辺協定第3条の規定による事前説明の対象となるものを除き、原子炉等規制法（実施計画及び廃止措置計画）に基づく施設等の新增設、変更及び廃止をしようとするとき。
- (4) 前号の規定による通報の対象となるものを除き、中長期ロードマップ、実施計画及び廃止措置計画に関連する取組として、敷地利用の変更、設備等の設置を行うとき。
- (5) その他必要と認められる事項

（発生後直ちに連絡する事項）

3 丙は、甲及び乙に対し次の事項を発生後直ちに連絡するものとする。

- (1) 発電所の防災業務計画に定める「警戒事態」に該当する事象が発生したとき、原子力災害対

策特別措置法第10条第1項及び第15条第1項に規定する事象が発生したとき、並びに第25条第1項に規定する措置を講じたとき。

- (2) 核燃料（溶融燃料を含む。）の冷却機能（原子炉注水を含む。）が停止したとき。
- (3) 原子炉格納容器内への窒素封入設備が停止したとき。
- (4) モニタリングポストにおいて、放射線量の有意な上昇を検出したとき。
- (5) 放射性物質（放射性廃棄物を含む。）の輸送中に事故があったとき。
- (6) 放射性物質（放射性廃棄物を含む。）の盗取又は所在不明が生じたとき。
- (7) 原子炉施設に故障があったとき。
- (8) 使用済燃料プール内で異物を発見したとき。
- (9) 放射性廃棄物の排出濃度が法令に定める濃度限度等を超えたとき。
- (10) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域外で漏えいしたとき。
- (11) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域内で漏えいした場合において人の立入制限等の措置を講じたとき。
- (12) 放射線業務従事者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。ただし、線量当量限度以下の被ばくであっても、被ばく者に対して特別の措置を必要とするときも同様とする。
- (13) 敷地内において火災が発生したとき。
- (14) 原子炉施設に関し人の障害（放射線以外の障害であって軽微なものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (15) 前各号のほか発電所敷地内で起きた事故であって周辺住民に不安を与えるおそれがあるとき。
- (16) その他必要と認められる事項

第二 連絡体制

（送受信者及び取扱い責任者の選任）

- 1 甲、乙及び丙は次によりそれぞれ送受信者及び取扱い責任者を選任し相互に通知しておくものとする。

ただし、丙は、送信について送信先別に正副の通報連絡担当者を定め、甲及び乙に通知しておくものとする。

第1送受信者

第2送受信者

第3送受信者

取扱い責任者

（連絡方法）

- 2 丙が甲及び乙に連絡する方法については次のとおりとするが、発電所において震度6弱以上の地震が観測され第一第3項に規定する事項の連絡の必要がある場合、あるいは第一第3項第1号に規定する事項の連絡の必要がある場合において、通信の遮断により電話又はファックスによる連絡ができないときは、丙は衛星携帯電話等の確実に連絡がとれる通信手段を携行した連絡員を甲及び乙に派遣し必要な情報を常に甲及び乙に伝えるものとする。

ただし、地震等による被害状況により、丙が連絡員を派遣できない場合、丙は防災関係機関や報道機関への伝達要請等により情報提供を確実に行うものとする。

- (1) 第一第1項及び第2項に規定する事項については原則として文書をもって行うものとする。

ただし、緊急を要する事項及び中間報告等については電話又はファックスで連絡するものとする。

- (2) 第一第3項に規定する事項については原則として電話又はファックスで連絡するものとするが、内容が多量又は難解であって電話又はファックスのみで十分連絡でき得ないものについては、その後速やかに、直接又は文書をもって連絡するものとする。
- (3) 前2号の文書の宛先等は、甲は福島県危機管理部長及び福島県環境創造センター所長、乙は市町村長、丙は発電所長とする。
- (4) 電話又はファックスを補完するものとして、電子メールの運用を定めるものとする。
ただし、緊急時においては、電話により直接内容を伝えるものとする。
- (5) 丙は派遣する連絡員の名簿を作成し、事前に甲及び乙に通知しておくものとする。また、甲及び乙に派遣された連絡員は、第二第1項で選任されている送受信者及び取扱い責任者に対して連絡員である旨の証明書等を提示するものとする。
- (6) 連絡の経路は、おおむね次のとおりとする。※別紙参考図参照

ア 福島第一原発に係る事項

- (ア) 福島第一原発は直接次の機関に連絡する。ただし、第一第3項に規定する事項及び電話又はファックスで連絡する事項については、福島県環境創造センター環境放射線センターにも直接連絡する。

福島県危機管理部原子力安全対策課、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村及び福島第二原発

- (イ) (ア)の連絡を受けて、福島県危機管理部原子力安全対策課は第一第3項に規定する事項及び電話又はファックスで連絡する事項を除き、これを福島県環境創造センター環境放射線センターに連絡する。

イ 福島第二原発に係る事項

- (ア) 福島第二原発は直接次の機関に連絡する。ただし、第一第3項に規定する事項及び電話又はファックスで連絡する事項については、福島県環境創造センター環境放射線センターにも直接連絡する。

福島県危機管理部原子力安全対策課、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村及び福島第一原発

- (イ) (ア)の連絡を受けて、福島県危機管理部原子力安全対策課は第一第3項に規定する事項及び電話又はファックスで連絡する事項を除き、これを福島県環境創造センター環境放射線センターに連絡する。

(連絡送受信簿の備え付け)

- 3 甲、乙及び丙は、それぞれ別紙様式の連絡送受信簿を備え付け整理しておくものとする。

(通報連絡担当者会議)

- 4 福島県危機管理部原子力安全対策課は、円滑な通報連絡体制を維持するため甲、乙及び丙の通報連絡担当者からなる連絡会議を開催するものとする。

(緊急時の連絡手段の整備)

- 5 福島県危機管理部原子力安全対策課は、乙に対して原子力防災資機材を配置するなど、緊急時の連絡手段の整備に協力するものとする。

(附 則)

この要綱は、昭和51年4月1日から実施する。

昭和51年6月1日 一部改正
昭和53年4月1日 一部改正
昭和57年3月30日 一部改正
昭和60年12月27日 一部改正
平成元年4月1日 一部改正
平成3年4月1日 一部改正

(附 則)

この要綱は、平成5年1月22日から実施する。

平成6年4月1日 一部改正

(附 則)

この要綱は、平成10年4月22日から実施する。

平成13年4月25日 一部改正
平成14年4月1日 一部改正
平成15年4月1日 一部改正
平成18年1月1日 一部改正
平成20年4月1日 一部改正
平成22年8月1日 一部改正

(附 則)

この要綱は、平成24年7月26日から実施する。

平成27年4月1日 一部改正
平成27年10月1日 一部改正

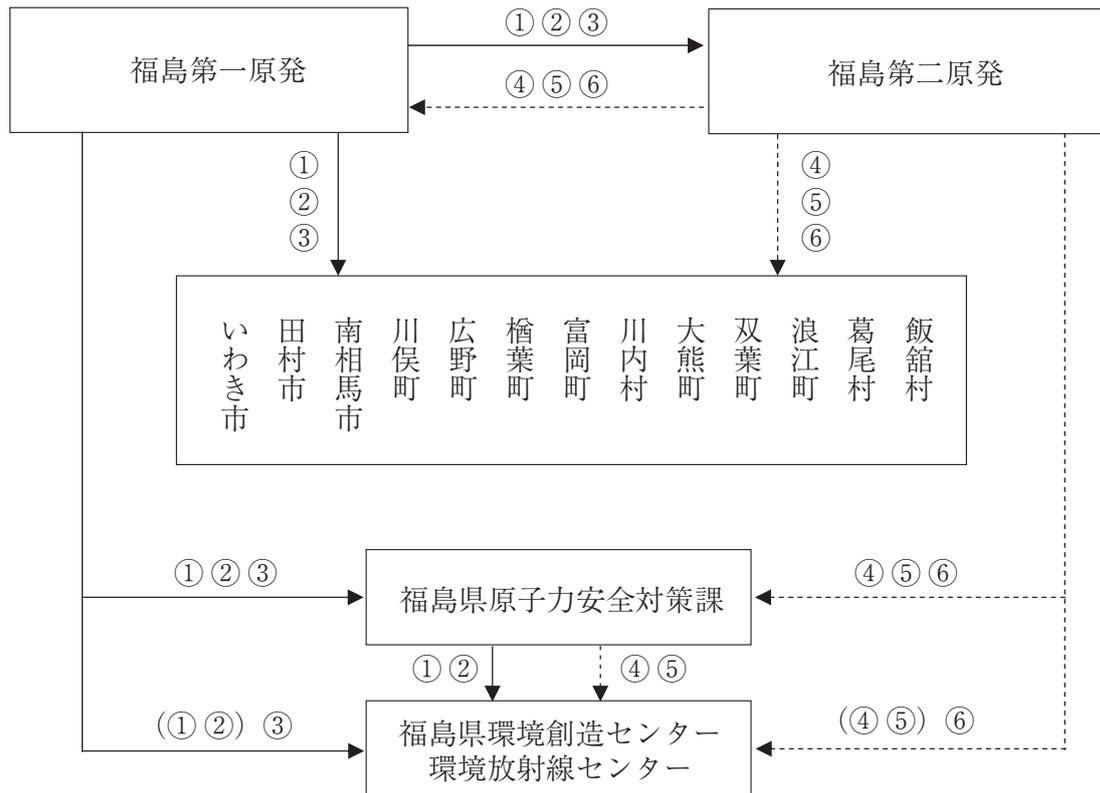
(附 則)

この要綱は、平成28年9月1日から実施する。

(附 則)

この要綱は、令和元年12月26日から実施する。

別紙 参考図



- ▶ 福島第一原発に関する連絡経路
 - ① 「定期的に」連絡する事項（要綱第一第1項に規定する事項の連絡経路）
 - ② 「事前に」連絡する事項（要綱第一第2項に規定する事項の連絡経路）
 - ③ 「発生後直ちに」連絡する事項（要綱第一第3項に規定する事項の連絡経路）
- - - - -▶ 福島第二原発に関する連絡経路
 - ④ 「定期的に」連絡する事項（要綱第一第1項に規定する事項の連絡経路）
 - ⑤ 「事前に」連絡する事項（要綱第一第2項に規定する事項の連絡経路）
 - ⑥ 「発生後直ちに」連絡する事項（要綱第一第3項に規定する事項の連絡経路）

別紙
様式

原子力発電所に関する連絡送受信簿

送信日時	年 月 日 時 分	送信者	
受信日時	年 月 日 時 分	受信者	
(連絡内容)		件 名	

福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会設置要綱

(目 的)

第1条 原子力発電所の廃止措置等に向けた取組について、安全確保に関する事項を確認し、関係機関が情報を共有することを目的として、「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は次の事項について協議する。

- (1) 東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップに基づく取組に関する事。
- (2) 特定原子力施設の実施計画に基づく取組に関する事。
- (3) 東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所の廃止措置計画等に基づく取組に関する事。
- (4) 原子力発電所の廃止措置等に関する安全確保のために必要と認められる事。

(組 織)

第3条 協議会は、知事が選任する学識経験者(以下「専門委員」という。)及び別表1に掲げる機関ごとに当該機関の長がその職員の中から指名した職員を構成員とする。

- 2 会長が必要と認めるときは、協議会における事項の説明者として、別表2に掲げる機関の職員等の出席を求めることができる。
- 3 会長が必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(専門委員)

第4条 専門委員は、20名以内とする。

- 2 専門委員の任期は2年以内とする。ただし、現専門委員の任期中に新たに選任された専門委員の任期は、現専門委員の残任期間とする。
- 3 専門委員は、再任することができる。

(会 議)

第5条 協議会の会長は、福島県危機管理部長をもって充てる。

- 2 会長は、必要の都度、会議を招集し、議事の運営に当たる。
- 3 構成員は、会長に会議の開催を要請することができる。
- 4 会長に事故ある時は、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(部会の設置)

第6条 協議会に、特定の事項について協議するため、次の部会を置く。

- (1) 労働者安全衛生対策部会
 - (2) 環境モニタリング評価部会
- 2 会長は、必要の都度、部会を招集し、会長が指名する部会長が、議事の運営に当たる。
 - 3 部会は、別表1に掲げる機関ごとに当該機関の長がその職員の中から指名した職員を構成員とする。
 - 4 会長が必要と認めるときは、専門委員又は関係機関の職員を、部会の構成員とすることができる。

- 5 会長が必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 6 部会の協議をもって協議会の協議とすることができる。
- 7 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福島県危機管理部原子力安全対策課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、協議の上定めるものとする。

附則

この要綱は、平成24年12月7日から実施する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成27年6月12日から実施する。

附則

この要綱は、平成28年8月12日から実施する。

附則

この要綱は、平成29年9月26日から実施する。

附則

この要綱は、令和2年6月12日から実施する。

別表1

福	島	県
い	わ	き
田	村	市
南	相	馬
川	俣	町
広	野	町
檜	葉	町
富	岡	町
川	内	村
大	熊	町
双	葉	町
浪	江	町
葛	尾	村
飯	舘	村

別表2

経 済 産 業 省
原 子 力 規 制 委 員 会
東京電力ホールディングス株式会社

福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会 労働者安全衛生対策部会運営要領

福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第6条第7項の規定に基づき、労働者安全衛生対策部会（以下「部会」という。）の組織及び運営は、この要領の定めるところによる。

第一 協議事項

要綱第6条第1項に基づく特定の事項は、次のとおりとする。

- (1) 廃止措置等作業従事者の安全確保に関すること。
- (2) 廃止措置等作業従事者の雇用適正化に関すること。
- (3) 廃止措置等作業従事者の要員確保に関すること。
- (4) 廃止措置等作業環境の安全確保に関すること。
- (5) その他部会において必要と認められること。

第二 部会長

要綱第6条第2項に基づく部会長は、福島県危機管理部政策監をもって充てる。

第三 会長が必要と認める構成員

要綱第6条第4項で定める関係機関の職員は、次の機関ごとに当該機関の長がその職員の中から指名した職員とする。なお、指名した職員は必要に応じ、同じ機関の他の職員に変更することができる。

厚生労働省 福島労働局
原子力規制庁
経済産業省
福島県 企画調整部エネルギー課、生活環境部環境創造センター、
保健福祉部地域医療課、商工労働部雇用労政課

第四 会長が必要と認める構成員以外の者

要綱第6条第5項に基づく構成員以外の者とは、次の機関の職員とする。

東京電力ホールディングス株式会社

第五 庶務

部会の庶務は、福島県危機管理部原子力安全対策課において処理する。

附 則

この要領は、平成25年9月17日から実施する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成27年10月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成28年8月12日から実施する。

福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会 環境モニタリング評価部会運営要領

福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第6条第7項の規定に基づき、環境モニタリング評価部会（以下「部会」という。）の組織及び運営は、この要領の定めるところによる。

第一 協議事項

要綱第6条第1項に基づく特定の事項は、次のとおりとする。

- (1) 原子力発電所周辺モニタリングの計画に関すること。
- (2) 原子力発電所周辺モニタリングの結果に関すること。
- (3) その他部会において必要と認められること。

第二 部会長

要綱第6条第2項に基づく部会長は、福島県危機管理部政策監をもって充てる。

第三 会長が必要と認める構成員

要綱第6条第4項で定める関係機関の職員は、次の機関ごとに当該機関の長がその職員の中から指名した職員とする。

福島県 生活環境部
〃 保健福祉部
〃 農林水産部

第四 会長が必要と認める構成員以外の者

要綱第6条第5項に基づく構成員以外の者とは、次の機関の職員及び外部有識者とする。

原子力規制委員会
経済産業省
環境省
東京電力ホールディングス株式会社

第五 庶務

部会の庶務は、福島県危機管理部原子力安全対策課放射線監視室において処理する。

附 則

この要領は、平成25年6月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年8月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年5月1日から施行する。

福島県原子力発電所の廃炉に関する安全確保県民会議設置要綱

(目 的)

第1条 原子力発電所の廃止措置等に向けた東京電力ホールディングス株式会社及び国の取組について、安全かつ着実に進むよう県民の目で確認していくことを目的として、「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全確保県民会議」（以下「会議」という。）を設置する。

(組 織)

第2条 会議は、次に掲げる者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- (1) 別表1に掲げる市町村から推薦のあった者
 - (2) 別表2に掲げる団体から推薦のあった者
 - (3) 学識経験者
- 2 前項(3)の学識経験者は、知事が選任する。
- 3 構成員の任期は2年以内とする。ただし、構成員が欠けた場合における補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。なお、再任を妨げない。
- 4 会議には、議長を1名置く。
- 5 議長は、学識経験者より選任する。
- 6 議長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 7 議長に事故ある時は、議長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会 議)

第3条 会議は、必要の都度、議長が招集する。

- 2 議長が必要と認めるときは、会議における説明者として、別表3に掲げる機関の職員等の出席を求めることができる。
- 3 議長が必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(協議事項等)

第4条 会議では、次の事項に関する協議等を行う。

- (1) 東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップに基づく取組状況
- (2) 特定原子力施設の実施計画に基づく取組状況
- (3) 東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所の廃止措置計画等に基づく取組状況
- (4) 前各号のほか、原子力発電所の廃止措置等に関する安全確保の取組状況等

(庶 務)

第5条 会議の庶務は、福島県危機管理部原子力安全対策課において処理する。

(補 則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

附 則

この要綱は、平成25年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月12日から施行する。

別表1

市 町 村	1	いわき市
	2	田 村 市
	3	南相馬市
	4	川 俣 町
	5	広 野 町
	6	楡 葉 町
	7	富 岡 町
	8	川 内 村
	9	大 熊 町
	10	双 葉 町
	11	浪 江 町
	12	葛 尾 村
	13	飯 館 村

別表2

団 体	1	福 島 県 女 性 団 体 連 絡 協 議 会
	2	公益財団法人福島県老人クラブ連合会
	3	福 島 県 P T A 連 合 会
	4	福 島 県 消 費 者 団 体 連 絡 協 議 会
	5	福 島 県 生 活 協 同 組 合 連 合 会
	6	公益財団法人福島県観光物産交流協会
	7	福島県旅館ホテル生活衛生同業組合
	8	福島県飲食業生活衛生同業組合
	9	福 島 県 商 工 会 議 所 連 合 会
	10	福 島 県 商 工 会 連 合 会
	11	福 島 県 中 小 企 業 団 体 中 央 会
	12	福 島 県 農 業 協 同 組 合 中 央 会
	13	福 島 県 漁 業 協 同 組 合 連 合 会
	14	福 島 県 森 林 組 合 連 合 会
	15	福 島 県 酪 農 業 協 同 組 合

別表3

機 関	1	東京電力ホールディングス株式会社
	2	経 済 産 業 省
	3	原 子 力 規 制 委 員 会

福島県における原子力発電所関連年表

凡例

○東京電力福島第一原子力発電所関係

●東京電力福島第二原子力発電所関係

□東北電力浪江・小高原子力発電所関係（平成25年3月28日計画取りやめ）

年	月 日	事 項
昭和35 (1960)	5・10	○県、原子力産業会議に加盟し、原子力発電所立地調査を行い、大熊・双葉地点が適地であることを確認
	11・29	○県開発公社（現福島県土地開発公社、以下同じ）、東京電力原子力発電所用地の水質調査を行い、用地買収の受託を決定
	12・20	○県、東京電力に対して双葉郡に原子力発電所誘致のため敷地を提供する旨表明
昭和36 (1961)	1・23	○大熊町議会、原子力発電所の誘致を県知事に陳情
	4・17	○大熊町議会、原子力発電所の誘致を東京電力と関係代議士に陳情
	6・－	○東京電力、大熊地点が最適と判断し、早期に土地取得を手配すべきことを確認
	9・19	○大熊町議会、原子力発電所誘致促進を議決
	〃・－	○大熊、双葉両町長、原子力発電所の誘致及び事業促進にかかる陳情書を県と東京電力に提出
	〃・30	○大熊町議会、用地買収の誓約書を議決
昭和38 (1963)	10・22	○双葉町議会、原子力発電所誘致を議決
	7・21	○双葉郡町村議会議員大会、大熊町原子力発電所の早期実現方要望を採択
	10・3	○東京電力、大熊地点196万㎡のうち一般民有地95万㎡の取得のため、知事に用地買収あっせんを依頼
昭和39 (1964)	12・－	○県開発公社、東京電力の用地買収を受託
	5・－	○県開発公社、大熊、双葉町の議員で構成する両町合同の開発特別委員会に用地買収の基本方針を説明
	7・22	○県開発公社、東京電力との間に「用地取得等の委託に関する契約」を締結
	11・27	○法人所有地101万㎡の売買契約が成立し、東京電力発電所用地を確保
	〃・30	○東京電力、原子力発電所建設計画を発表（1号機は昭和41年度から着工）
	12・1	○東京電力、大熊町に福島調査所を設置
昭和40 (1965)	〃・8	○知事、県議会で東京電力の原子力開発構想を説明
	9・－	○県開発公社、昭和38年12月から買収に着手した用地を東京電力に引き渡す（287,643坪）
	11・10	○県開発公社、第二期用地買収に着手（双葉町側）
	12・1	○東京電力、福島原子力発電所建設準備事務所を設置
昭和41 (1966)	3・31	○県開発公社、東京電力との間に第二期地点につき取得業務の委託契約を締結
	4・－	○東京電力、原子炉の炉型を米国 GE 社の「沸騰水型軽水炉」と決定
	〃・4	○電源開発調整審議会、福島原子力発電所1号機計画を承認（以下順次各号機計画を承認）
	7・1	○東京電力、福島原子力発電所1号炉の設置許可申請書を提出
	8・30	○双葉郡町村議会議員大会、双葉原子力地帯開発計画調査の実施方要望を採択
	12・1	○内閣総理大臣、福島原子力発電所1号炉設置を許可（沸騰水型軽水炉（以下同型炉）電気出力40万kW、昭和47年4月7日電気出力46万kW 変更申請許可）
	〃・8	○東京電力、米国 GE 社及び GETSCO と一括発注方式による1号機建設の契約を締結
昭和42 (1967)	〃・23	○東京電力、漁業権損失補償協定を請戸漁業協同組合外9組合と締結
	1・1	○東京電力、福島原子力準備事務所を廃止し、福島原子力建設所を設置
	5・26	浪江町議会、原子力発電所誘致を決議
	7・31	○県開発公社、第二期用地買収を完了（349,737坪）
昭和43 (1968)	11・27	南双方部総合開発期成会、原子力発電所誘致を知事に陳情
	1・4	●知事、東京電力福島第二原子力発電所の誘致を発表
	〃・5	□東北電力、浪江町棚塩地区を建設予定地に内定
	3・29	○内閣総理大臣、福島原子力発電所2号炉設置を許可（電気出力78.4万kW）
〃・〃	国土開発協会、「双葉原子力地区の開発ビジョン」の報告書提出	

年	月 日	事 項
昭和43 (1968)	6・5 〃・15 〃・21 12・12 〃・16	全国原子力発電所所在市町村協議会発足 ●県開発公社、福島第二原子力発電所の用地を楡葉町、富岡町に求めたい旨両町に申入れ ●東京電力、県に原子力発電第二地点の用地取得あっせんを依頼 □東北電力、浪江町の原子力発電所建設のため県に用地買収を依頼 ●富岡町議会、原子力発電所誘致促進を決議
昭和44 (1969)	1・27 4・4 〃・10 〃・25 6・24 〃・25 7・31 12・-	□東北電力、原子力発電所建設計画で浪江町に出力75万kWの2号機を50年着工で建設することを決定 ○県、東京電力と「原子力発電所の安全確保に関する協定」を締結 ○東京電力、福島原子力発電所準備事務所を設置 ●東京電力、福島第二原子力発電所100万kWを4基、富岡町、楡葉町に建設する旨発表 双葉郡町村議会議員大会、原子力発電開発と自治体における安全管理を採択 東京電力、屋外放射線監視装置（モニタリングポスト）6基を設置 ●県開発公社、東京電力と福島第二原子力発電所の用地取得等の委託契約を締結 県、原子力発電所安全確保技術連絡会を設置
昭和45 (1970)	1・16 〃・23 5・11 7・4 〃・5 11・17	●楡葉町議会、福島第二原子力発電所建設用地の町有地処分を議決 ○内閣総理大臣、福島原子力発電所3号炉設置を許可（電気出力78.4万kW） □県開発公社、東北電力との間に用地取得業務の委託契約を締結 ○福島原子力発電所1号機、燃料初装荷開始 ○福島原子力発電所1号機、燃料集合体22本で初期臨界 ○福島原子力発電所1号機、試運転開始
昭和46 (1971)	3・17 〃・26 4・5 7・5 〃・15 8・20 9・23 10・7	県防災会議、原子力災害対策計画を策定 ○福島原子力発電所1号機、営業運転開始 ●県開発公社、福島第二原子力発電所建設に係る民地の売買契約を締結 県、温排水利用養魚事業計画推進協議会を設置 ●東京電力、福島第二原子力建設準備事務所を開設 ●東京電力第二地点用地農用地転用許可（面積171,747㎡） ○内閣総理大臣、福島原子力発電所5号炉設置を許可（電気出力78.4万kW） □県開発公社、浪江町に現地駐在室を設置
昭和47 (1972)	1・23 〃・25 6・7 12・- 〃・12	○内閣総理大臣、福島原子力発電所4号炉設置を許可（電気出力78.4万kW） 県、原子力発電所安全確保連絡会議を設置 ●電源開発調整審議会、福島第二原子力発電所1機計画を承認（以下順次各号機計画を承認） 県水産試験場、原子力発電所の温排水利用による養殖実験を開始 ○内閣総理大臣、福島原子力発電所6号炉設置を許可（電気出力110万kW）
昭和48 (1973)	1・22 2・19 〃・〃 3・19 〃・31 6・1 〃・〃 〃・4 〃・13 7・20 8・7 9・18 ~19 〃・19 〃・28 〃・29 10・4 〃・8 〃・19	□県開発公社、浪江町に事務所開設 「原子力発電所の安全確保に関する協定」を改正（県の立入調査権を追加） □東北電力、浪江・小高原原子力準備事務所を浪江町に開設 ●東京電力、福島第二原子力発電所建設用地を国有地を含め用地取得完了 ●県開発公社、福島原子力第二地点に係る用地等を東京電力に引継ぎ 県、大熊町に原子力対策駐在員事務所を開設 科学技術庁、大熊町に原子力連絡調整官事務所を開設 県、原子力行政連絡調整会議を設置 ●福島第二原子力発電所、広野火力発電所に係る漁業補償が35億円で調印 ●東京電力、福島第二原子力発電所の工業用水取水に伴う漁業補償協定を締結 県、原子力発電所建設集中地区の双葉5町の環境放射能測定を開始 ●原子力委員会、福島第二原子力発電所1号炉の設置に係る公聴会を福島市で開催（「原子炉の設置に係る公聴会開催要領」初適用） 県、原子力対策専門委員会（仮称）を設置の方針決定 ●富岡町議会、第二原子力発電所建設に伴う公有水面の埋め立てに関する意見書を採択 ●楡葉町議会、第二原子力発電所建設に伴う公有水面の埋め立てに関する意見書を採択 □小高町議会、東北電力原子力発電所誘致を条件付で決議 ○通商産業省、福島原子力発電所2号機核燃料制御棒が上下逆に取り付けられているのを取り替えるよう指示 県、双葉郡内原子力発電所周辺の放射能測定の結果、異常なしと発表

年	月 日	事 項
昭和48 (1973)	11・1	○東京電力、福島原子力発電所内に「保健安全センター」を設置
	12・1	●県、東京電力に対し福島第二原子力発電所・広野火力発電所用の公有水面埋立申請を許可
	〃・5	県原子力行政連絡調整会議専門委員会発足
	〃・7	□東北電力、相双地域振興計画策定協議会で原子力発電所2基同時建設の計画を修正した旨を表明
	〃・〃 〃・19	県、相双地域振興計画策定協議会を設置し、「相双地域開発基本構想」について諮問 発電用施設周辺地域整備法の制定促進に関する意見書を県議会において決議
昭和49 (1974)	1・21	東京電力、原子力発電・火力発電基地双葉郡内5町に協力金として3億円を支出
	2・22	●東京電力、福島第二原子力発電所用水の木戸川取水許可申請書を県に提出
	3・13	県議会、原子力発電の安全確保に関する調査特別委員会設置
	〃・15	□浪江町議会、原子力発電所設置促進を決議
	4・1	県、生活環境部環境保全課内に原子力対策係（3名）を発足させ、大熊町の原子力対策駐在員事務所を「原子力センター」に改組
	〃・26	○東京電力、小名浜海員組合と福島原子力発電所専用港に関し監視体制強化などで合意
	〃・30	●内閣総理大臣、福島第二原子力発電所1号炉設置を許可（電気出力110万kW）
	6・1	○東京電力、福島原子力発電所を福島第一原子力発電所に名称を変更
	〃・〃	県、モニタリングポストによる環境放射線の常時監視測定開始
	7・18	○福島第一・2号機、営業運転開始
	8・2	県温排水調査管理委員会が初会合を開き、調査の具体的内容を検討
	9・6	○福島第一・3号機、試運転開始
10・30	県電源地域整備計画策定協議会発足	
12・7	県電源地域整備計画策定協議会、関係市町村の整備計画を承認	
昭和50 (1975)	1・8	水産庁、原子力発電所温排水影響調査を次年度から6カ年計画で福島・福井を対象に実施の方針を決定
	〃・20	県原子力センター新庁舎、双葉郡大熊町に完成
	6・30	県原子力センター環境放射能測定監視テレメータシステム完成
	8・20	県原子力センター新庁舎落成
	11・1 12・24	●福島第二原子力発電所・1号機 建設工事に着手 原子力発電所周辺環境放射線測定値との比較のため、福島市にモニタリングポストを設置
昭和51 (1976)	3・22	○●「原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定」、立地4町を加えた三者協定へと改定
	〃・27	○福島第一・3号機、営業運転開始
昭和52 (1977)	4・1	□県土地開発公社、浪江・小高原子力発電所建設促進のため、浪江町に支所開設
	5・1	□浪江・小高原子力発電所予定地に高層気象観測塔が完成し観測開始
	6・13	県原子力広報連絡会議（5月23日設置）、県原子力センターで初会合
	8・31	東京電力、「保修訓練所」を設置
	10・28 11・1	自治省、県に対して核燃料税の新設を許可 福島県核燃料税条例公布（11月10日施行）
昭和53 (1978)	1・12	原子力発電所立地推進懇談会、科学技術庁主催で初会合
	〃・25	○県漁連、東京電力と福島第一原子力発電所の使用済核燃料の海上輸送に伴う「福島第一原子力発電所に関する協定」締結
	4・1	県保健環境部環境保全課原子力対策室発足
	〃・18	○福島第一・5号機、営業運転開始
	6・26	●内閣総理大臣、福島第二・2号炉設置を許可（電気出力110万kW）
	10・12 〃・17	○福島第一・4号機、営業運転開始 県、原子力発電所の温排水を利用する栽培漁業センター建設の基本構想を発表
昭和54 (1979)	3・8	□東北電力、原子力発電所予定地海域調査を3年ぶりに再開
	〃・15	県原子力センター増築落成
	〃・28	米国スリーマイル島原子力発電所2号機（加圧水型軽水炉、出力95.9万kW）事故発生
	4・3	知事、米国スリーマイル島原子力発電所事故に関し、県内原子力発電所の安全性について一層厳しい姿勢で対処したい旨の談話発表
	〃・4	知事、米国スリーマイル島原子力発電所事故に関連し、通商産業省、科学技術庁、原子力安全委員会に原子力防災強化などを要請するとともに、東京電力に対し再点検を要請

年	月 日	事 項
昭和54 (1979)	4・23 ～25	○資源エネルギー庁、福島第一原子力発電所の特別保安監査を実施
	々・27 ～28	○県・大熊町・双葉町、米国スリーマイル島原子力発電所に関連した安全確保等に関する再点検のため福島第一（1、3、4号機など）の立入調査を実施
	6・6	○県、4月27～28日の福島第一立入調査の結果、緊急時対応等について、適切な措置を国を通じて東京電力に要求
	7・17 ～18	○県・大熊町・双葉町、福島第一・5号機の立入調査を実施
	8・17	□浪江、小高地域開発推進連絡協議会、原子力発電所建設を推進
	10・24	○福島第一・6号機、営業運転開始
	々・25	○資源エネルギー庁、福島第一原子力発電所へ常駐検査官派遣
	11・19	県「原子力発電所防災対策実施要綱」等をまとめ公表
	12・14	○福島第一と県原子力センター・大熊町・双葉町間に緊急時連絡通報用のホットライン設置
	昭和55 (1980)	1・29
6・11		資源エネルギー庁、福島運転管理専門官事務所を双葉町に開設
7・28		東京電力、地元漁協と「福島県相双沿岸漁業調整基金」で覚書調印
々・29		原子力発電関係県議会議長協議会（会長：福島県議長）発足
8・4		福島県防災会議、原子力防災部会を設置
々・々		●通商産業大臣、福島第二・3、4号炉設置を許可（電気出力、各110万kW）
昭和56 (1981)	2・28	県原子力センター、高線量測定用モニタリングポストを整備
	3・24	財団法人福島県原子力広報協会設立総会開催
	4・1	財団法人福島県原子力広報協会（理事長・田中清太郎）発足
	9・18	内閣総理大臣、県地域防災計画原子力災害対策計画の修正（昭和56年6月4日県防災会議決定）を承認
昭和57 (1982)	3・25	県防災会議、原子力災害対策計画を修正（福島第二を追加）
	々・30	「原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書」改定（品質保証活動の励行を追加）
	4・1	原子力発電所からの温排水を利用し、放流種苗を量産する福島県栽培漁業センター開所
	々・20	●福島第二・1号機、営業運転開始
	6・30	内閣総理大臣、県地域防災計画原子力災害対策修正（昭和57年3月25日県防災会議決定）を承認
昭和58 (1983)	2・10	県、原子力発電所労働者安全衛生対策連絡会議を設置
	々・17	海洋投棄規定条約の国際会議、「低レベル放射性廃棄物の海洋投棄を一時的に停止する」提案が可決
	3・23	県防災会議、原子力災害対策計画を修正（県防災行政無線の整備完了に伴う連絡系統の修正）
	8・9	内閣総理大臣、県地域防災計画原子力災害対策計画の修正（昭和58年3月23日県防災会議決定）を承認
	11・30	○第1回福島県原子力防災訓練を実施
昭和59 (1984)	2・3	●福島第二・2号機、営業運転開始
昭和60 (1985)	3・25	県原子力センター展示室改装、マルチビジョン映像ホール設置
	6・21	●福島第二・3号機、営業運転開始
	12・27	「原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定」の運用に関する規定と通報連絡要綱の一部改正（協定運用の充実・強化、通報連絡事項の一層の明確化）
昭和61 (1986)	3・25	県、環境放射能監視テレメータシステム更新
	4・26	ソ連チョルノーベリ原子力発電所4号機（黒鉛減速軽水冷却型炉、出力100万kW）、事故発生
	々・29	県、科学技術庁の指示により、ソ連チョルノーベリ原子力発電所事故に伴う環境放射能の特別監視態勢（6月6日、平常の監視態勢に移行）
	々・30	○●県、ソ連チョルノーベリ原子力発電所事故に鑑み、福島第一、福島第二に対し、より一層安全確保に努めるよう申入れ
	々・々	○●知事、同事故に関し東京電力に申入れを行ったこと原子炉型の違い等から同様の事故の恐れはないと思われること及び情報収集に努める旨の談話を発表
	12・9	緊急時迅速放射能影響予測システム（SPEEDI）導入

年	月 日	事 項
昭和62 (1987)	8・25	●福島第二・4号機、営業運転開始
昭和64 (1989)	1・6	●福島第二・3号機を運転中、原子炉再循環ポンプ（B）の振動が大きくなったため出力降下、当該ポンプの分解点検の結果、水中軸受けリングの溶接部に溶込不足による水中軸受けリング及び羽根車等の損傷を発見
平成元 (1989)	2・8 〃・27 〃・28 3・1 〃・17 〃・30 4・1 8・11	●県・楡葉町・富岡町、福島第二の立入調査を実施 ○福島第一・5号機を運転中、原子炉再循環ポンプ（A）駆動用電動機の電気回路が計器用変流器内部端子の接触不良により保護リレーが動作し、同ポンプが停止したため、原子炉手動停止 ●県、福島第二・3号機原子炉再循環ポンプ損傷事故の重大性に鑑み資源エネルギー庁及び科学技術庁に同機の安全確保の徹底を要望 ●資源エネルギー庁、東京電力に対して、福島第二・3号機の原子炉再循環ポンプ損傷事故に関して金属小片・摩耗粉の徹底回収など4項目を指示 ●資源エネルギー庁、「福島第二原子力発電所3号機調査特別委員会」（委員長：秋山東大教授）設置 ●県、2月8日の福島第二の立入調査について「3号機の運転管理に、過去の事故・故障の教訓が反映されていないなど、根本的な問題が認められた」と発表 県原子力安全対策課発足 ●資源エネルギー庁、福島第二・3号機原子炉再循環ポンプ損傷事故の原因調査について「原子炉再循環ポンプの水中軸受けリング溶接部に溶込不足があったため、疲労破断した」と中間発表
平成2 (1990)	1・29 2・22 〃・〃 〃・〃 3・14 〃・27 4・13 〃・17 6・11 〃・12 〃・13 〃・21 〃・26 7・5 〃・〃 〃・15 9・1	●県、平成元年12月21～22日の福島第二への立入調査について「特に支障となる点は認められなかったものの、作業管理の適正化の徹底に努めることが肝要」と発表 ●資源エネルギー庁、福島第二・3号機原子力再循環ポンプ損傷事故に係る原因と対策に関する調査結果を発表 ●資源エネルギー庁、東京電力に対し、福島第二・3号機事故の調査結果に基づき、再発防止の徹底と原子炉圧力容器内等に流入した金属粉等の徹底した洗浄・回収作業を指示 ●県、国の福島第二・3号機に係る調査結果の報告を受け、東京電力に対し、この調査結果に示された再発防止対策を早期に実施し、原子力発電所の安全運転に万全を期すよう申入れ ●東京電力、県に対し、福島第二・3号機事故に係る再発防止策について中間報告 ●県・楡葉町・富岡町、福島第二・3号機事故に係る立入調査を実施 ●県、平成2年3月27日の福島第二・3号機事故に係る立入調査について「再発防止について早期に恒久的な対策を講じる必要がある。また今後とも金属粉等の徹底回収に努めるとともに、回収した金属粉等の適正な分析・評価を行う必要がある」と発表 ●東京電力、県に対し、福島第二・3号機事故に係る再発防止対策及び金属粉等の回収結果を報告 ●県・楡葉町・富岡町、東京電力より報告のあった福島第二・3号機事故に係る再発防止対策の実施状況、金属粉等の回収状況等について確認のため立入調査を実施 ●福島第二・4号機、定格出力運転中、原子炉再循環ポンプの軸封部に機能低下が認められたため、当該軸封部を取り替えることとし、原子炉手動停止 ●福島第二・1号機、定格出力運転中、原子炉再循環ポンプの軸封部に機能低下が認められたため、当該軸封部を取り替えることとし、原子炉手動停止 ●県、東京電力に対し、原子炉再循環ポンプ軸封部の機能低下に伴う原子炉手動停止が連続して発生したことから、同一事象の再発防止と当該軸封部の改善を図るよう申入れ ●県、6月11日の福島第二の立入調査について「再発防止対策については、早期定着と的確な運用が必要である。また、金属粉等の回収状況については適正に評価されていることを確認した」と発表 ●資源エネルギー庁、福島第二・3号機原子炉再循環ポンプ損傷事故に係る健全性評価の結果、「今後のプラント運転に当たって、安全上問題となる事故は認められなかった」と発表 ●知事、資源エネルギー庁の発表に際し「県は、国の健全性評価結果に対し、福島県原子力行政連絡調整会議の専門委員の指導・助言を得ながら評価内容の検討を行う」との談話を発表 ●県・楡葉町・富岡町は、資源エネルギー庁による福島第二・3号機原子炉再循環ポンプ損傷事故に係る健全性評価等に関する説明会を楡葉町及び富岡町で開催 ●県・楡葉町・富岡町、福島第二・3号機事故に係る再発防止対策のその後の実施状況及び関連機器の点検・検査状況の内容を確認するため、立入調査を実施

年	月 日	事 項
平成2 (1990)	10・4	●原子力安全委員会、資源エネルギー庁から報告があった福島第二・3号機事故に係る「原因と再発防止策に関する調査結果」及び「健全性評価結果」の内容は妥当であると認めると発表
	〃・〃	●県、9月1日の福島第二の立入調査について「国から指示された4項目の再発防止対策については事業者としてできる限りの対策をとっているものと認められる。また関連機器等の今後の使用については、問題となる点は認められなかった」と発表
	〃・〃	●県、福島第二・3号機の原子炉再循環ポンプ損傷事故に係る国の健全性評価結果等に関する確認・検討を行った結果、「今回の事故に関連して、周辺機器、燃料等について、健全であることを確認するとともに、今後の運転に当たって、残存金属粉等が安全性に影響を及ぼすことはないことを確認した」と発表
	〃・11	●東京電力社長、知事に対し福島第二・3号機の運転再開について申入れ
	〃・12	●県議会、福島第二・3号機の運転再開に関する審議のため議員全員による議員協議会を開催
	〃・15	●県、福島第二・3号機事故に関し、原子力行政連絡調整会議を開催
	11・1	●知事、東京電力から申入れがあった福島第二・3号機の運転再開について檜葉町長、富岡町長と協議を行い、これを了承
	〃・2	●知事、東京電力社長に対し、福島第二・3号機の運転再開を了承する旨を伝えるとともに、安全確保協定に基づき3項目の適切な措置を講ずるよう要求
	〃・〃	●県、資源エネルギー庁に対し、適切な措置の内容を伝えるとともに、事業者を厳しく指導するよう要請
	〃・5	●東京電力、福島第二・3号機の調整運転を開始
	〃・28	●県・檜葉町・富岡町、11月2日に要求した適切な措置の実施状況確認のため、福島第二の実地調査を行い、要求の内容は、適切に実施されており、また、機器類の点検結果において異常は認められていないことを確認
	12・20	●福島第二・3号機、総合負荷性検査（通商産業省）を終了し、営業運転を再開
平成3 (1991)	3・18	「原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定」、同協定の運用に関する規程及び関係要綱を改定（福島第二・3号機事故の対応を教訓として、技術的側面の関わりの充実強化等）
平成4 (1992)	3・19	●県、2月12日の福島第二の立入調査について「安全確保上問題となる点は認められなかったが、先の原子炉再循環ポンプ損傷事故が与えた社会的影響を十分認識し、再発防止対策を的確に実施していくとともに原子力事業者としてのより一層の安全意識の高揚、セーフティ・カルチャーの醸成に努める必要がある」と発表
	8・1	資源エネルギー庁、「国際原子力事象評価尺度（INES）」を導入
	9・29	●県・檜葉町・富岡町、福島第二原子力発電所長に対し、通報連絡体制等の改善を申入れ
平成5 (1993)	1・22	「原子力発電所に関する通報連絡要綱」の一部を改正
	3・2	○東京電力、県に対し、「福島第一原子力発電所運用補助共用施設（以下「運用補助共用施設」という。）設置計画」の事前了解願を提出
	〃・13	○県・大熊町・双葉町、「運用補助共用施設」設置計画について、事前了解通知
平成6 (1994)	3・29	原子力センター展示室改装オープン
平成7 (1995)	3・31	○●県、平成7年2月1～2日の福島第一、第二の立入調査について「特に問題となる点は認められなかった。また、今回の調査においては、平成7年1月17日に発生した兵庫県南部地震を踏まえ、耐震対策についても調査を行ったが、発電所は、当地域において考えられる最大の地震に耐えられるよう、敷地の選定から設計・建設及び運転の各段階において、国の厳格な審査・検査がなされていた」と発表 東京電力に対し、「原子力発電所については、常に安全性及び信頼性の確保に最大限の努力を払うことが肝要であり、地震対策を含めた安全管理について万全を期すよう」要請
平成8 (1996)	3・29	○●県、平成8年2月14～15日の福島第一、第二の立入調査について、「特に問題となる点は認められなかった。また、両発電所においては平成7年1月の阪神・淡路大震災を契機とした地震時の対応能力の強化のため、平成8～9年度の定期点検時に順次地震時のスクラム設定値をより安全側に変更を行うこととしていた。更に、高速増殖原型炉もんじゅのナトリウム漏えい事故において問題とされた情報連絡体制・情報公開の状況等の関連事項について確認を行った」と発表 東京電力に対し「発電所の運転、保守等に係わる全構成員と地域の理解と協力の下に、安全管理に万全を期すよう」要請
	4・1	衛生公害研究所環境放射能分析棟発足
	10・7	○●東京電力、県に対し、福島第一・福島第二原子炉設置変更（以下「9×9燃料採用」計画という。）に関しての事前了解願を提出

年	月 日	事 項
平成8 (1996)	12・26	○●県・双葉町・大熊町・富岡町・楡葉町、「9×9燃料採用」計画について、事前了解通知
平成10 (1998)	8・18	○県・大熊町・双葉町、東京電力の「福島第一原子力発電所3号炉におけるウラン・プルトニウム混合酸化物燃料の採用計画等」(以下「プルサーマル計画」等という)に係る事前了解願いを受理
	11・2 〃・4	○県・大熊町・双葉町、「プルサーマル計画」等について、東京電力に事前了解通知 ○東京電力、通商産業大臣に対し「プルサーマル計画」等に関する原子炉設置許可変更を申請
平成11 (1999)	9・30	東海村 JCO 東海事業所(ウラン燃料加工施設)で臨界事故発生
	10・4	県、原子力発電関係団体協議会を通じ、国に「JCO 東海事業所の放射線被ばく事故に関する要望書」を提出
	〃・8	県、全国知事会を通じ、国に「原子力関係施設の事故に関する緊急要望」提出
	〃・13	県議会、臨界事故を審議する議員協議会を開催し、国に質問
	〃・22	県、原子力発電関係団体協議会を通じ、国に「原子力防災に係る特別措置法の制定に関する要望書」提出
12・13	原子力災害対策特別措置法及び原子炉等規制法の一部を改正する法律、国会で可決成立(施行は前者が平成12年6月16日、後者が7月1日)	
平成12 (2000)	12・8	○東京電力、福島第一・7、8号機増設計画に伴う漁業補償について、関係7漁協と補償協定締結
平成13 (2001)	4・1	衛生公害研究所環境放射能分析棟を原子力センター福島支所に改組
	〃・19	原子力センターのHP上で空間線量率の測定結果をリアルタイムで公開
	5・21	県、エネルギー政策全般を見直すための庁内組織「エネルギー政策検討会」を設置
平成14 (2002)	1・14	県原子力センター庁舎増築完成(非常用ディーゼル発電設備)
	3・28	○●県、平成14年2月5～6日の福島第一及び福島第二の立入調査結果について、「福島第二原子力発電所3号機でシュラウド下部リング溶接近傍のひび割れが発見され長期間停止した他は、両発電所ともほぼ計画どおりに運転されており、調査の範囲では、運転・保守管理、放射線管理、放射性廃棄物管理の面で特に問題となる点は認められなかった。また、発生したトラブル等についても再発防止対策の徹底を図るとともに、平成13年11月に発生した中部電力浜岡原子力発電所1号機のトラブルに関しても、国の指示に基づき、予防保全対策等の対応に努めていた」と発表
	4・1	原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策拠点施設(オフサイトセンター)が、「原子力災害対策センター」として大熊町に完成、運用開始
	9・4	○東京電力、原子力発電所に係る不正問題を受け、福島第一・7、8号機の増設計画を延期
	11・29	○原子力安全・保安院は東京電力に対し、原子炉等規制法に基づき、福島第一・1号機における格納容器漏えい率検査の不正により1年間の原子炉運転停止処分
平成15 (2003)	4・1	県、富岡町に原子力等立地地域振興事務所を開設
平成17 (2005)	7・24	○福島第一・1号機が運転再開
平成18 (2006)	11・30	原子力安全・保安院、水力・火力・原子力発電設備を有する一般電気事業者に対して、改ざん、手続き不備等についての点検を指示
	12・5	○東京電力、福島第一・1号機復水器出口海水温度データ改ざんについて公表
平成19 (2007)	1・10	○東京電力は福島第一・4号機で取放水口温度のデータ改ざんについて公表
	〃・17	○福島第一・2号機で、原子炉格納容器内の地絡発生に伴い原子炉を手動停止
	〃・25	○県・大熊町・双葉町・楡葉町・富岡町・広野町は、福島第一・4号機の温排水データ改ざん問題で、海水温度測定の実施状況などを確認
	〃・31	○●県内原子力発電所10基のうち9基のプラントで法定検査データの改ざんが行われていたことなど多数の事案が判明
	3・20	●福島第二・3号機で平成5年6月の定期検査中、制御棒が抜けるトラブルが発生していたことが判明
	〃・22	○福島第一・2、3、5号機で昭和53、54、55年に制御棒が抜けるトラブルが発生していたことが判明 3号機の事象については、臨界状態となっていたと推定されるが、運転日誌を改ざんして隠ぺいしていた
	3・25	能登半島沖地震発生、北陸電力志賀原子力発電所1、2号機は停止中だったが、想定を超える揺れを観測
〃・30	○福島第一・2号機で昭和59年の原子炉自動停止のトラブルを隠ぺいしていたことなどが判明	

年	月 日	事 項
平成19 (2007)	3・30	各電力会社から原子力安全・保安院へ点検結果を報告
	4・5	原子力発電関係団体協議会、データ改ざん問題について根本的な原因究明と再発防止対策の実施を求める要請書を原子力安全・保安院などに提出
	〃・6	●福島第二・4号機で、昭和63年に制御棒駆動機構の使用前検査を未受検で取り替え、同一型番のものをメーカーに製造させるなどの不正を重ねていたことが判明
	〃・〃	東京電力は、再発防止対策のアクションプログラムを公表
	〃・20	原子力安全・保安院、発電施設の総点検結果報告、行政処分を発表
	〃・23 ～24	○●県、立地町とともにデータ改ざん問題を受け、安全確保協定に基づく立入調査を実施
	6・11	○●県、立地町は4月に実施した立入調査結果を公表、東京電力に不正問題再発防止や組織風土改善の取り組み等の一層の強化を要請
	〃・12	知事、国の施策に対する提言・要望活動を実施
平成20 (2008)	4・1	県、モニタリング情報共有システム（RAMISES）導入
	10・21 ～22	第18回県原子力防災訓練を国の原子力総合防災訓練と併せて実施
平成21 (2009)	2・5	○福島県原子力発電所所在町協議会が、県議会及び県に対して、プルサーマル計画議論の再開を要請
	12・22	第19回県原子力防災訓練を国民保護共同訓練と併せて実施
平成22 (2010)	1・20	○東京電力が、福島県にプルサーマル発電の実施について検討を要請
	2・16	○知事が、①3号機の耐震安全性の確認、②同号機の高経年化対策の確認、③搬入後10年を経過したMOX燃料の健全性確認の3条件が全て満たされることを必要不可欠な条件として、3号機のプルサーマル実施を受け入れる考えを表明
	5・26	○東京電力が、技術的3条件について取りまとめ、県に報告
	8・6	○知事が、福島第一・3号機におけるプルサーマルの実施を最終的に受け入れることを表明
	9・23	○福島第一・3号機が、プルサーマル発電を開始
平成23 (2011)	3・11	○東日本大震災発生後、福島第一から特定事象発生（午後3時42分1、2、3号機全電源喪失）を受け、県災害対策本部において原子力災害対応開始 政府原子力災害対策本部は午後7時3分福島第一・原子力緊急事態宣言
	〃・〃	○県は午後8時50分福島第一・2km圏内の大熊町、双葉町住民に避難要請、政府原子力災害対策本部は午後9時23分福島第一・半径3km圏内に避難指示
	〃・〃	●午後6時33分福島第二・特定事象発生（1、2、4号機原子炉除熱機能喪失）
	〃・12	○●政府原子力災害対策本部は午前5時44分福島第一・半径10km圏内住民に避難指示、午前7時45分福島第二・原子力緊急事態宣言、福島第二から半径3km圏内住民に対する避難指示、半径10km圏内住民に対する屋内退避指示
	〃・〃	●福島第二・3号機原子炉が午後0時15分に冷温停止
	〃・〃	●政府原子力災害対策本部は午後5時39分福島第二・半径10km圏内住民に避難指示
	〃・〃	○政府原子力災害対策本部は午後6時25分福島第一・半径20km圏内住民に避難指示
	〃・〃	○午後3時36分頃、福島第一・1号機原子炉建屋で水素爆発
	〃・14	○厚生労働省は「福島第一原子力発電所事故の緊急作業に従事する労働者の実効線量限度」を100mSv から250mSv に引き上げ
	〃・〃	○午前11時1分頃、福島第一・3号機原子炉建屋で水素爆発
	〃・〃	●福島第二・1号機原子炉が午後5時0分に冷温停止
	〃・〃	●福島第二・2号機原子炉が午後6時0分に冷温停止
	〃・15	○政府原子力災害対策本部は午前11時福島第一・半径20～30km圏内住民に屋内退避指示
	〃・〃	政府と東京電力は「福島原発事故対策統合連絡本部」を設置
	〃・〃	政府は原子力災害現地対策本部、オフサイトセンターを福島県庁内に移転
	〃・〃	○午前6時頃、福島第一・2号機圧力抑制室付近で異音が発生し、圧力低下
	〃・〃	○午前6時頃、福島第一・4号機原子炉建屋で水素爆発
	〃・〃	●福島第二・4号機原子炉が午前7時15分冷温停止
	〃・〃	県原子力センター、福島支所へ拠点を移動
	〃・16	○福島第一・3号機原子炉建屋から水蒸気のようなもやの発生を確認
	〃・19	○福島第一で緊急作業員6名が100mSv 超え被ばく、消防庁職員の最大被ばく線量は27mSv
	〃・〃	○福島第一・5号機、午前5時、残留熱除去系ポンプを起動し、使用済燃料プール冷却を開始

年	月 日	事 項
平成23 (2011)	3・19	○福島第一・6号機、午後10時14分頃、残留熱除去系ポンプを起動し、使用済燃料プール冷却を開始
	〃・20	○福島第一・2号機の外部電源復旧
	〃・〃	○福島第一・5号機原子炉が午後2時30分に冷温停止
	〃・〃	○福島第一・6号機原子炉が午後7時27分に冷温停止
	〃・21	○福島第一・5、6号機の外部電源復旧
	〃・〃	○福島第一・3号機、原子炉建屋から黒色がかった煙発生
	〃・22	○福島第一・全6基で外部電源復旧
	〃・23	政府は屋内退避指示区域外でも100mSvを超過する区域があるとの SPEEDI による拡散試算結果を発表
	〃・〃	○福島第一・1号機、原子炉への海水注入開始
	〃・24	○内閣官房長官は20km～30km圏内の避難検討を表明
	〃・〃	○福島第一・3号機、タービン建屋1階及び地下において、協力企業作業員3名が約170mSv外部被ばくの上ベータ線熱傷の可能性があり、県立医大へ搬出（その後、放射線医学総合研究所に入院、3月28日に退院）
	〃・25	○内閣官房長官は20km～30km圏内の自主避難を促す方針を表明
	〃・〃	○福島第一・1号機原子炉への淡水注入開始
	〃・〃	○福島第一・3号機原子炉への淡水注入開始
	〃・26	○福島第一・2号機原子炉への淡水注入開始
	〃・27	○福島第一・1～3号機タービン建屋外のトレンチ立杭に水溜まり確認
	〃・〃	○福島第一・2号機、消防ポンプから仮設電動ポンプに切替、原子炉へ淡水注入
	〃・28	○福島第一・3号機、消防ポンプから仮設電動ポンプに切替、原子炉へ淡水注入
	4・2	○福島第一・2号機取水口付近のコンクリート亀裂から専用港湾内に高濃度汚染水流出（4月6日に止水、流失放射性物質はヨウ素131、セシウム134、137合計で4.7PBqと評価）
	〃・4	○東京電力が高濃度汚染水の移送先確保のため、緊急の措置として放射性物質で汚染された滞留水等約11,500トンの海洋放出開始
	〃・7	○福島第一・1号機、原子炉格納容器へ窒素ガス注入を開始
	〃・11	いわき市内陸部を震源とするM7の余震発生、浜通り、中通りで最大震度6弱観測
	〃・12	○原子力安全・保安院は福島第一事故の評価を7に訂正
	〃・17	○東京電力は「福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」を公表
	〃・21	●政府原子力災害対策本部は福島第二周辺の避難指示区域を半径10km圏内から半径8km圏内に変更
	〃・〃	○政府原子力災害対策本部は関係市町村長に4月22日午前0時から福島第一・半径20km圏を警戒区域に設定するよう指示
	〃・22	○政府原子力災害対策本部は南相馬市、川俣町、浪江町、葛尾村、飯館村で推定被ばく線量が年間20mSvを超える区域を計画的避難区域に、また福島第一・半径20～30km圏内の田村市、南相馬市、広野町、楡葉町、川内村の一部を緊急時避難準備区域に指定
	〃・24	県、京都大学とGPS連動型放射線量計測システム（KURAMA）の実証実験を開始
	5・11	○福島第一・3号機取水口付近から専用港湾内に高濃度汚染水流出、流失放射性物質量はヨウ素131、セシウム134、137合計で約20TBqと評価
	〃・17	○政府原子力災害対策本部は「東京電力福島第一原子力発電所事故の収束・検証に関する当面の取組のロードマップ」、「原子力被災者への対応に関する取組のロードマップ」及び「原子力被災者への対応に関する当面の取組方針」を決定
	〃・20	○東京電力は福島第一の7、8号機増設中止と1～4号機廃炉を正式決定
	〃・27	県は第1回県民健康管理調査検討委員会を開催
	〃・29	○東京電力は福島第一・1号機使用済燃料プールの冷却をコンクリートポンプ車を使用した方法から建屋内の配管に切替え
〃・31	○福島第一・2号機、使用済燃料プールの冷却について代替冷却装置によるプール水の循環冷却を開始	
6・3	国及び県は3月12日から3月16日にかけてオフサイトセンターを中心に実施した緊急時モニタリング結果を発表	
〃・7	政府はIAEA閣僚会議に提出する政府報告書を取りまとめ、発表	
〃・10	○福島第一・汚染水処理装置の試運転を開始	
〃・〃	県原子力センター電源復旧し、環境放射能監視テレメータシステム復旧、大野局のデータ受信可能となる	

年	月 日	事 項
平成23 (2011)	6・16	政府は放射性物質含む汚泥8,000Bq/kg 以下は埋立て可とする方針を発表
	〃・17	○福島第一・汚染水処理装置による滞留水の処理開始
	〃・18	○県、立地町は震災後初の福島第一原子力発電所事故収束作業の進捗状況について現地調査を実施
	〃・20	○福島第一・4号機使用済燃料プール補強支柱設置作業が完了
	〃・〃	原子力安全に関する IAEA 閣僚会議がウイーンで開催
	〃・28	環境省は8,000Bq/kg 超えるばいじんの一時保管等、一般廃棄物焼却施設における焼却灰等の当面の取扱いについて関係都県に通知
	〃・29	県、GPS 連動型放射線量計測システム (KURAMA) を導入
	〃・30	○福島第一・2号機、原子炉格納容器へ窒素ガス注入を開始
	〃・〃	政府現地対策本部は伊達市4地区の104地点113世帯を特定避難勧奨地点に指定
	7・2	○福島第一・3号機、使用済燃料プール冷却浄化系の代替冷却装置によるプール水の循環冷却を開始
	〃・14	○福島第一の汚染水処理設備による処理水を原子炉へ注水する循環注水冷却システムの稼働開始 (バッファタンク経由)
	〃・19	○福島第一・3号機、原子炉格納容器へ窒素ガス注入を開始
	〃・31	政府原子力災害現地対策本部は南相馬市の59世帯を特定避難勧奨地点に指定
	8・1	○福島第一・4号機、使用済燃料プール冷却浄化系の代替冷却装置によるプール水の循環冷却開始
	〃・3	○県、立地町は福島第一の事故収束作業の進捗状況について現地調査を実施
	〃・〃	原子力損害賠償支援機構法が成立
	〃・〃	政府原子力災害現地対策本部が川内村の1世帯を特定避難勧奨地点に指定
	〃・5	原子力損害賠償紛争審査会が中間指針をとりまとめ
	〃・9	政府原子力災害対策本部は緊急時避難準備区域解除の方針を決定
	〃・10	○福島第一・1号機、使用済燃料プール冷却浄化系の代替冷却装置によるプール水の循環冷却を開始
	〃・〃	●県、立地町は福島第二の事故収束作業の進捗状況について、現地調査を実施
	〃・19	福島第一・汚染水処理設備のセシウム吸着装置から除染装置へのラインと第二セシウム吸着装置の処理ライン並列運転による滞留水処理開始
	〃・26	政府原子力災害対策本部は除染に係る緊急実施基本方針を決定
	〃・〃	放射性物質汚染対処特措法が成立
	〃・29	○文部科学省は福島第一・周辺土壤中の放射性セシウムのマップ発表
	〃・30	●冷温停止中の福島第二・2号機高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水ポンプが当該ポンプ電動機絶縁抵抗低下のため故障し、停止
	〃・31	環境省は都道府県に放射性セシウム10万 Bq/kg 以下を埋立可能とする焼却灰等の処分方法に関する方針を通知
	9・1	○福島第一・3号機、給水系配管からの注水に加え、炉心スプレイ系注水配管からの原子炉注水開始
	〃・14	県は労働者安全衛生対策連絡会議を開催し、東京電力等に事故収束作業の被ばく管理の徹底を求める
	〃・〃	○福島第一・2号機、給水系配管からの注水に加え、炉心スプレイ系注水配管からの原子炉注水開始
	〃・21	県は台風15号の通過による災害の予防について国、東京電力に申し入れ
	〃・22	○県、立地町は福島第一の事故収束作業の進捗状況について現地調査を実施
	〃・30	政府原子力災害対策本部は南相馬市等5市町村の緊急時避難準備区域を解除
〃・〃	国会事故調査委員会設置法が成立	
10・7	○福島第一において5、6号機内の滞留水浄化後の水を利用した構内散水開始	
〃・11	○厚生労働省は福島第一・事故緊急作業従事者等の長期的健康管理のための取組等を定めた指針を策定	
〃・12	○県、立地町は福島第一の事故収束作業の進捗状況について現地調査を実施	
〃・14	○福島第一・1号機の原子炉建屋カバー設置工事完了	
〃・20	○●県議会は全原発廃炉の請願を採択	
〃・28	○福島第一・2号機、原子炉格納容器ガス管理システムの本格運用開始	
〃・29	環境省は平成27年から搬入開始とする中間貯蔵施設整備に係る工程表を示す	

年	月 日	事 項
平成23 (2011)	11・1	○厚生労働省は福島第一・事故緊急作業の被ばく線量限度を250mSv とする特例を厚生労働大臣が認める一部の作業を除き廃止
	〃・2	○県は福島第一・2号機からのキセノン検出に関して、速やかな情報開示、県民の不安解消のための情報提供について東京電力に申し入れ
	〃・3	○東京電力は福島第一・2号機で検出されたキセノンは自発核分裂由来と発表
	〃・4	○県は福島第一・2号機からのキセノン検出に関して、情報提供が遅れていたことが判明したため東京電力に嚴重抗議
	〃・11	政府は追加被ばく線量1 mSv 以上の区域を除染実施区域とするなどの除染特別措置法に定める基本方針を閣議決定
	〃・〃	●福島第二の応急対策が終了
	〃・25	政府現地対策本部は伊達市の13地点15世帯と南相馬市20地点22世帯を特定避難勧奨地点に追加指定
	〃・29	県は原子力発電所事故対応関係市町村会議を開催し初期対応の課題を検討
	〃・30	○●知事は県内全原発の廃炉要請する方針を表明
	〃・〃	○福島第一・1号機、原子炉圧力容器へ窒素封入操作開始
	〃・〃	○福島第一・3号機、原子炉圧力容器へ窒素封入操作開始
	12・1	○福島第一・2号機、原子炉圧力容器へ窒素封入操作開始
	〃・2	東京電力は原発事故中間報告書を発表
	〃・4	○福島第一・汚染水処理システム淡水化装置から汚染水が漏洩し、一部が屋外の側溝流出
	〃・5	□南相馬市議会は東北電力が計画している浪江・小高原子力発電所の建設中止を求める決議を全会一致で可決
	〃・7	○原子力委員会専門部会は廃炉措置の中長期課題を示した報告書を取りまとめ
	〃・8	○県は放射性物質を含む水の海域への流出に関して、周辺環境への影響評価と再発防止対策について東京電力に申し入れ
	〃・9	○原子力安全・保安院は東京電力の福島第一・1～4号機施設運営計画を妥当と評価
	〃・10	○福島第一・1号機、給水系配管からの注水に加え、炉心スプレイ系注水配管からの原子炉注水開始
	〃・14	環境省は年1 mSv 以上を重点地域に指定し除染することを明示した放射性物質汚染対処特措法省令公布
	〃・16	○政府・東京電力統合対策室は福島第一原子力発電所事故の収束に向けた道筋のステップ2完了を報告
	〃・19	環境省は放射性物質汚染対処特措法に基づき汚染状況重点調査地域に本県内40市町村を含む102市町村を指定12月28日付けで告示することを発表
	〃・〃	○福島第一・1号機、原子炉格納容器ガス管理システムの本格運用開始
	〃・21	○政府・東京電力中長期対策会議は「東京電力(株)福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」を決定
	〃・22	□浪江町議会は東北電力が計画している浪江・小高原子力発電所の誘致決議を白紙撤回する決議を全会一致で可決
	〃・26	政府事故調査委員会は中間報告書を発表
	〃・〃	政府原子力災害対策本部は避難区域見直しの考え方を発表
〃・〃	●政府原子力災害対策本部は福島第二の原子力緊急事態を解除	
〃・27	福島県議会は事故収束宣言撤回要請意見書を全会一致で可決	
平成24 (2012)	1・13	●東京電力は福島第二・1号機の冷温停止の維持に必要な設備について高経年化技術評価及び長期保守管理方針を策定し、経済産業省に保安規定変更認可申請
	〃・15	二本松市は基礎コンクリート成分の汚染による市内新築建物内における高線量計測結果を発表
	〃・17	経済産業省と県は汚染砕石問題で事故当時屋外保管されていた砂利、製材の線量調査実施を発表
	〃・19	○福島第一・2号機、使用済燃料プール塩分除去装置運転開始
	〃・29	○福島第一・汚染水処理システムの配管で凍結による汚染水漏れ頻発
	〃・31	○県は福島第一において頻発した配管の凍結による漏えい防止に関して東京電力に申し入れ
	〃・〃	●東京電力は国に福島第二の冷温停止維持に係る設備等の復旧計画提出
	2・5	○福島第一・2号機の原子炉圧力容器底部温度が70度に上昇、後に温度計異常と評価

年	月 日	事 項
平成24 (2012)	2・7	県は警戒区域内等から搬出された砕石使用の県発注工事51カ所（汚染砕石の搬出が判明した浪江地区の事業場を除く）について高線量は確認されなかったとの調査結果を発表
	〃・〃	〇東京電力は福島第一・1～4号機護岸の遮水壁設置のため、県に公有水面埋立免許申請
	〃・8	●県、立地町は福島第二の緊急事態解除後の復旧作業の状況を確認するため、現地調査を実施
	〃・12	〇県は福島第一・2号機の原子炉底部の温度上昇に関して、速やかな対策の実施、今後のリスクを含めた県民への情報提供について東京電力に申し入れ
	〃・14	〇県、立地町は福島第一の汚染水漏えい再発防止対策の実施状況について現地調査を実施
	〃・16	福島県原子力広報協会は理事会を開催し、解散を決定
	〃・28	経済産業省の検討会は、放射性セシウム100Bq/kg以下とする砕石、砂利の出荷基準案をとりまとめ
	3・1	〇県、立地町は福島第一・4号機原子炉建屋使用済燃料プールの状況について現地調査
	〃・10	政府は県、双葉郡8町村との協議会において、汚染廃棄物の中間貯蔵施設を大熊、双葉、楡葉3町に設置する考えを示し、協力を要請
	〃・14	〇福島第一・3号機、原子炉格納容器ガス管理システムの本格運用開始
	〃・27	●福島第二・3、4号機サービス建屋で福島第一の分析試料受け入れの際に、非管理区域の汚染が判明
	〃・30	〇東京電力は福島第一・1～4号機について電気事業法第9条に基づく廃止届出を経済産業省に提出
	〃・〃	政府原子力災害対策本部は南相馬市、川内村、田村市の避難区域再編を決定（田村市と川内村は4月1日に南相馬市は4月16日に移行）
	〃・〃	福島復興再生特別措置法が成立
	〃・〃	文部科学省は可搬型線量測定ポスト設置台数を545台に増やし配備、4月2日からホームページで公表
	4・1	田村市、川内村内の避難区域を居住制限区域と避難指示解除準備区域に再編、警戒区域を解除
	〃・13	〇県は仮設設備での類似トラブル多発に関して東京電力に申し入れ
	〃・16	南相馬市の避難指示区域を見直し、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域に再編、警戒区域を解除
	〃・18	経済産業省は県内118カ所で汚染砕石使用による高線量が測定されたとする調査結果を発表
	〃・19	〇福島第一・1～4号機の廃炉が決定
	〃・〃	●経済産業省は福島第二・1号機の高経年化技術評価及び長期保守管理方針に関する保安規定変更を認可
	〃・20	県はSPEEDIデータ取扱いで65通電子メール消去していたとする調査結果発表
	〃・〃	〇県は福島第一・1～4号機護岸の遮水壁設置について公有水面埋立免許を交付
	5・17	●福島第二・4号機復旧完了
	〃・21	〇県、立地町は福島第一の仮設設備のトラブル再発防止対策の実施状況について現地調査を実施
	6・14	〇県、立地町は福島第一・4号機原子炉建屋の健全性確認状況について現地調査を実施
	〃・20	原子力規制委員会設置法が成立
	〃・〃	東京電力は社内事故調査委員会による最終報告書を発表
	〃・21	原発被災者支援法が成立
	〃・28	〇県と立地町は乾式キャスク仮置場設置計画の安全確保対策について東京電力から説明聴取
	7・5	国会事故調査委員会は原発事故は人災等とする報告書を取りまとめ衆議院、参議院両議長に提出
	〃・17	飯館村の避難指示区域を見直し、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域に再編
	〃・18	〇福島第一・4号機使用済燃料プールから未照射燃料1体試験取出し
	〃・19	〇県、立地町は福島第一・4号機の未照射燃料取出し作業の実施状況について現地調査を実施
	〃・21	〇原発事故収束作業で下請け企業が作業員に線量計の鉛カバー装着を強要していたことが判明
	〃・23	政府原発事故調査委員会が最終報告書を提出
	〃・26	県は東京電力と原発30km圏内等関係市町村との通報連絡体制（通報連絡協定の締結及び通報連絡要綱の改定）について発表
	〃・30	〇政府・東京電力中長期対策会議は「東京電力(株)福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」を改訂

年	月 日	事 項
平成24 (2012)	8・9	○県、立地町は福島第一の廃炉措置に向けた中長期ロードマップの進捗状況、仮設設備の信頼性向上のための取組状況について現地調査を実施
	〃・〃	●県、立地町は福島第二の復旧状況を確認するため、現地調査を実施
	〃・10	楡葉町の避難区域を見直し避難指示解除準備区域に再編、警戒区域を解除
	〃・28	○県、立地町は福島第一・4号機使用済燃料プールから取り出した未照射燃料の健全性確認作業の実施状況について現地調査を実施
	〃・30	○福島第一・5号機、午前11時33分、本設の残留熱除去系2系統復旧
	〃・〃	○県は福島第一・1号機～3号機において原子炉注水量が低下し、保安規定に定める運転上の制限を逸脱、原因はホース取替作業時に配管加工の際発生した破片が貯水タンクに混入したことによるもの。県は8月31日に監視強化等、冷温停止維持に万全を期すよう東京電力に申し入れ
	9・7	県原子力発電所労働者安全衛生対策連絡会議において、作業員の安全管理の徹底、人材の安定的な確保に関して国及び東京電力に要請
	〃・18	福島県独自の監視体制を検討するに当たっての有識者懇談会を開催、安全監視組織の設置、安全確保協定の見直し、原子力安全対策課への専門職員の配置等についての考えがまとめられる
	〃・19	原子力規制委員会が発足
	〃・〃	県原子力センターが福島市笹木野に事務所を開設
	〃・〃	環境省の検討会は森林除染について「調査研究進め判断」との見解とりまとめ、中間報告
	〃・21	県は震災時のモニタリングポスト測定結果を発表
	〃・22	○福島第一・3号機原子炉建屋がれき撤去作業中燃料プールに鉄骨が落下
	10・3	○福島第一・2号機原子炉圧力容器代替温度計設置作業終了
	〃・5	○経済産業省は第1回東京電力改革・1F問題委員会を開催
	〃・9	県は「『県民健康管理調査検討委員会』の会議運営に係る調査報告書」をとりまとめ、毎回検討会開催前の準備会の状況について発表
	〃・11	●福島第二・3号機復旧完了
	〃・16	原子力規制委員会は、福島第一・第二を監視する「原子力規制事務所」を広野町に開設
	〃・17	●県、立地町は福島第二の復旧状況を確認するため、現地調査を実施
	〃・24	●福島第二・4号機で圧力容器内の使用済燃料取り出し完了
	〃・29	県は原子力事故対応関係市町村会議において、特定原子力施設の安全管理上具備すべき要件の明確化、中長期ロードマップの安全監視の状況や見直しに関する分かりやすい情報提供、安全確保の役割の明確化等に関して国及び東京電力に要請
	〃・31	原子力規制委員会は原子力災害対策指針を決定
	11・6	○県、立地町は中長期ロードマップの進捗状況（乾式キャスク一時保管施設設置工事、多核種除去設備の安全対策実施状況等）について現地調査実施
	〃・〃	○県は福島第一・1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップにおける作業従事者登録数の記載に関して国及び東京電力に嚴重抗議
	〃・7	○原子力規制委員会は福島第一（1～6号機）を特定施設に指定
	〃・19	県は核燃料税の廃止を発表
	〃・21	県は県防災会議原子力防災部会を開催、地域防災計画の修正案をとりまとめ
	〃・30	政府原子力災害対策本部は大熊町の避難区域を3区域に再編することを決定
	〃・〃	原子力事故対応関係市町村会議を開催し、廃炉に関する新たな安全監視組織（廃炉安全監視協議会）の設置について協議
	12・3	○政府・東京電力中長期対策会議は福島第一・4号機の燃料取出完了の1年前倒しを決定
	〃・〃	原子力発電所労働者安全衛生対策連絡会議において、作業安全確保、就労実態の把握、協力企業と一体となった就労環境改善、就労実態についての透明性確保、県民への分かりやすい情報開示等に関して東京電力に要請
〃・7	県は、県、関係13市町村及び学識経験者で構成する「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会」を設置	
〃・〃	東京電力は「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」を原子力規制委員会に提出	
〃・10	大熊町の避難区域を見直し、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域等3区域に再編、警戒区域を解除	
〃・14	政府原子力災害現地対策本部は伊達市128世帯及び川内村1世帯の特定避難勧奨地点を解除	

年	月 日	事 項
平成24 (2012)	12・15 〃・〃	IAEA と政府共催の福島閣僚会議が郡山市で開催され、原子力安全強化へ共同議長声明を発表 福島県と IAEA は放射線モニタリング、除染及び健康の3分野でプロジェクト覚書き締結
平成25 (2013)	1・23	県環境審議会でモニタリングポスト設置個所の年間追加被ばく線量 1 mSv 以下にする目標を 県環境基本計画に盛り込むことを示す
	2・15	●福島第二・2号機復旧完了
	〃・18	●福島第二・共通設備復旧完了
	〃・27	原子力規制委員会は原子力災害対策指針を全部改正
	3・7	政府原子力災害対策本部は葛尾村、富岡町、浪江町の避難区域の再編を決定
	〃・〃	○政府は新たに「福島第一原子力発電所廃炉対策推進会議」を設置し、初会合において廃炉 工程表の6月改定を決定
	〃・8	●県、立地町は福島第二の復旧状況等を確認するため、現地調査を実施
	〃・15	○県は防災会議原子力防災部会を開催し、暫定的に福島第一の PAZ を 5 km 圏内とする防災計 画修正案を審議
	〃・18	○福島第一において停電により使用済燃料代替冷却システム等が停止、原因は小動物の仮設 電源盤への侵入、県は東京電力に対し3月19日に再発防止の徹底等を申し入れ
	〃・22	葛尾村の避難区域を見直し、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域に再編、 警戒区域を解除
	〃・〃	県は事故当初の可搬型モニタリングポストの未公表データが4,521時間分判明したとする調査 結果を発表
	〃・25	富岡町の避難区域を見直し、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域に再編、 警戒区域を解除
	〃・26	○県は防災会議を開催し、福島第一の暫定的 PAZ 設定等、原子力災害対策編の修正を決定
	〃・28	□東北電力は浪江・小高原発の建設計画取りやめを発表
	〃・30	○福島第一で、多核種除去設備（ALPS）A 系統において、水処理設備で処理した廃液を用 いた試験（ホット試験）を開始
	4・1	浪江町の避難区域を見直し、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域に再編、 警戒区域を解除
	〃・2	○政府の「福島第一原子力発電所廃炉対策推進会議」が楡葉町に廃炉研究施設設置を決定
	〃・4	○福島第一・共用プールからキャスク仮保管設備へ使用済燃料集合体37体輸送
	〃・5	○福島第一において、動力電源盤故障警報が発生し、3号機使用済燃料プール冷却設備が停止、 県は東京電力に作業中の安全管理の徹底を申し入れ
	〃・〃	○福島第一・汚染水地下貯水槽から漏えいが判明、以後、相次いで複数の地下貯水槽で漏え いが判明、県は国への緊急要望、東京電力に対し、重ねて迅速な対応等を申し入れ
	5・7	政府原子力災害対策本部が双葉町の区域見直しを決定、警戒区域再編28日に完了
	〃・27	IAEA は緊急時対応能力研修センターを福島県自治会館内に開所
	〃・28	双葉町の避難1区域を見直し、避難指示解除準備区域、帰還困難区域に再編、警戒区域を解除
	〃・〃	原発事故損害賠償時効特例法が成立
	〃・30	○政府汚染水処理対策委員会のとりまとめを受け、経産相が東京電力社長に凍土遮水壁設置指示
	〃・〃	●福島第二・1号機復旧完了し、福島第二における原子力災害事後対策が全て完了
	6・5	●東京電力は福島第二・復旧計画の最終報告を国に提出
	〃・〃	原子力規制委員会は原子力災害対策指針を全部改正
	〃・10	○政府「福島第一原子力発電所廃炉対策推進会議」は熔融核燃料回収前倒しの工程表改訂案 を公表
	〃・15	○福島第一・多核種除去設備（ALPS）A 系のバッチ処理タンクで水漏れの痕跡と推定され る水滴下痕確認、翌16日、A 系を停止
	〃・19	○福島第一・タービン建屋東側取水口付近の観測用井戸から高濃度のトリチウムを検出、県 は東京電力に対し汚染範囲の特定や周辺への影響調査等を申入れ
	〃・27	○政府は東京電力福島第一原子力発電所廃炉対策推進会議を開催し、「東京電力(株)福島第一原 子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」を改訂
	〃・〃	経済産業省は廃炉研究に「国際廃炉研究開発機構」の設置を発表
	7・5	○福島第一の原子炉注水系信頼性向上対策として、復水貯蔵タンク炉注水系による1～3号 機原子炉注水の運用開始、循環注水冷却システムルートを4kmから3kmへ短縮
	〃・〃	県は原子力関係課長会議を開催し、海水調査地点を2カ所から6カ所に増やす等地下水汚染 監視体制の強化を決定

年	月 日	事 項
平成25 (2013)	7・10	○原子力規制委員会は福島第一・海側で汚染水の地中への漏出、海への拡散が強く疑われるとの見解をとりまとめ、原因究明へ作業部会設置
	〃・22	○東京電力は福島第一の放射性物質を含む地下水が港湾へ漏出していたとの見解を発表、県は東京電力に対し汚染水の漏出に関し、汚染水拡散防止対策の早急な実施、海側モニタリングの強化等を申し入れ
	〃・〃	○福島第一・4号機原子炉建屋の燃料取り出し用カバー設置完了
	8・8	川俣町の避難区域を見直し、避難指示解除準備区域、居住制限区域に再編
	〃・12	○福島第一・免震重要棟前ダストモニタで指示値が上昇し警報発生、作業員が身体汚染（19日も再発）、県は20日に東京電力に対し原因の早期究明と作業員被ばくの防止を申し入れ
	〃・14	○原子力規制委員会は「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」を認可
	〃・19	○福島第一・構内H4エリアのタンクから約300トンの汚染水が漏えい、県は、20日に東京電力に対し、原因特定と再発防止対策の早期実施を申し入れ
	9・3	○政府原子力災害対策本部が汚染水問題に関する基本方針を決定
	〃・5	○県は福島第一・汚染水地上タンク漏洩について原因特定と早期対策を東京電力に申し入れ
	〃・〃	原子力規制委員会は原子力災害対策指針を全部改正
	〃・10	○国は第1回廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議を開催
	〃・12	○福島第一・構内H4エリア地上タンク群近くの観測用井戸水から高濃度のストロンチウム90検出
	〃・13	○東京電力は観測用井戸の監視結果からタンクから漏えいした汚染水が地下水を汚染したとの見解を示す
	〃・16	○大雨のため、福島第一・汚染水貯蔵地上タンク群のせきからベータ線放射性物質濃度は法定限度未満であったが、約885万Bq、約1,130トンの水を放出
	〃・19	○安倍晋三首相（当時）が福島第一を視察し、東京電力に5、6号機廃炉を要請
	10・2	○福島第一・B南エリアタンク上部天板部から漏えい発生、県は10月3日、東京電力にリスク管理の徹底、降雨時対応基準の早急な明確化等を申し入れるとともに、海水の緊急モニタリングを実施
	〃・9	○●県議会は県内原発全基廃炉と汚染水対策の早期実施を求める意見書を可決
	〃・16	●福島第二・2号機で圧力容器内の使用済燃料の取り出し完了
	〃・30	○原子力規制委員会は福島第一・4号機からの燃料取出計画認可
	11・11	○東京電力が福島第一の固体廃棄物貯蔵庫第9棟増設に関する事前了解願いを県及び立地町（双葉町・大熊町）へ提出
〃・12	○東京電力は、福島第一・4号機の燃料取り出し用カバーの設置工事が完了したことを発表	
〃・18	○東京電力が福島第一・4号機の使用済燃料プールに保管されている未使用燃料の取り出しを開始	
〃・26	○東京電力が福島第一・4号機の使用済燃料プールに保管されている使用済燃料の取り出しを開始	
12・9	○東京電力が福島第一の覆土式一時保管施設増設に関する事前了解願いを県及び立地町（双葉町・大熊町）へ提出	
〃・16	東京電力は福島第一・5、6号機について電気事業法第9条に基づく廃止届出を経済産業省に提出	
〃・20	○政府原子力災害対策本部が廃炉・汚染水問題に対する追加対策を決定	
平成26 (2014)	1・24	県は防災会議原子力防災部会を開催し、緊急時モニタリングに関する修正を含む防災計画修正案を審議
	〃・29	○東京電力が福島第一・2号機タービン建屋と海水配管用トレンチ接続部の凍結工事を開始
	〃・31	○福島第一・5、6号機の廃炉が確定
	2・13	県は防災会議を開催し、緊急時モニタリングに関する修正を含む原子力災害対策編の修正を決定
	〃・17	国は第1回廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会を開催
	〃・19	○福島第一・汚染水貯留設備 RO濃縮水貯槽（H6エリアC1タンク）からの漏えいが発生
	3・1	原子力規制委員会は原子力災害対策指針を一部改正
	〃・28	○福島第一・構内における掘削作業中の協力作業員の死亡事故が発生
	4・1	檜葉町役場内に原子力安全対策課檜葉駐在発足（職員5名）
	〃・〃	田村市都路地区避難指示解除準備区域の避難指示を解除
〃・9	○東京電力が地下水バイパス計画のため専用井戸で地下水汲み上げを開始	

年	月 日	事 項
平成26 (2014)	4・14	国は第2回廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会を開催
	〃・30	福島県原子力災害広域避難計画の策定
	5・21	○東京電力が初めてとなる地下水バイパス計画による地下水の海への放出を実施
	6・2	○東京電力が凍土遮水壁の設置工事を開始
	〃・〃	○福島第一・4,000トンノッチタンク群からの漏えいが発生
	〃・9	国は第3回廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会を開催
	7・10	●福島第二・1号機で圧力容器内の使用済燃料の取り出し完了
	〃・23	○東京電力が原子力規制委員会の特定原子力施設監視・評価検討会において福島第一原子力発電所のタービン建屋とトレンチの接続部に氷、ドライアイス投入することを示した
	〃・24	○東京電力が氷、ドライアイスの試験投入を開始
	8・12	○東京電力がサブドレン計画のため井戸からの地下水汲上試験を開始
	〃・〃	○県、双葉町及び大熊町は福島第一の固体廃棄物貯蔵庫第9棟及び覆土式一時保管施設の増設計画を事前了解
	〃・18	原子力損害賠償支援機構が原子力損害賠償・廃炉等支援機構に改組
	〃・25	国は第4回廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会を開催
	9・3	○東京電力が福島第一・2号機の海側トレンチの止水対策のためセメントなどの止水剤を投入する模擬実験を開始
	〃・30	○福島第一・高圧受電盤内のケーブル端末作業において感電負傷事故が発生
	10・1	川内村の東部の避難指示準備区域の避難指示を解除、居住制限区域を避難指示解除準備区域に再編
	〃・16	○東京電力が福島第一・2号機の海側トレンチの止水対策のため止水剤の投入を開始
	〃・20	国は第5回廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会を開催
	〃・22	○東京電力が福島第一・1号機建屋カバー解体に向けた飛散防止剤散布作業を開始
	〃・31	○東京電力が福島第一・1号機建屋カバーの屋根パネル取り外し作業を実施
	11・5	○東京電力が福島第一・4号機の使用済燃料の移送を完了
	〃・9	○福島第一・4号機の使用済み燃料プールの冷却が自動停止 県は東京電力に対し原因究明を申し入れ
	〃・19	○東京電力が福島第一・4号機の未使用燃料の移送を開始
	〃・20	○東京電力が福島第一・1号機の建屋上部のガレキ調査を開始
	〃・26	○東京電力が福島第一・2号機の海側トレンチ内を埋め立てるセメントの投入を開始
	12・22	○東京電力が福島第一・4号機の使用済燃料プールから全ての燃料（含：新燃料）の取り出しを完了
平成27 (2015)	1・7	○県、双葉町、大熊町及び東京電力により、福島第一の新たな安全確保協定（「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定書」）を締結
	〃・〃	国は第6回廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会を開催
	〃・19	○福島第一において、雨水を貯蔵する地上タンク上部から協力作業員が落下、翌日死亡する事故が発生
	〃・20	●福島第二・廃棄物処理建屋にて、濃縮器の点検用架台に協力作業員が挟まれ負傷、同日死亡する事故が発生
	〃・23	○東京電力が平成26年度中の汚染水全量処理目標は約束を果たせないことを発表
	2・12	県は防災会議を開催し、関係機関の組織改編の修正を含む原子力災害対策編の修正を決定
	〃・22	○福島第一・構内側溝排水放射線モニタ「高高」警報発生
	〃・24	○福島第一・2号機大物搬入口屋上部からK排水路へ高濃度雨水が流入
	3・3	○県は東京電力に対し、汚染された水が海に流出していたことについて「福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺地域の安全確保協定」第9条第1項に基づく措置要求を実施
	〃・16	○東京電力より汚染水処理の見通しについて報告。県は東京電力に対し汚染水を全量処理するまでのスケジュールを具体的、定量的に示すこと等を申し入れ
	〃・21	○福島第一・5、6号機開閉所付近で火災が発生
	〃・24	●福島第二・3号機の圧力容器内の使用済燃料の取り出しを完了（1～4号機全て完了）
	〃・30	○東京電力が3月3日に県から行った措置要求に対して回答
	〃・〃	福島県原子力災害広域避難計画を改定
4・3	○危機管理部長が「福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺地域の安全確保協定」による福島第一の状況確認を実施	

年	月 日	事 項
平成27 (2015)	4・4	国は第7回廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会を開催
	〃・6	楡葉町で「準備宿泊」を開始
	〃・10	○福島第一において、高性能容器（HIC）保管用コンクリート施設内において高濃度汚染水を発見、県は東京電力に対して原因究明、再発防止、情報公開を申し入れ
	〃・16	○福島第一・1号機にて変形型ロボットによる格納容器内の調査を開始
	〃・21	○福島第一・構内においてK排水路に設置した仮設ポンプが停止し、K排水路の排水が堰を溢水して港湾外へ流出、県は東京電力に対し原因究明、再発防止、情報提供等を申し入れ
	〃・22	○福島第一・5号機の圧力容器内の使用済燃料の取り出し開始
	〃・〃	原子力規制委員会は原子力災害対策指針を全部改正
	〃・30	○福島第一において陸側遮水壁（凍土方式）の建屋山側の一部において試験凍結を開始
	〃・〃	○原子力損害賠償・廃炉等支援機構（NDF）が「東京電力(株)福島第一原子力発電所の廃炉のための技術戦略プラン2015」を公表
	5・20	原子力規制委員会が緊急作業時における被ばくに関する規制の改正案を示す
	〃・〃	○東京電力が福島第一・1号機建屋カバー解体作業の準備作業としての飛散防止剤散布を完了
	〃・21	○廃炉・汚染水対策チーム会合において「東京電力(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」の改訂案を公表
	〃・〃	○福島第一・1号機原子炉建屋3階機器ハッチ開口部に設置されているバルーンが一部ずれていることを確認
	〃・22	○福島第一・1号機建屋カバー解体作業における、屋根パネルの取り外し作業を延期することを発表
	〃・27	○福島第一・構内のタンク等に貯留していた汚染水（RO濃縮塩水）についてタンク底部の残水を除き、処理を完了
	〃・29	○福島第一・2、3号機間法面の側溝に設置されていた仮設移送配管から漏えいが発生、県は東京電力に対して原因究明、再発防止、情報公開等を申し入れ
	6・1	○福島第一・5号機の圧力容器内の使用済燃料の取り出しを完了
	〃・3	○「東京電力(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」改訂（案）に対する意見について庁内の関係部長会議を開催
	〃・12	○政府は廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議を開催し、「東京電力(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ（5・6号機が新たに追加）」を改訂
	〃・15	国は第8回廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会を開催
	〃・20	○福島第一・雨水処理設備（淡水化処理逆浸透膜装置）から漏えいが発生
	〃・23	○福島第一・3号機廃棄物地下貯蔵設備建屋内廃スラッジ貯蔵タンクの漏えいを発見
	〃・30	○福島第一・2号機海水配管トレンチ内に滞留している高濃度汚染水の抜き取りを完了
	7・16	○福島第一・構内のK排水路において汚染された雨水が港湾外へ流出。県は東京電力に対し、再発防止、情報提供等を申し入れ
	〃・20	○福島第一において、雑固体廃棄物焼却設備付近のクローラークレーンから発火
	〃・23	○東京電力が福島第一の排水の越流状況を把握しておらず、県は東京電力に対し、早急な対応措置、情報公開等を申し入れ
	〃・28	○福島第一・1号機建屋カバー解体に向けた屋根パネル一枚目を取り外し
	〃・30	○福島第一・3号機海水配管トレンチ内の高濃度汚染水の抜き取りを完了
	8・1	○福島第一において、陸側遮水壁工事作業員が体調不良を訴え救急搬送され、その後死亡する事故が発生
	〃・2	○福島第一・3号機使用済燃料プールから燃料交換機（FHM）本体を撤去
	〃・7	○福島第一・敷地境界付近南西側のモニタリングポストNo.7に設置されているダストモニタにおいてダスト放射能濃度の「高警報」が発生、付近で舞い上がった土埃によるものと推定
	〃・8	○福島第一の凍土壁関連工事においてバキューム車を清掃していた作業員が蓋に挟まれ、意識不明の状態になり救急搬送、同日死亡する事故が発生、県は、東京電力に対し、原因究明、再発防止の徹底等を申し入れ
	〃・11	○福島県漁業協同組合連合会が「福島第一原子力発電所のサブドレン水等排水に対する要望書」を国及び東京電力に提出
	〃・21	○福島第一において作業員が二人一組で作業機材を運搬した直後、一人が突然意識を失い倒れ救急搬送、同日死亡する事故が発生
	〃・25	○福島県漁業協同組合連合会の拡大理事会において、県漁連としてサブドレン計画を了承することを決定
	〃・26	原子力規制委員会は原子力災害対策指針を全部改正

年	月 日	事 項
平成27 (2015)	8・28	○サブドレン計画及び廃炉・汚染水対策についての申し入れに関する庁内の関係部長会議を開催
	〃・〃	○知事が経済産業省副大臣及び東京電力社長に対してサブドレン・地下水ドレン計画及び廃炉・汚染水対策について申し入れ
	〃・31	南相馬市、川俣町山木屋、葛尾村で長期宿泊を開始
	9・3	○福島第一においてサブドレンによる汲み上げを開始
	〃・〃	○福島第一・3号機使用済燃料プールで油漏れが発生し、プールの冷却が停止
	〃・5	政府は楡葉町の避難指示解除準備区域を解除
	〃・10	○福島第一において海側遮水壁の鋼管打設作業を再開
	〃・14	○福島第一においてサブドレン処理済水を海へ排水開始
	〃・15	○福島第一で凍土遮水壁の山側の工事を完了
	〃・24	○福島第一で海側遮水壁の鋼管打設作業を完了
	〃・29	○K排水路からの汚染された雨水の溢水に対する短期対策について危機管理部長と東京電力増田CDOで協議を行い、東京電力に対して、新設排水路設置の前倒しやK排水路上流部でのポンプアップ等を申し入れ
	〃・〃	○国は第9回廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会を開催
	〃・30	○原子力規制庁が福島第一の監視・評価に係る検討体制を見直し、新たに特定原子力施設放射性廃棄物規制検討会を設置
	10・1	県環境創造センター業務開始
	〃・〃	県原子力センターは、環境創造センター環境放射線センターに改組し、南相馬市へ移転
	〃・〃	県原子力センター福島支所は、環境創造センター福島支所に改組
	〃・〃	○東京電力が福島第一・2号機格納容器内部調査の事前準備として実施した、遮蔽ブロック撤去作業において固着していたブロックの除去作業を完了
	〃・5	○福島第一・1号機建屋カバー解体に向けた、屋根パネル6枚目を取り外し（全ての屋根パネルの撤去が完了）
	〃・7	○●県議会は福島第一原発事故の早期収束と福島第二の全基廃炉を求める意見書を可決
	〃・19	日本原子力研究開発機構（JAEA）の楡葉遠隔技術開発センターが開所
	〃・20	○福島第一・3号機の原子炉格納容器内に計測器付きカメラを初めて投入し、内部調査を開始
	〃・〃	○厚生労働省は福島第一で作業に従事した作業員を初めて労災認定（白血病）
	〃・26	○福島第一において海側遮水壁の閉合を完了
	11・1	川内村下川内の萩、貝ノ坂両地域で準備宿泊を開始
	〃・5	○福島第一において地下水ドレンによる地下水の汲み上げを開始
	〃・〃	○福島第一において2号機タービン建屋の滞留水移送設備から漏えいが発生
	〃・6	県は防災会議原子力防災部会を開催し、原子力災害対策重点区域に関する修正を含む防災計画修正案を審議
	〃・12	○福島第一・1号機ケーブルダクトからの地下水流入の停止を確認
	〃・17	○福島第一で電源盤点検のための電源停止作業のミスにより、地下水バイパス揚水ポンプが全台停止
	12・9	○福島第一において、廃棄物処理建屋間連絡ダクトにある滞留水の放射性物質濃度が上昇
〃・21	○福島第一・4号機海側のトレンチの穴埋め作業を完了（1～4号機全て完了）	
〃・22	○国は第10回廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会を開催	
平成28 (2016)	1・13	○福島第一のダストモニタにおいてダスト放射能濃度の「高警報」が発生し、県は東京電力に対して速やかな通報連絡、原因究明等を申し入れ
	2・1	県は防災会議を開催し、原子力災害対策重点区域に関する修正を含む原子力災害対策編の修正を決定
	〃・9	○福島第一において凍土遮水壁の設置工事を完了
	〃・15	○東京電力が第40回特定原子力施設監視・評価検討会において福島第一の凍土遮水壁を海側の凍結を先行させて行うことを発表
	〃・24	○東京電力が福島第一原発事故当時における通報・報告状況（炉心溶融等の公表遅れ（以下、「炉心溶融公表問題」））について公表
	〃・25	○福島第一・雑固体廃棄物焼却設備において防護服等の試験焼却を実施
	〃・26	○炉心溶融公表問題について、県は東京電力から詳しい説明を受け、原因究明や迅速かつ正確な通報・連絡の徹底等を申し入れ
	3・2	○第58回原子力規制委員会において、「東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ」の改訂案が了承

年	月 日	事 項
平成28 (2016)	3・3	○第41回特定原子力施設監視・評価検討会において、陸側遮水壁等の地下水流入抑制対策の実施計画の変更認可申請を一部補正した上で認可
	ㄥ・9	○東京電力が炉心溶融公表問題に関する第三者検証委員会を設置
	ㄥ・16	○東京電力が福島第一・1号機タービン建屋の循環注水ラインを切り離し
	ㄥ・ㄥ	○東京電力の炉心溶融公表問題に関する第三者検証委員会（第1回）が開催
	ㄥ・18	○東京電力が福島第一・雑固体廃棄物焼却設備による廃棄物の焼却を開始
	ㄥ・22	福島県原子力災害広域避難計画を改定
	ㄥ・28	○福島第一において、K排水路の港湾内への付替工事が完了
	ㄥ・31	○東京電力が福島第一・陸側遮水壁の凍結を開始
	4・1	原子力安全対策課榎葉町駐在を榎葉町役場から福島県榎葉原子力災害対策センター内に移転
	ㄥ・ㄥ	東京電力は燃料・火力発電、一般送配電、小売の3つの事業部門を分社化し、ホールディングカンパニー制（東京電力ホールディングス株式会社）に移行
	ㄥ・ㄥ	原子力規制委員会は原子力災害対策指針を一部改正
	ㄥ・8	○福島第一・高温焼却炉建屋において滞留水水位が上昇し制限水位を超過、県は、東京電力に対し、原因究明、再発防止及び水位管理の徹底等を申し入れ
	ㄥ・20	○国は第11回廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会を開催
	5・31	●東京電力は福島第二において復旧計画に基づく冷温停止維持に関わる設備等の復旧が全て完了したとの報告書を原子力規制庁へ提出
	6・3	○トリチウム水タスクフォース（経済産業省汚染水処理対策委員会傘下）が報告書を公表
	ㄥ・6	○東京電力が福島第一・陸側遮水壁の山側部分（未凍結箇所を除く）及び海側において0度を下回らなかった箇所における補助工法工事を開始
	ㄥ・12	政府は葛尾村の居住制限区域及び避難指示解除準備区域を解除
	ㄥ・14	政府は川内村の避難指示解除準備区域を解除
	ㄥ・16	○東京電力の第三者検証委員会が炉心溶融公表問題について検証結果の報告書を公表
	ㄥ・21	○東京電力廣瀬社長が、炉心溶融公表問題の第三者検証委員会報告書に対する東京電力としての対策について発表
	ㄥ・22	○東京電力福島復興本社林副代表から第三者検証委員会報告書に対する東京電力としての対策について危機管理部長へ報告
	ㄥ・28	○福島第一・免震重要棟遠隔監視室の6900V電源盤に警報が発生、停電によりセシウム吸着装置等の設備が停止
	7・1	福島県南相馬原子力災害対策センター、榎葉原子力災害対策センターが緊急事態応急対策等拠点に指定
	ㄥ・12	政府は南相馬市の居住制限区域及び避難指示解除準備区域を解除
	ㄥ・ㄥ	福島県南相馬原子力災害対策センター、榎葉原子力災害対策センターが開所
	ㄥ・13	○県・関係市町村間において福島第一周辺市町村の安全確保協定締結について合意、東京電力に対し早期締結を申し入れ
	ㄥ・ㄥ	○原子力損害賠償・廃炉等支援機構が「福島第一原子力発電所の廃炉のための技術戦略プラン2016」を公表。石棺方式を「長期に亘る安全管理は困難」としつつも、容認すると受け取られる記述が盛り込まれる
	ㄥ・15	○知事は、経済産業省へ「石棺方式」の選択の余地を残さないよう要望
	ㄥ・ㄥ	○副知事は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構理事長に「石棺方式」の記述削除を求めた
	ㄥ・19	○原子力損害賠償・廃炉等支援機構は、技術戦略プランを修正
	ㄥ・28	○福島第一・2号機におけるミュオン測定により、燃料デブリの大部分が圧力容器底部に存在しているとの解析結果が報告
	8・10	○福島第一・雑固体廃棄物焼却設備において、伸縮継手部に割れ及びピンホールが確認されたため、補修のため長期間停止すると報告
	ㄥ・19	○厚生労働省は福島第一で作業に従事した作業員を労災認定（白血病、2例目）
	ㄥ・24	○東京電力が福島第一構内に廃棄物関連設備等を新增設する旨の事前了解願いを県及び立地町（双葉町・大熊町）へ提出
	ㄥ・25	○東京電力が福島第一・5/6号閉鎖所屋上に設置の引留鉄鋼の鋼材に一部損傷が確認されたと報告
	ㄥ・29	○知事及び地元13市町村長から、経済産業大臣に対して、燃料デブリを含む放射性廃棄物について、県外において適切に処分するよう申し入れ
	9・1	○県、福島第一周辺11市町村及び東京電力が、安全確保協定を締結

年	月 日	事 項
平成28 (2016)	9・11	○福島第一・H2タンクエリアにおいて溶接作業の熱により旋回梯子の防風用ゴム板から発火・発煙
	〃・12	●原子力規制委員会が、福島第二において核物質防護規定遵守義務違反が認められたとして、文書により嚴重注意
	〃・13	○東京電力は、福島第一・1号機原子炉建屋カバー壁パネルの取り外しを開始
	〃・〃	●福島第二・核物質防護規定遵守義務違反について、県が東京電力に再発防止の徹底と安全を第一とする社内風土の確立を申し入れ
	〃・20	○炉心溶融公表問題について、知事及び地元13市町村長から東京電力廣瀬社長へ申し入れ
	〃・〃	○福島第一・護岸埋立エリア（4m盤）において、長雨の影響により地下水位が上昇
	〃・28	県庁北庁舎内に危機管理センターを開所
	〃・30	●富岡労働基準監督署は福島第二・軽油関連設備において労働衛生安全法に基づく届出がなされていないなかったとして是正勧告
	10・13	○東京電力は福島第一・陸側遮水壁の海側の凍結が完了したと発表
	11・10	○福島第一・1号機原子炉建屋カバー壁パネル取り外し完了
	〃・〃	○故障により停止していた福島第一・雑固体廃棄物焼却設備の運転を再開
	〃・22	○●福島県沖を震源とし、最大震度5弱を観測する地震が発生
	〃・〃	○●福島第一で最大1.6m、福島第二で最大1mの津波を観測
	〃・〃	●福島第二・3号機において、使用済燃料プールを冷却していた冷却浄化系ポンプが一時停止
	〃・〃	○福島第一・港湾内シルトフェンスが損傷
	12・4	○福島第一・2、3号機使用済燃料プールの冷却ポンプが一時停止
	〃・5	○県は福島第一・2、3号機使用済燃料プールの冷却ポンプ停止を踏まえ、原子力関係部長会議を開催
	〃・〃	○福島第一・3号機原子炉の冷却が一時停止
	〃・〃	○県は東京電力に対し、福島第一・2、3号機使用済燃料プール及び3号機原子炉の冷却停止に係る原因の調査及び再発防止を申し入れ
	〃・7	○原子力規制庁は、福島第一・2、3号機使用済燃料プール冷却ポンプ停止及び3号機原子炉注水停止について、東京電力に対し文書で行政指導
	〃・12	○福島第一・1号機において、汚染水処理設備の処理能力に余裕をもたせるため原子炉注水量の低減を開始
	〃・15	福島県原子力災害広域避難計画を改定
	〃・16	○厚生労働省は福島第一で作業に従事した東京電力社員を労災認定（甲状腺がん、1例目）
〃・21	○県、双葉町及び大熊町は福島第一・廃棄物関連施設等の新・増設計画を事前了解	
〃・〃	●県議会は福島第二の全基廃炉を求める意見書を可決	
〃・22	○資源エネルギー庁が、福島第一・3号機の使用済燃料プールからの燃料取り出し時期に関して、中長期ロードマップに示されている平成29年度内開始が難しい状況にあるとの見解を示す	
〃・23	○福島第一・2号機の格納容器の内部調査に向け、調査用ロボットの進入口となる格納容器貫通孔（X-6ベネ）に穴を開ける作業を完了	
平成29 (2017)	1・26	○福島第一・2号機の格納容器内部調査に向けた事前調査を開始
	〃・31	□東北電力は建設計画を取りやめた浪江・小高原子力発電所の用地（浪江側：約120万㎡）を浪江町に無償譲渡すると発表
	2・16	○福島第一・2号機の格納容器内部調査のため自走式調査ロボットを投入
	3・3	○東京電力は、福島第一・陸側遮水壁の山側未凍結箇所5箇所中4箇所凍結を開始
	〃・4	○国は第12回廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会を開催
	〃・18	●福島第二・構内法面において枯れ草を焼く火災発生
	〃・〃	○福島第一・1号機の格納容器内部調査を開始、変形型ロボットを投入し格納容器底部に堆積物を確認
	〃・22	原子力規制委員会は原子力災害対策指針を全部改正
	〃・31	政府は、川俣町（山木屋地区）、浪江町、飯館村の居住制限区域及び避難指示解除準備区域を解除
	4・1	政府は、富岡町の居住制限区域及び避難指示解除準備区域を解除
	〃・6	○福島第一・1/2号機排気筒において、一部点検が未実施だった東側の1箇所に破断を確認
5・29	○国は第13回廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会を開催	
7・5	原子力規制委員会は原子力災害対策指針を全部改正	

年	月 日	事 項
平成29 (2017)	7・19	○福島第一・3号機の格納容器内部調査を開始、水中遊泳ロボットを投入しペDESTAL内に溶融物が固化したと思われるもの等を確認
	〃・22	○福島第一・3号機使用済燃料プールからの燃料取り出しに向け、共用プールの保管スペースを確保するため、貯蔵されている使用済燃料をキャスク仮保管設備へ輸送
	〃・28	経済産業省は高レベル放射性廃棄物の最終処分に関する「科学的特性マップ」を公表
	〃・31	○福島第一・3号機燃料取り出し用カバーのドーム屋根を設置開始
	〃・〃	○国は第14回廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会を開催
	8・2	○福島第一・原子炉建屋周辺サブドレン1基の地下水位が低下し一時的に建屋内水位と逆転
	〃・3	県内17市町村は原子力災害時の広域避難受入に関して茨城県日立市と協定を締結
	〃・4	○県は東京電力に対し、サブドレン水位低下に関する申し入れを実施
	〃・14	○東京電力は2016年3月24日から28日の間において、汚染水処理設備（キュリオン）の運転上の制限を逸脱した運用があったことを公表
	〃・22	○福島第一・陸側遮水壁（凍土壁）最後の未凍結箇所（1箇所）凍結開始
	〃・30	○東京電力は福島第一のキャスク仮保管設備に保管している乾式キャスク2基に、装填が認可されていない使用済燃料（回収ウラン燃料）4体が装填されていることを公表
	〃・31	○原子力損害賠償・廃炉等支援機構が「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃炉のための技術戦略プラン2017」を公表
	9・1	○政府は廃炉・汚染水対策チーム会合を開催し、「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中期ロードマップ」改訂案を提示
	〃・15	○原子力関係部長会議を開催、廃炉安全監視協議会で取りまとめた「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」改訂案に対する意見を了承
	〃・21	県内18市町村は原子力災害時の広域避難受入に関して茨城県常陸太田市と協定を締結
	〃・25	会津美里町は原子力災害時の広域避難受入に関して茨城県常陸太田市と協定を締結
	〃・26	○政府は廃炉・汚染水対策関係係僚等会議を開催し、「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」を改訂
	〃・28	○福島第一・原子炉建屋周辺サブドレン42基のうち6基において、水位計の設定誤りによる建屋内滞留水水位と周辺地下水位の逆転が確認されたため、サブドレン地下水の汲み上げをすべて停止
	〃・29	○福島第一・原子炉建屋周辺サブドレン6基の水位計設定誤りについて、運転上の制限逸脱状態から復帰を宣言
	〃・〃	○国は第15回廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会を開催
	10・6	下郷町は原子力災害時の広域避難受入に関して茨城県常陸太田市と協定を締結
	11・1	○東京電力小早川社長、原子力規制委員会において報告した「福島第一原発の廃炉などに関する責任と決意」を説明するため鈴木副知事を訪問
	〃・20	○福島第一・2号機原子炉格納容器ガス管理設備において、臨界監視用ガス（キセノン-135）の放射能濃度が監視できない状態となり、運転上の制限の逸脱を宣言
〃・27	○福島第一・3号機の使用済燃料プール循環冷却一時系ポンプ（B）が一時停止	
12・13	○厚生労働省は福島第一で作業に従事した東京電力社員を労災認定（白血病、3例目）	
〃・19	○福島第一・1号機原子炉建屋カバー解体作業が完了	
〃・26	いわき市は原子力災害時の広域避難受入に関して茨城県高萩市と協定を締結	
平成30 (2018)	1・19	○福島第一・2号機の格納容器内部調査を実施、伸縮性パイプの先端にカメラを取り付けた装置により、燃料デブリとみられる小石状、粘土状の堆積物を確認
	〃・22	○福島第一・1号機オペフロ北側のガレキ撤去を開始
	〃・29	いわき市は原子力災害時の広域避難に関して茨城県内35市町村と協定を締結
	2・21	○福島第一・3号機燃料取り出し用カバーのドーム屋根の設置完了
	3・1	○東京電力は福島第一・陸側遮水壁（凍土壁）の効果に関する評価を公表
	〃・15	○福島第一・3号機使用済燃料取扱設備（燃料取扱機・クレーン）の試運転開始
	〃・〃	○福島第一・G3タンクエリアの堰内雨水の移送作業において、汚染した雨水の堰外への漏えいが発生
	〃・28	G3タンクエリアで汚染した雨水が漏えいした事象について申し入れ
	4・16	○福島第一・2号機原子炉建屋西側外壁に開口部を設置する作業を開始
	〃・27	○国は第16回廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会を開催
	5・11	○福島第一・3号機使用済燃料取り出し用クレーンの試運転中に主巻インバータに不具合（異音及び煤付着）発生

年	月 日	事 項
平成30 (2018)	6・4	県は防災会議原子力防災部会を開催し、原子力災害医療体制に関する修正を含む防災計画修正案を審議
	〃・8	原子力規制委員会は原子力災害対策指針を一部改正
	〃・14	●東京電力は福島第二の全基を廃炉とする方針を公表
	〃・21	○福島第一・2号機原子炉建屋西側外壁に開口部を設置する作業が完了
	7・2	○福島第一・2号機原子炉建屋西側開口部付近のオペフロ調査を開始
	〃・4	○国は第18回廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会を開催
	〃・18	○福島第一・2号機原子炉建屋西側開口部付近のオペフロ調査が完了
	〃・〃	原子力規制委員会は原子力災害対策指針を一部改正
	〃・25	○福島第一・プロセス主建屋及び高温焼却建屋近傍のサブドレン水位が監視不能となり、運転上の制限の逸脱を宣言
	〃・〃	原子力規制委員会は原子力災害対策指針を全部改正
	8・2	○福島第一・1号機オペフロ南側の現場調査が完了
	〃・8	○福島第一・3号機使用済燃料取扱設備の使用前検査中に、燃料取扱機の異常を示す警報が鳴り自動停止
	〃・23	○福島第一・2号機原子炉建屋オペフロ内の残置物移動・片付け開始
	9・4	○厚生労働省は福島第一で作業に従事した東京電力社員を労災認定（肺がん、1例目）
	〃・8	○福島第一・増設多核種除去設備において汚染水の漏えいが発生
	〃・19	○福島第一・1号機原子炉建屋のXブレースの一部撤去を開始
	〃・26	○福島第一・2号機原子炉建屋オペフロ内の残置物移動・片付け完了
	10・1	原子力規制委員会は原子力災害対策指針を一部改正
	〃・2	○原子力損害賠償・廃炉等支援機構が「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃炉のための技術戦略プラン2018」を公表
	〃・19	○県は東京電力に対し、福島第一・3号機使用済燃料取扱設備の不具合に関する申し入れを実施
11・14	○福島第一・2号機原子炉建屋オペフロ内の全域調査を開始	
12・12	○厚生労働省は福島第一で作業に従事した東京電力社員を労災認定（甲状腺がん、2例目）	
〃・20	○福島第一・1号機原子炉建屋のXブレースの一部撤去が完了	
平成31 (2019)	1・8	○福島第一・2号機のCST原子炉注入ポンプの吐出圧力が上昇し、ポンプ2台が自動停止
	〃・10	○国は第18回廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会を開催
	2・13	○福島第一・2号機の格納容器内部調査を実施、伸縮性パイプの先端に取り付けた装置により、格納容器底部の堆積物の挙動を確認
	4・15	○福島第一・3号機の燃料取り出し開始
令和元 (2019)	7・1	○国は第19回廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会を開催
	〃・2	県は防災会議を開催し、原子力災害医療体制に関する修正を含む原子力災害対策編の修正を決定
	〃・3	原子力規制委員会は原子力災害対策指針を一部改正
	〃・31	●東京電力は福島第二・1～4号機の廃止について取締役会で正式決定
	9・9	○原子力損害賠償・廃炉等支援機構が「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃炉のための技術戦略プラン2019」を公表
	〃・30	●東京電力は福島第二・1～4号機について電気事業法第27条の27第3項に基づく発電事業変更届出書を経済産業省に提出し、廃炉が確定
	〃・〃	○国は第20回廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会を開催
	12・2	○政府は廃炉・汚染水対策チーム会合を開催し、「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」改訂案を提示
	〃・17	○原子力関係部長会議を開催、廃炉安全監視協議会で取りまとめた「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」改訂案に対する意見を了承
	〃・26	●県、地元13市町村及び東京電力が、安全確保協定を締結
〃・27	○政府は廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議を開催し、「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」を改訂	
令和2 (2020)	2・5	原子力規制委員会は原子力災害対策指針を一部改正
	4・6	○国は第1回多核種除去設備等処理水の取扱いに係る関係者の意見を伺う場を開催

年	月 日	事 項
令和2 (2020)	4・13	○国は第2回多核種除去設備等処理水の取扱いに係る関係者の意見を伺う場を開催
	〃・19	○国は第21回廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会を開催
	〃・24	○実施計画第1編25条（格納容器内の不活性雰囲気機能維持）を満足できていないことが、窒素ガス分離装置の切替時に判明。切替後、窒素濃度が99%以上である事を確認したため、運転上の制限逸脱からの復帰を宣言
	〃・29	○1/2号機排気筒の解体が完了
	〃・30	○JAEA 大熊町・分析センター第一棟においてブルーシートが燃える火災発生
	5・11	○国は第3回多核種除去設備等処理水の取扱いに係る関係者の意見を伺う場を開催
	〃・29	●東京電力は福島第二・1～4号機の廃止措置計画を原子力規制委員会へ申請
	〃・〃	●東京電力は福島第二・1～4号機の廃止措置の実施に対する事前了解願いを県、檜葉町、富岡町へ提出
	6・30	○国は第4回多核種除去設備等処理水の取扱いに係る関係者の意見を伺う場を開催
	7・8	○サブドレンNo.19における井戸から地表面に地下水の溢水が発生。ポンプを起動し、溢水が停止していることを確認
	〃・17	国は第5回多核種除去設備等処理水の取扱いに係る関係者の意見を伺う場を開催
	9・1	○3号機廃棄物地下貯蔵建屋に接続された配管から、高濃度廃液の漏洩を確認
	〃・9	○国は第6回多核種除去設備等処理水の取扱いに係る関係者の意見を伺う場を開催
	10・6	原子力損害賠償・廃炉等支援機構が「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃炉のための技術戦略プラン2020」を公表
	〃・8	○国は第7回多核種除去設備等処理水の取扱いに係る関係者の意見を伺う場を開催
〃・28	原子力規制委員会は原子力災害対策指針を一部改正	
11・12	○1号機原子炉格納容器ガス管理設備の排気ファンが全台停止し、当該設備の放射線検出器が監視不能となり運転上の制限を逸脱した。1号機PCVガス管理設備排気ファン起動後、当該設備の放射線検出器にて、未臨界監視が可能であることを確認したため運転上制限逸脱からの復帰を宣言	
令和3 (2021)	2・13	○福島県沖を震源とする最大震度6強の地震の発生を受け、県災害対策本部において原子力災害対応開始
	〃・19	○1、3号機格納容器内の水位低下が続いていることを東京電力が発表
	〃・28	○福島第一・3号機で使用済燃料プールの使用済燃料取り出し完了
	4・13	○国は福島第一原子力発電所の多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針を決定
	〃・14	○県は令和3年度第1回原子力関係部局長会議を開催
	〃・15	○県は令和3年度第2回原子力関係部局長会議を開催
	〃・〃	○県は国に対して福島第一原子力発電所における処理水の処分に係る申し入れを実施
	〃・16	○国は第1回ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実実行に向けた関係閣僚等会議を開催
	〃・18	○国は第22回廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会を開催
	〃・22	○処理水の基本方針に関し知事が内閣総理大臣と面談
	〃・28	●「福島第二原子力発電所廃止措置計画認可申請」を原子力規制委員会が認可
	6・16	●福島第二原子力発電所廃止措置計画を県、檜葉町、富岡町が事前了解
	〃・23	●福島第二原子力発電所の廃止措置に着手
	〃・〃	○一時保管エリアPの排水枡において全ベータ値が一時的に上昇
	7・5	○調査の結果、一時保管エリアPに保管していたノッチタンク内の高ベータ汚染土壌から溶出したストロンチウム90が雨水とともに漏えいした推定
	〃・8	○県は東京電力に対しガレキ一時保管エリアP排水枡における全ベータ値の一時的な上昇に対する申し入れ（原因究明等）
	〃・21	○県は東京電力に対しガレキ一時保管エリアP排水枡における全ベータ値の一時的な上昇に対する申し入れ（再発防止対策）
	〃・〃	原子力規制委員会は原子力災害対策指針を一部改正
	8・24	○国は、第2回ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議において、ALPS処理水の処分に伴う当面の対策の取りまとめを実施
〃・25	○東京電力が多核種除去設備等処理水の取扱いに関する検討状況（全体計画）を公表	
〃・28	○国は第23回廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会を開催	
〃・30	○多核種除去設備（ALPS）における排気ラインフィルタの損傷	
9・6	○厚生労働省は福島第一で作業に従事した者の喉頭がんを労災認定（2例）	

年	月 日	事 項
令和3 (2021)	9・24	○多核種除去設備（ALPS）における排気ラインフィルタの損傷に対する申し入れを東京電力に実施
	10・13	○4号機西側（K排水路（暗渠）との交差付近）の測温管1ヵ所において、局所的に0℃を超過している状態が継続していることを確認
	〃・29	○原子力損害賠償・廃炉等支援機構が「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃炉のための技術戦略プラン2021」を公表
	11・10	県は防災会議原子力防災部会を開催し、災害対策基本法及び原子力災害対策指針の改正を踏まえた防災計画修正案を審議
	〃・20	○国は第24回廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会を開催
	12・20	○東京電力は福島第一・ALPS 処理水希釈放出設備及び関連施設の新設に対する事前了解願いを県、大熊町、双葉町へ提出
	〃・21	○東京電力は「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画変更認可申請書」を原子力規制委員会に申請
	〃・28	○国は、ALPS 処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画を決定
令和4 (2022)	2・14	○IAEA は福島第一原発の ALPS 処理水の取扱いに関する IAEA レビューミッションを派遣
	〃・28	県は防災会議を開催し、災害対策基本法及び原子力災害対策指針の改正を踏まえた原子力災害対策編の修正を決定
	3・16	○福島県沖を震源とする最大震度6強の地震の発生を受け、県災害対策本部において原子力災害対応開始
	4・6	原子力規制委員会は原子力災害対策指針を一部改正
	7・6	原子力規制委員会は原子力災害対策指針を一部改正
	〃・22	原子力規制委員会は福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画変更認可申請について認可
	〃・26	○県は第2回廃炉安全監視協議会及び第4回技術検討会を開催し、ALPS 処理水希釈放出設備及び関連施設の新設に関する確認結果報告書を取りまとめる
	8・2	○県は原子力関係部局長会議を開催
	〃・〃	○県、大熊町、双葉町は東京電力に対して福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画の変更認可申請（ALPS 処理水希釈放出設備及び関連施設の新設）に係る事前了解願いに対して意見を付して了解した
	〃・3	○ALPS 処理水の取扱いについて、知事が経済産業大臣に要望を行う
	〃・30	○国は、第4回 ALPS 処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議を開催
	9・3	○国は第25回廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会を開催
	10・11	○原子力損害賠償・廃炉等支援機構が「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃炉のための技術戦略プラン2022」を公表
令和5 (2023)	1・13	○国は、第5回 ALPS 処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議を開催
	2・2	○国は第26回廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会を開催
	3・20	県は防災会議を開催し、国の防災基本計画の内容を反映させるとともに、原子力災害対策指針の改正を踏まえた原子力災害対策編の修正を決定

原子力関係機関の一覧

政府の原子力関係機関

機関名	住 所	電話番号	ホームページ URL
経済産業省	〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1	03-3501-1511	www.meti.go.jp/
原子力規制庁	〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9	03-3581-3352	www.nsr.go.jp/
福島第一 原子力 規制事務所	〒975-0036 南相馬市原町区萱浜字巢掛場45-178	0244-32-0600	www.nsr.go.jp/jimusho/fukushimal/
福島第二 原子力 規制事務所	〒979-0513 双葉郡楡葉町大字山田岡字仲丸1-77	0240-23-6816	www.nsr.go.jp/jimusho/fukushima2/
国立研究 開発法人 日本原子力 研究開発機構	〒319-1184 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765-1	029-282-1122	www.jaea.go.jp/
国立研究開発 法人量子科学 技術研究開発 機構放射線医 学総合研究所	〒263-8555 千葉県千葉市稲毛区穴川4-9-1	043-251-2111	www.nirs.qst.go.jp

県の原子力関係機関

所属名	住 所	電話番号	ホームページアドレス
災害対策課	〒960-8670 福島市杉妻町2-16 北庁舎3階	024-521-7194	www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16025b/
原子力安全 対策課	〒960-8670 福島市杉妻町2-16 北庁舎3階	024-521-7819	www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16025c/
放射線監視室	〒960-8670 福島市杉妻町2-16 北庁舎3階	024-521-8498	www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16025d/
避難地域 復興課	〒960-8670 福島市杉妻町2-16 本庁舎5階	024-521-8435	www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11050a/
避難者支援課	〒960-8670 福島市杉妻町2-16 本庁舎5階	024-523-4157	www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16055b/
生活拠点課	〒960-8670 福島市杉妻町2-16 本庁舎5階	024-521-8306	www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11050b/
原子力損害 対策課	〒960-8670 福島市杉妻町2-16 本庁舎5階	024-521-7103	www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16055a/
環境共生課	〒960-8670 福島市杉妻町2-16 西庁舎8階	024-521-7248	www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16035a/

所属名	住 所	電話番号	ホームページアドレス
環境創造センター	〒963-7700 田村郡三春町深作10-2	0247-61-6111	www.pref.fukushima.lg.jp/sec/298/
環境創造センター 環境放射線センター	〒975-0036 南相馬市原町区萱浜字巢掛場45-169	0244-32-0800	www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16171a/
環境創造センター 福島支所	〒960-8163 福島市方木田字水戸内16-6	024-544-2030	www.pref.fukushima.lg.jp/sec/298/
中間貯蔵・除染対策課	〒960-8670 福島市杉妻町2-16 西庁舎10階	024-521-8043	www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16045d/
県民健康調査課	〒960-8670 福島市杉妻町2-16 本庁舎3階	024-521-8219	www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045b/
地域医療課	〒960-8670 福島市杉妻町2-16 西庁舎7階	024-521-7221	www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045c/
食品生活衛生課	〒960-8670 福島市杉妻町2-16 西庁舎7階	024-521-7245	www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045e/
環境保全農業課	〒960-8670 福島市杉妻町2-16 西庁舎9階	024-521-7342	www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36021d/
農業総合センター	〒963-0531 郡山市日和田町高倉字下中道116	024-958-1700	www.pref.fukushima.lg.jp/sec/37200a/

周辺13市町村

市町村名	住 所	電話番号	ホームページアドレス
いわき市	〒970-8686 いわき市平字梅本21	0246-22-1111	www.city.iwaki.lg.jp/
田 村 市	〒963-4393 田村市船引町船引字畑添76-2	0247-81-2111	www.city.tamura.lg.jp/
南 相 馬 市	〒975-8686 南相馬市原町区本町2-27	0244-22-2111	www.city.minamisoma.lg.jp/
川 俣 町	〒960-1492 伊達郡川俣町字五百田30	024-566-2111	www.town.kawamata.lg.jp/
広 野 町	〒979-0402 双葉郡広野町大字下北迫字苗代替35	0240-27-2111	www.town.hirono.fukushima.jp/
檜 葉 町	〒979-0696 双葉郡檜葉町大字北田字鐘突堂5-6	0240-25-2111	www.town.naraha.lg.jp/
富 岡 町	〒979-1192 双葉郡富岡町本岡字王塚622-1 (郡山支所) 〒963-0201 郡山市大槻町字原ノ町49-1	0240-22-2111 024-983-9021	www.tomioka-town.jp/
川 内 村	〒979-1292 双葉郡川内村大字上川内字早渡11-24	0240-38-2111	www.kawauchimura.jp/

市町村名	住 所	電話番号	ホームページアドレス
大 熊 町	〒979-1306 双葉郡大熊町大字大川原字南平1717 (会津若松出張所)	0120-26-3844	www.town.okuma. fukushima.jp/
	〒965-0873 会津若松市インター西111 (いわき出張所)	0120-26-3844	
	〒970-1151 いわき市好間町下好間字鬼越18 (中通り連絡事務所)	0120-26-5671	
	〒963-8035 郡山市希望ヶ丘11-10	0120-24-1013	
双 葉 町	〒979-1495 双葉郡双葉町大字長塚字西73-4 (いわき支所)	0240-33-0125	www.town.fukushima- futaba.lg.jp/
	〒974-8212 いわき市東田町2-19-4 (郡山支所)	0246-84-5200	
	〒963-8024 郡山市朝日1-20-2 (南相馬市連絡所)	024-973-8090	
	〒975-0039 南相馬市原町区青葉町2-62-2	0244-32-1275	
浪 江 町	〒979-1592 双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7-2 (福島出張所)	0240-34-2111	www.town.namie. fukushima.jp/
	〒960-8018 福島市渡利字船場2-1 (二本松出張所)	024-529-7451	
	〒964-0875 二本松市槻木253-8 (いわき出張所)	0243-62-0123	
	〒970-8025 いわき市平南白土1-5-12	0246-24-0020	
葛 尾 村	〒979-1602 双葉郡葛尾村大字落合字落合16	0240-29-2111	www.katsurao.org/
飯 館 村	〒960-1892 相馬郡飯館村伊丹沢字伊丹沢580-1	0244-42-1611	www.vill.iitate.fukushima.jp/

事 業 者

事業者名	住 所	電話番号	ホームページアドレス
東京電力 ホールディングス 株式会社	〒100-8560 東京都千代田区内幸町1-1-3	03-6373-1111	www.tepco.co.jp/
東京電力 福島第一 原子力発電所	〒979-1301 福島県双葉郡大熊町夫沢字北原22	0240-30-9301	http://www.tepco.co.jp/ decommission/
東京電力 福島第二 原子力発電所	〒979-0695 福島県双葉郡楡葉町波倉字小浜作12	0240-25-4111	www.tepco.co.jp/nu/f2-np/

発行 令和5年4月

福島県危機管理部原子力安全対策課

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号

電話 (024) 521-8054 (直通)

令和5年度広報・調査等交付金事業により作成しました。

※この冊子は再生紙を使用しております。